

資料編

I. 現況調査の詳細内容

本項では、第2章「都市構造の現況・課題」に関する現況調査の内容について整理しています。

I-1 人口

(1) 住民基本台帳登録者数の状況

**総人口がほぼ横ばいで推移するなか一貫して増加する高齢者数
世帯数の増加とともに転入超過傾向が継続**

◇直近5年間の住民基本台帳登録者数の動向を確認すると、人口は微増と微減を繰り返しつつ**ほぼ横ばいで推移**するなか、**65歳以上人口は一貫して増加**しています。

◇本市に転入される人口が転出する人口を上回る「**転入超過**」傾向が**続いている**ことも本市の大きな特徴であり、住宅都市として今もなお発展している状況が伺えます。

【住民基本台帳登録者数(直近5年間)】

基準	住民基本台帳 登録者数	世帯数	65歳以上 人口	高齢化率	都市計画区域内 人口
H30.4月	71,685人	31,275世帯	19,479人	27.2%	70,972人
H31.4月	71,598人	31,602世帯	19,743人	27.6%	70,864人
R2.4月	71,708人	31,975世帯	19,869人	27.7%	70,997人
R3.4月	71,726人	32,375世帯	20,080人	28.0%	71,026人
R4.4月	71,613人	32,520世帯	20,171人	28.2%	70,950人

【住民基本台帳登録者数の増減(直近5年間)】

基準	人口 増減計	自然 増減	出生数	死亡者数	社会 増減	転入者数	転出者数	その他
H30.4月	26人	-46人	605人	-651人	72人	3,738人	-3,666人	0人
H31.4月	-87人	-70人	579人	-649人	-31人	3,780人	-3,811人	14人
R2.4月	110人	-130人	569人	-699人	247人	3,809人	-3,562人	-7人
R3.4月	18人	-98人	547人	-645人	121人	3,636人	-3,515人	-5人
R4.4月	-113人	-184人	526人	-710人	85人	3,593人	-3,508人	-14人

(2) 将来人口推計

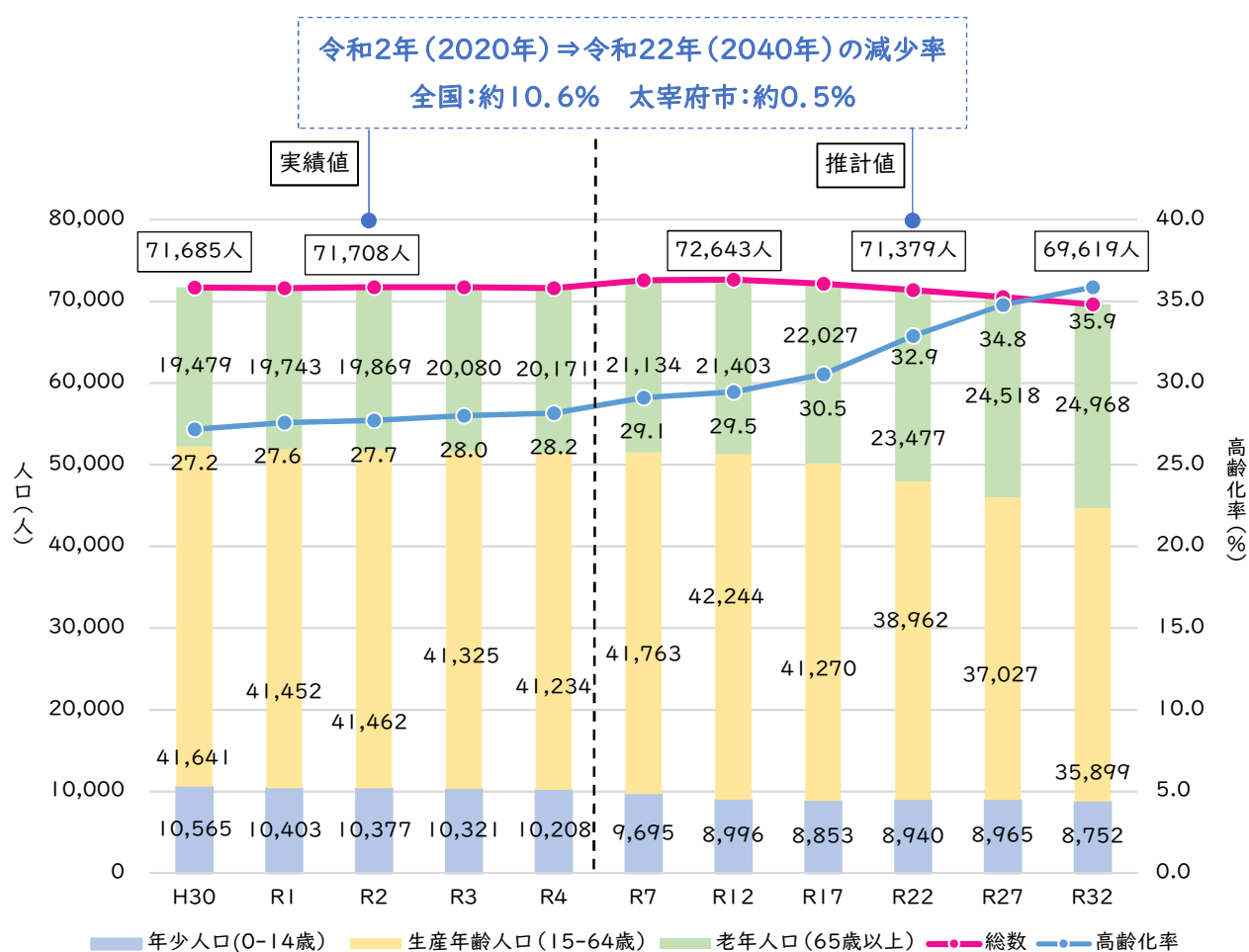
2030年(令和12年)をピークに人口減少に転じるものの減少率はゆるやか

◇下のグラフについて、2018年(平成30年)から2022年(令和4年)の実績値は住民基本台帳、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計値(2020年(令和2年)国勢調査の人口に基づく推計)を表したグラフです。

◇現在まで総人口がほぼ横ばいで推移していますが、ゆるやかに減少傾向に転ずる見込みです。しかし、全国的な減少見込みと比べて、その率が極めてゆるやか(令和2年～令和22年にかけて全国の減少率約10.6%、太宰府市の減少率約0.5%)であることが本市の特徴であると言えます。

◇65歳以上人口は一貫して増加する見込みであり、2045年(令和27年)以降は33%(3人のうち1人が65歳以上の高齢者)を超える見込みです。

【将来人口推計】



出典：H30～R4 住民基本台帳、R7～R32 国立社会保障・人口問題研究所

(3) 人口分布と人口密度

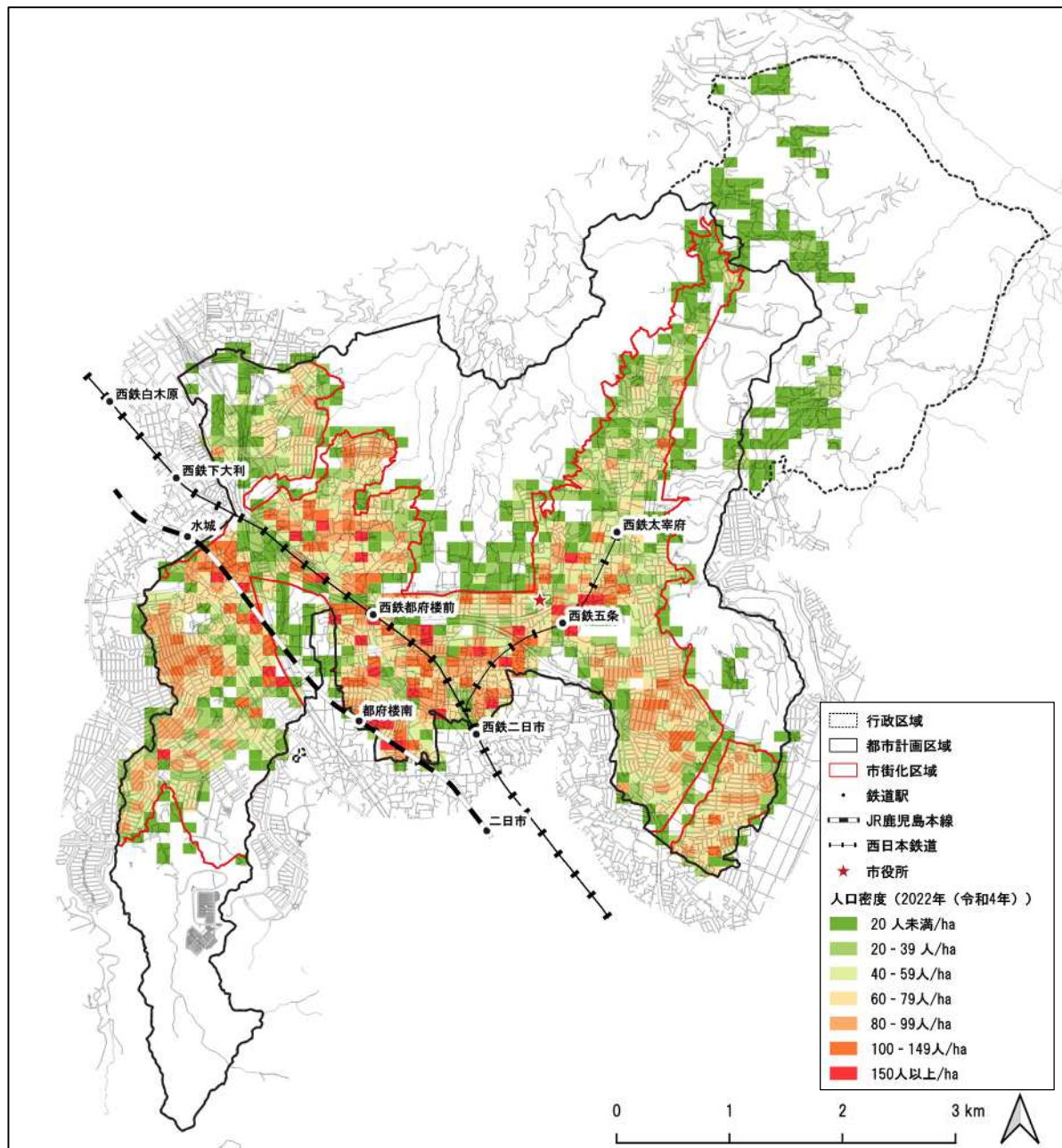
高い人口密度を保つものの住宅団地等では低密度化が進行する見込み

◇人口分布と人口密度については、下図のとおり100mメッシュによる人口で確認するものとし、現状値を2022年（令和4年）、将来推計値を概ね20年後の2045年（令和27年）とします。

◇住宅を主とする土地利用が形成されてきた本市は、各駅周辺を中心に高い人口集積が図られており、将来的にも山間部を除く地域において、既成市街地の基準とされる40人/ha以上の人口密度を保つ見込みです。

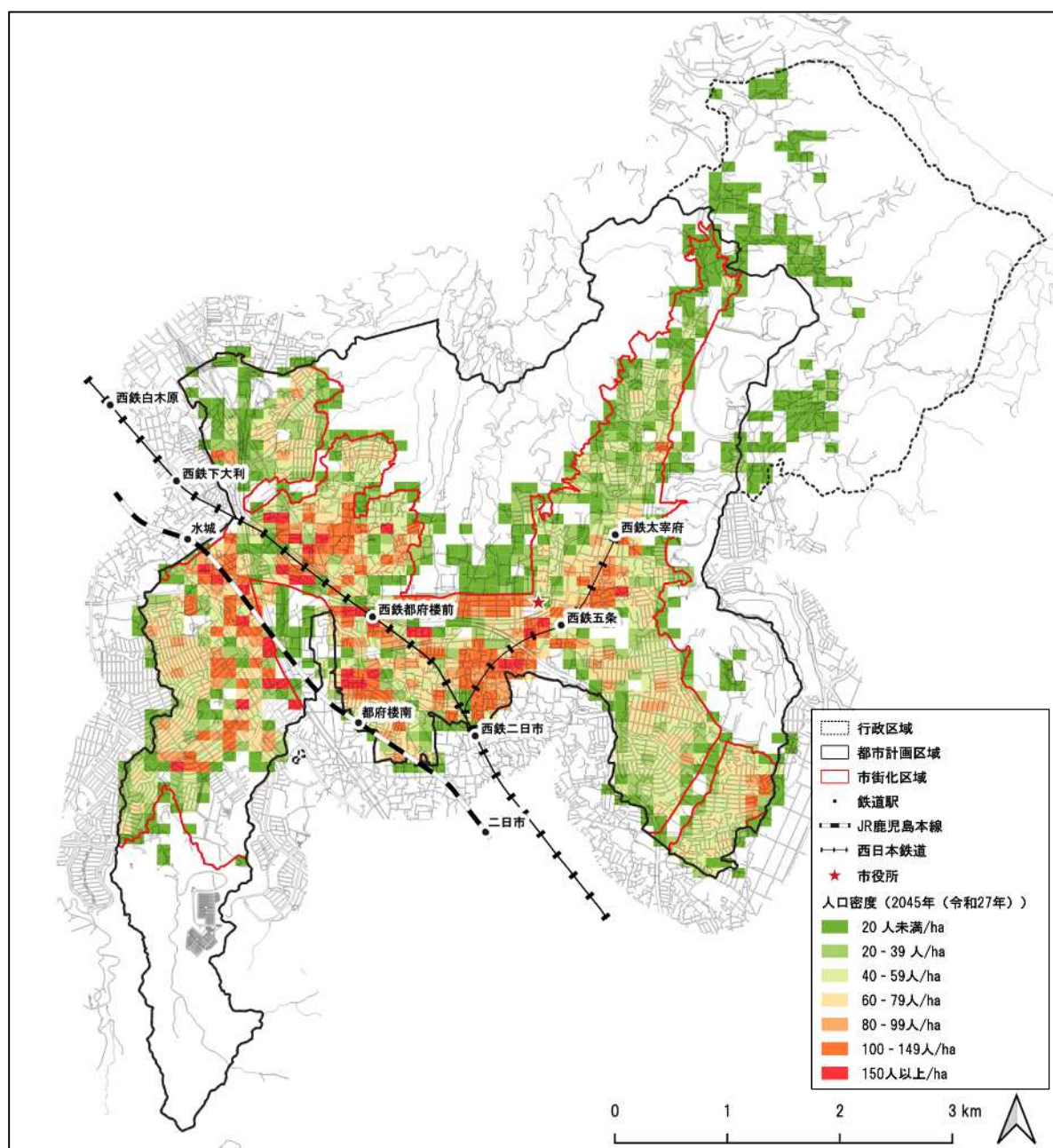
◇しかし、一方では、昭和40年代頃を中心に整備された住宅団地において低密度化が進行する地域が存在しており、多くの住宅団地を有する本市ならではの課題であると言えます。

【人口密度 2022年(令和4年)】



出典：令和4年度都市計画基礎調査

【人口密度 2045 年(令和27年)】



出典：令和 4 年度都市計画基礎調査

(4) 高齢化率

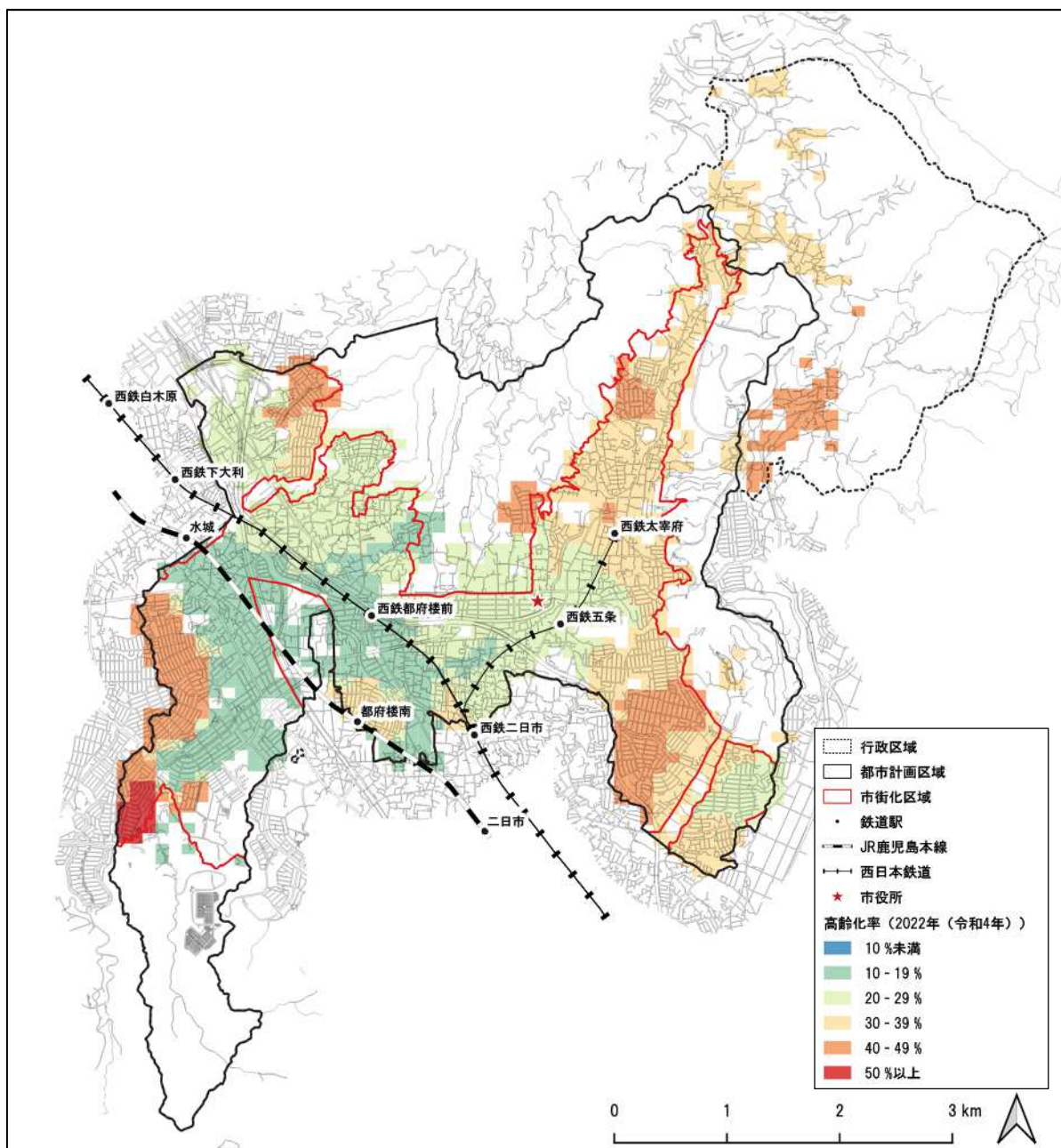
住宅団地を中心に高齢化が進行、人口減少の第三段階へ

- ◇ 高齢化率については、下図のとおり100mメッシュで確認するものとし、現状値を2022年（令和4年）、将来推計値を概ね20年後の2045年（令和27年）とします。
- ◇ 本格的な高齢化社会を迎えるなか、市の高齢化率28.2%を大きく上回る高齢化の進行が顕著な地域が存在しています。
- ◇ 高齢者の数が伸び続けるなか、将来的に高齢者の数が減少するといった、いわゆる「人口減少の第三段階※」に入ることが見込まれる地域も存在します。

※人口減少の第三段階

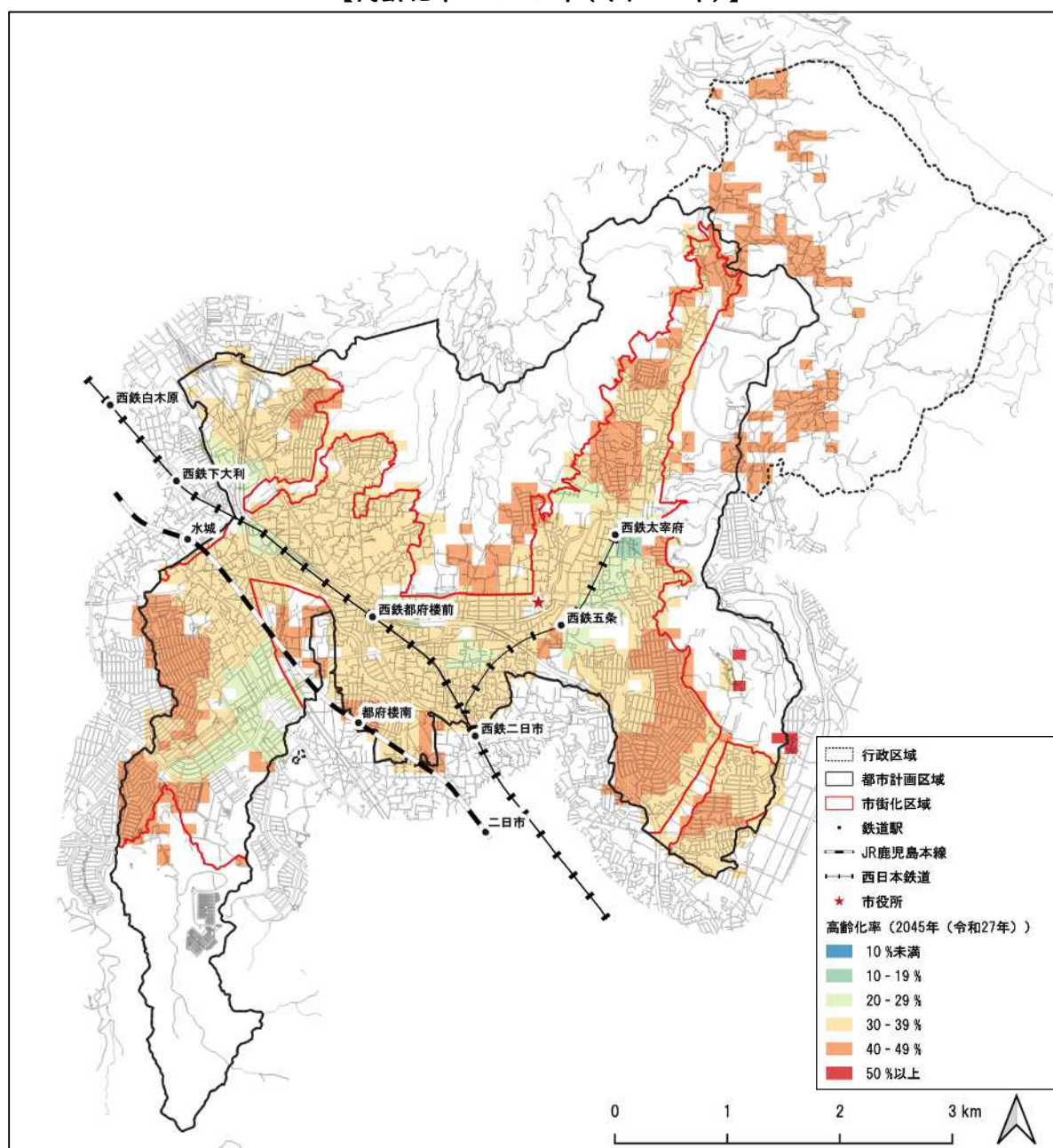
年少人口（0-14歳）の減少が一層加速化し、老年人口（65歳以上）も減少していく時期のこと

【高齢化率 2022年（令和4年）】



出典：令和4年度都市計画基礎調査

【高齢化率 2045 年(令和27年)】



出典：令和4年度都市計画基礎調査

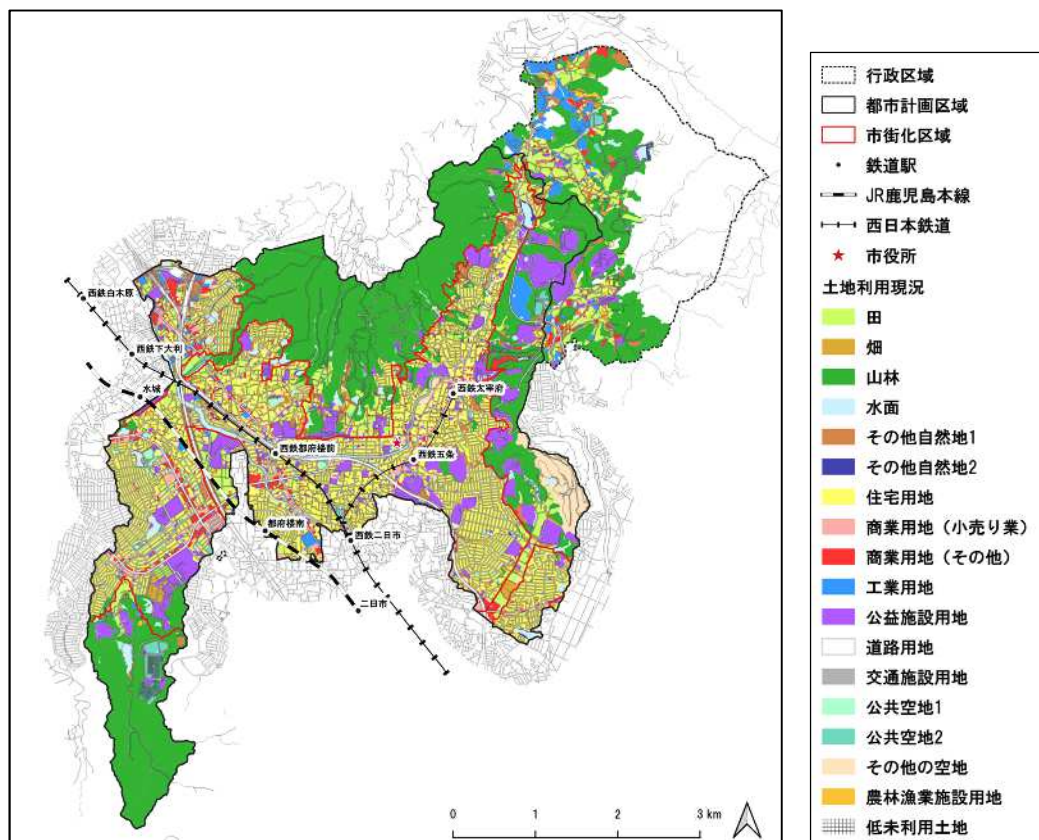
1-2 土地利用

(1) 土地利用の状況

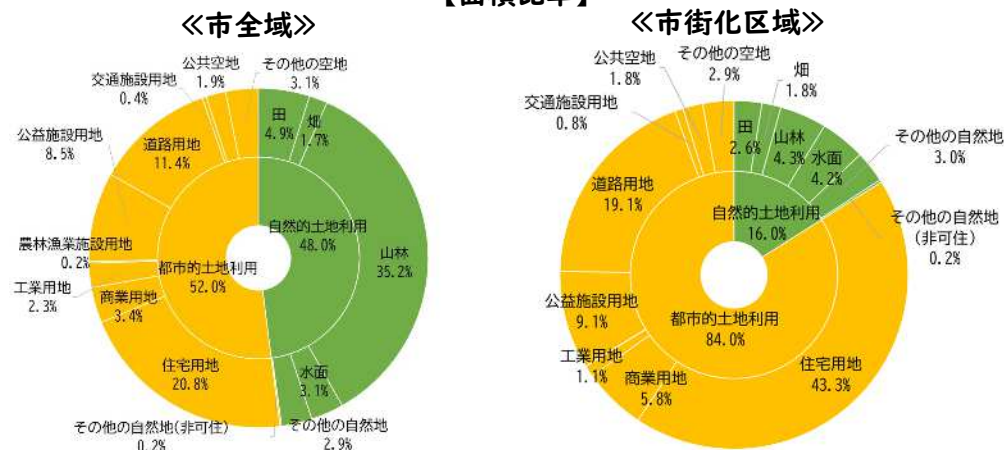
住宅を中心に歴史や文化・教育が調和した土地利用の形成

- ◇本市の土地利用現況は、住宅用地や商業用地、公益施設用地等といった都市的土地利用の割合と、山林等の自然的土地利用の割合が約半数ずつで構成されています。
- ◇市街化区域では、都市的土地利用の割合が8割を超えています。なかでも住宅用地の占める割合が高くなっており、これまで福岡都市圏の住宅都市として発展してきた状況が伺えます。また、鉄道駅周辺や国道3号、主要地方道福岡筑紫野線等の幹線道路沿線には一定の商業用地が形成されています。
- ◇このような状況のなか、教育機関や神社・仏閣、史跡地等からなる公益施設用地（文教厚生施設）の割合が高く、中でも史跡地の割合が市域の約16%を占めており、住宅を中心に歴史や文化・教育等の地域資源が調和した土地利用が形成されています。

【土地利用現況】



【面積比率】



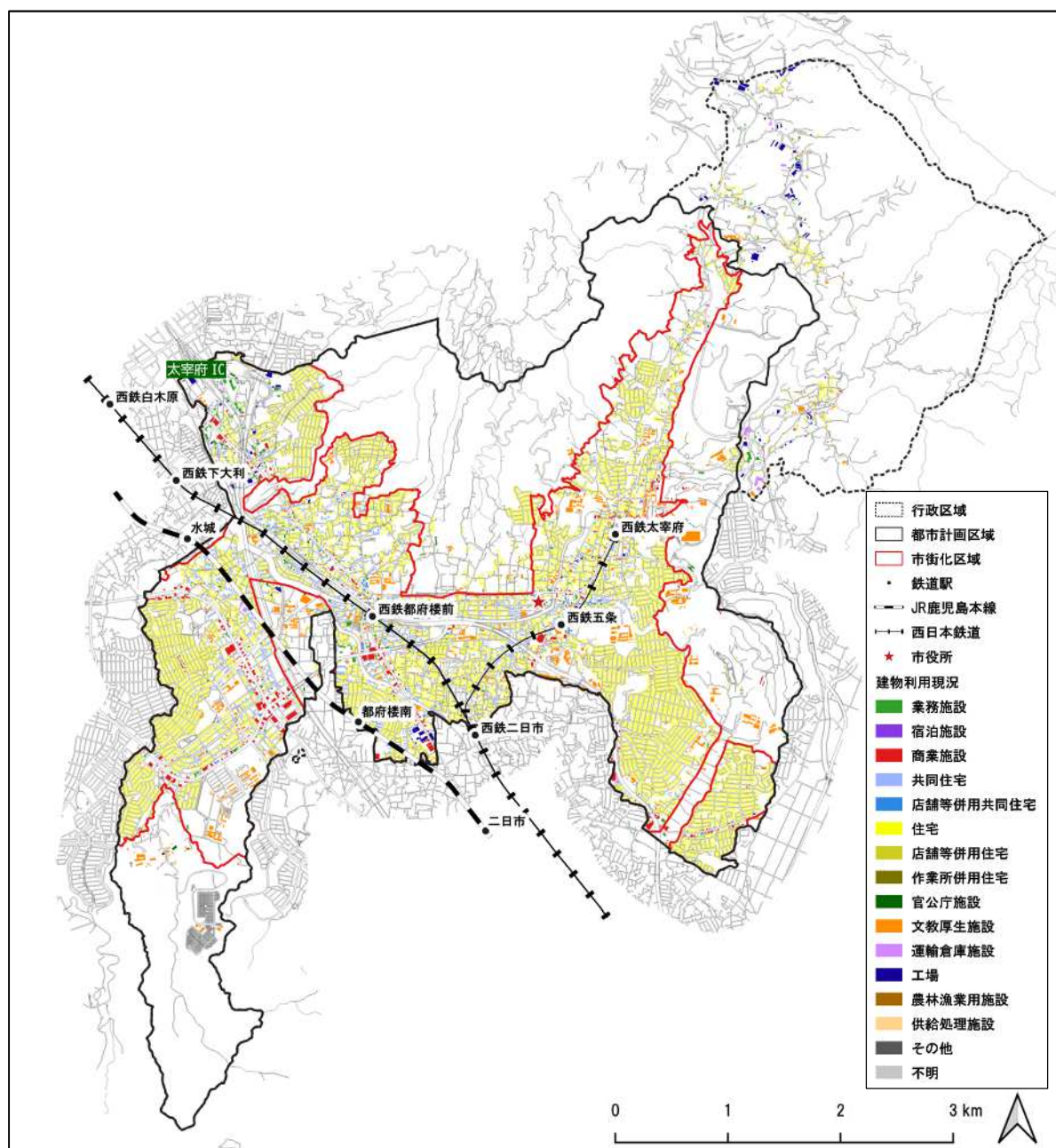
出典：令和4年度都市計画基礎調査

(2) 建物利用の状況

戸建て住宅の良好な住宅地を中心とした市街地形成

- ◇本市の建物利用状況は、前述の土地利用と同様に、主に住宅の利用が大部分を占め、市東部の緑台、梅香苑、高雄、市西部の青葉台、ひまわり台、市北部の水城台や国分台、三条台等といった戸建て住宅を中心とした良好な住宅団地が形成されています。
- ◇商業系の建物は、鉄道駅周辺や国道3号、主要地方道福岡筑紫野線等の幹線道路沿線に立地しています。
- ◇工業系の建物は、主に太宰府IC周辺に立地し、一部の地域では、住宅と工場系の利用がされています。

【建物利用現況】



出典：令和4年度都市計画基礎調査

(3) 空き家数の推移

空き家の割合が減少傾向

- ◇下のグラフについては、「住宅・土地統計調査」における市内の住宅戸数と空き家数※から空き家率※を算出し、全国の推移と比較したものです。
- ◇本市の空き家数については2008年（平成20年）から2013年（平成25年）にかけて増加傾向にありますが、**2018年（平成30年）にかけて減少傾向**にあります。
- ◇空き家率については、**全国的に微増しているなか、本市は減少**しており、全国の平均値を下回っています。
- ◇市内で把握している空き家数については、2016年度（平成28年度）に実施した市内全域の一戸建て木造住宅を対象とした実態調査で判明した712戸から令和4年度末時点で379戸と年々減少しており、住宅・土地統計調査の傾向と一致することから、減少していることが伺えます。
- ◇上記の理由としては、**住宅都市としての需要**があり、流通が盛んに行われていること、本市で行っている空き家の予防、管理、活用、流通を促進させる相談体制の整備などの空家等対策の効果が考えられます。

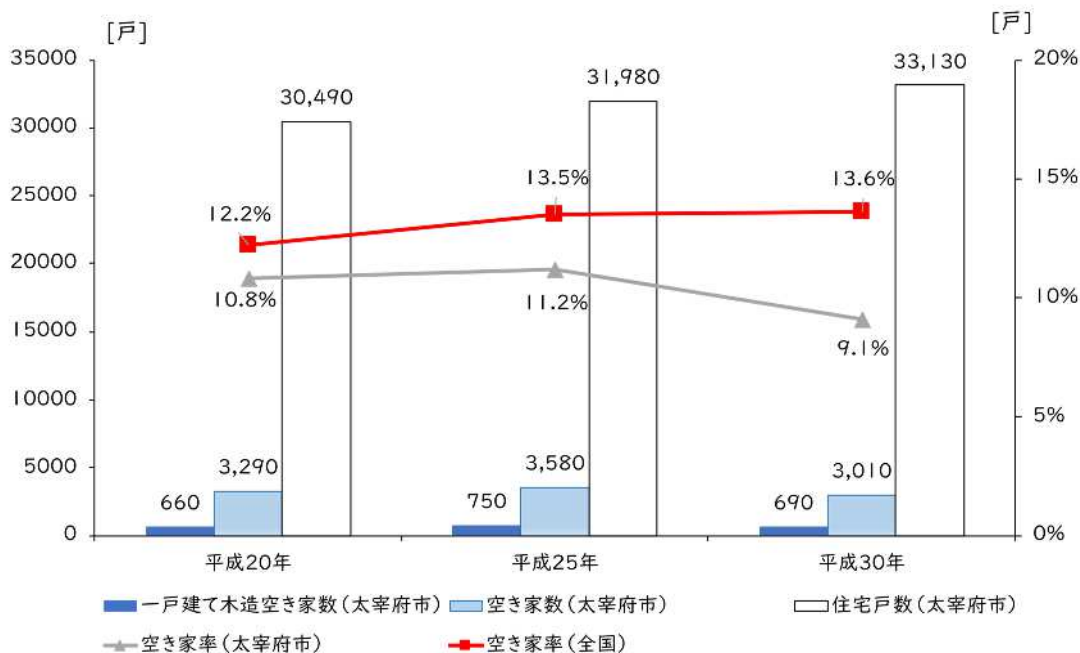
※空き家数

住宅・土地統計調査における建て方（一戸建、長屋建など）、構造（木造、非木造）の区別をせずに集計した空き家の総数

※空き家率

住宅戸数のうち上記注釈の空き家の割合

【空き家数及び空き家率の推移】



出典：住宅・土地統計調査

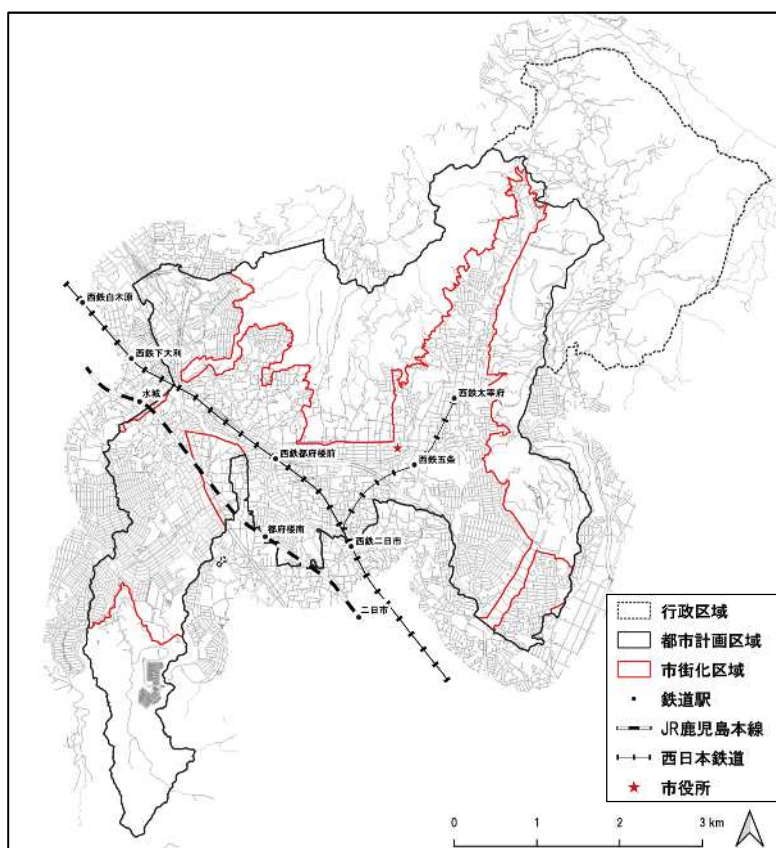
I-3 都市交通

(1) 鉄道の状況

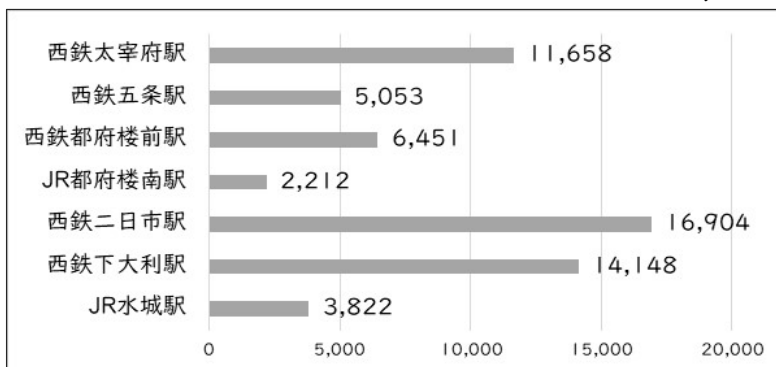
3路線・4つの鉄道駅を有する利用環境

- ◇市内には西鉄天神大牟田線、西鉄太宰府線、JR鹿児島本線の3路線があり、西鉄太宰府駅、西鉄五条駅、西鉄都府楼前駅及びJR都府楼南駅の4駅を有しています。
- ◇各駅の乗降人数については、市内では西鉄太宰府駅が最も多く、次いで西鉄都府楼前駅が多い状況です。
- ◇市域に近接する箇所にも鉄道駅が存在しており、市民が利用しています。その近接駅のJR水城駅では所在地の市民よりも太宰府市民の利用が多く、西鉄二日市駅及び西鉄下大利駅では所在地の市民に次いで太宰府市民の利用が多い状況であり、**利便性の高い公共交通で結ばれたコンパクトシティを形成していくためには、隣接する自治体と相互に連携した取組を検討する必要があります。**

【鉄道の状況】



【駅別乗降人数(2022年度(令和4年度)1日平均)】



出典：西日本鉄道(株)HP、九州旅客鉄道(株)HP
 ※JRの各駅については「駅別乗車人員」を2倍し、乗降人数として比較

(2) 主要駅来訪者圏域(施設利用者居住地)

広域的な集客がある太宰府駅

◇下の表は、KDDI が提供する、KDDI Location Analyzer を利用し、2022年(令和4年)1月1日～2022年(令和4年)12月31日までの間に各駅を来訪した人の居住地を集計したものです。(1日1カウントを上限として設定。)

◇いずれの駅利用者の上位は太宰府市や隣接する自治体からの利用となっていますが、西鉄太宰府駅は観光による集客が多いことから、その他市区町村からの利用者が圧倒的に多くなっています。

【主要駅の来訪者圏域】

駅名	所在地	平日	休日
西鉄太宰府駅	太宰府市	第1位 太宰府市(26%) 第2位 福岡市中央区(6%) 第3位 筑紫野市(6%) 第4位 福岡市南区(4%) 第5位 福岡市博多区(3%) その他 (54%)	第1位 太宰府市(16%) 第2位 筑紫野市(5%) 第3位 福岡市南区(4%) 第4位 福岡市中央区(4%) 第5位 福岡市博多区(3%) その他 (68%)
西鉄五条駅	太宰府市	第1位 太宰府市(57%) 第2位 筑紫野市(10%) 第3位 福岡市中央区(4%) 第4位 春日市(4%) 第5位 大野城市(3%) その他 (23%)	第1位 太宰府市(43%) 第2位 筑紫野市(8%) 第3位 大野城市(5%) 第4位 福岡市博多区(4%) 第5位 福岡市中央区(4%) その他 (36%)
西鉄都府楼前駅	太宰府市	第1位 太宰府市(41%) 第2位 筑紫野市(18%) 第3位 福岡市南区(11%) 第4位 大野城市(7%) 第5位 福岡市博多区(4%) その他 (19%)	第1位 太宰府市(41%) 第2位 福岡市南区(14%) 第3位 筑紫野市(12%) 第4位 福岡市博多区(5%) 第5位 大野城市(4%) その他 (23%)
JR都府楼南駅	太宰府市	第1位 太宰府市(32%) 第2位 筑紫野市(28%) 第3位 福岡市博多区(6%) 第4位 春日市(4%) 第5位 福岡市南区(4%) その他 (27%)	第1位 筑紫野市(33%) 第2位 太宰府市(28%) 第3位 福岡市東区(5%) 第4位 福岡市博多区(4%) 第5位 春日市(4%) その他 (26%)
西鉄二日市駅	筑紫野市	第1位 筑紫野市(31%) 第2位 太宰府市(24%) 第3位 大野城市(5%) 第4位 福岡市中央区(5%) 第5位 小郡市(5%) その他 (29%)	第1位 筑紫野市(25%) 第2位 太宰府市(20%) 第3位 大野城市(6%) 第4位 福岡市中央区(6%) 第5位 福岡市南区(5%) その他 (38%)
西鉄下大利駅	大野城市	第1位 大野城市(35%) 第2位 太宰府市(16%) 第3位 筑紫野市(11%) 第4位 久留米市(6%) 第5位 春日市(5%) その他 (27%)	第1位 大野城市(39%) 第2位 太宰府市(16%) 第3位 筑紫野市(11%) 第4位 福岡市南区(5%) 第5位 久留米市(5%) その他 (24%)
JR水城駅	大野城市	第1位 太宰府市(31%) 第2位 大野城市(19%) 第3位 筑紫野市(15%) 第4位 福岡市博多区(6%) 第5位 鳥栖市(4%) その他 (25%)	第1位 太宰府市(26%) 第2位 大野城市(24%) 第3位 筑紫野市(10%) 第4位 福岡市博多区(8%) 第5位 福岡市東区(3%) その他 (29%)

出典：令和4年度都市計画基礎調査

データ提供：KDDI・技研商事インターナショナル「KDDI Location Analyzer」

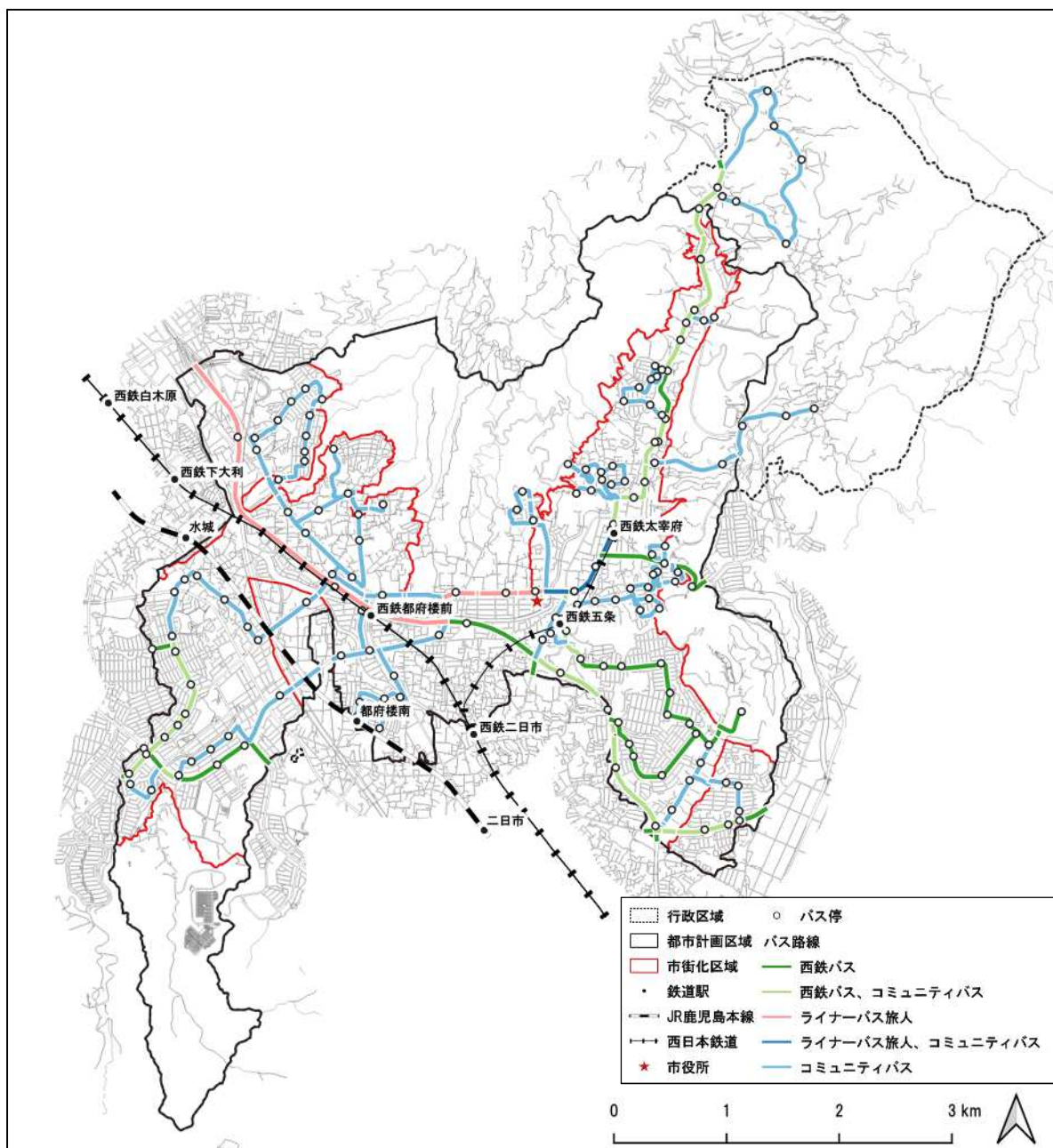
※au スマートフォンユーザーのうち個別同意を得たユーザーを対象に、個人を特定できない処理を行って集計しております。

(3) バス路線の状況

民間路線バスと市コミュニティバスにより充実するバス路線

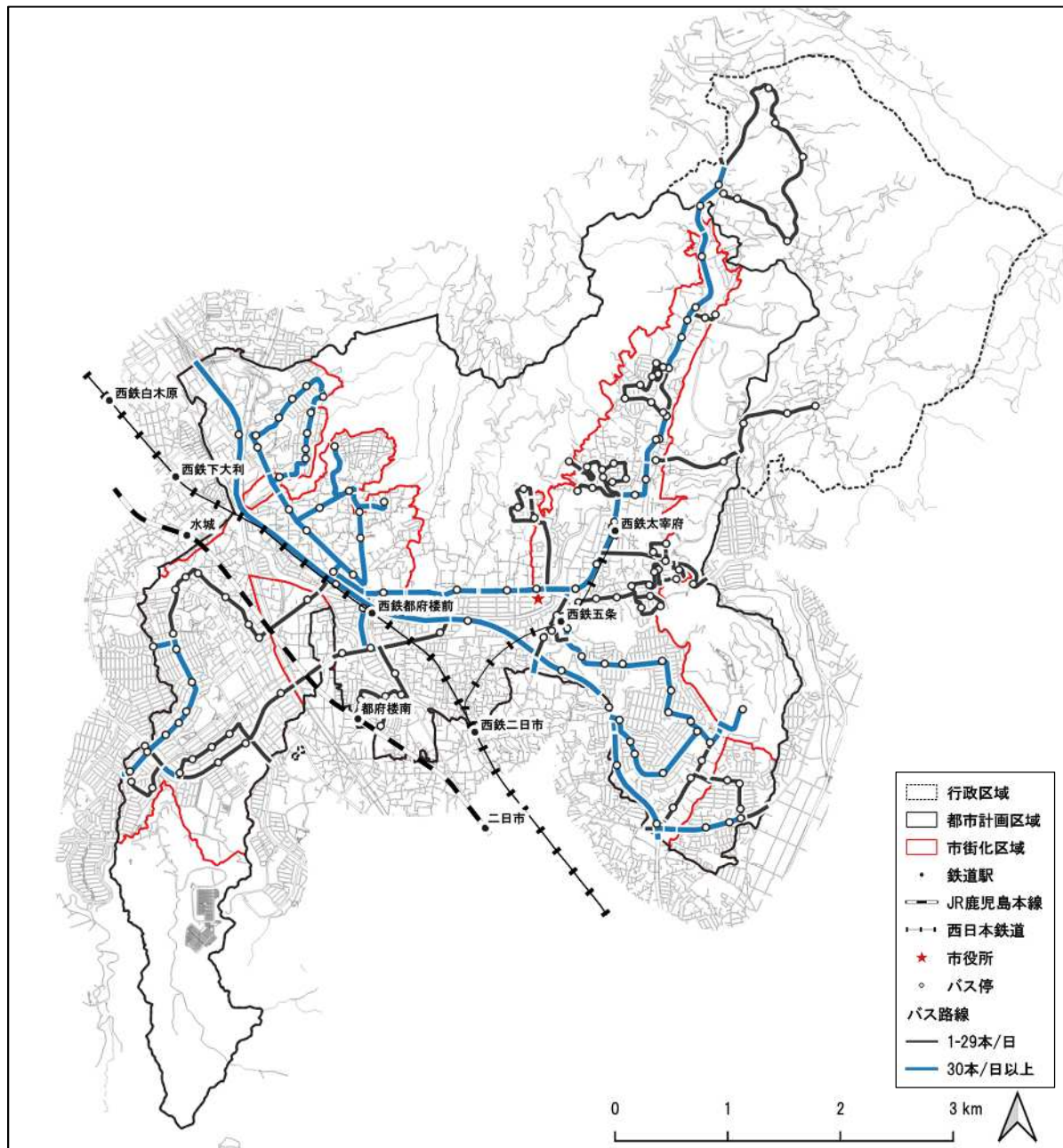
- ◇市内には路線バス9路線及び福岡市と連絡する太宰府ライナーバス旅人の計10路線が運行されています。また、それらを補完する形で市のコミュニティバスを11路線（まほろば号8路線、地域サポートカー3路線）が運行されています。
- ◇市街化区域の92.8%で運行されており、**バスを利用しやすい環境が整っている**と言えます。
- ◇また、利便性が高いとされる1日片道30本以上の路線（以下、「基幹的公共交通」という。）を確認すると、国道3号を通る路線や、中心部から太宰府駅方面、水城方面を結ぶ路線において利便性が高くなっています。

【バス路線の状況】



出典：令和4年度都市計画基礎調査

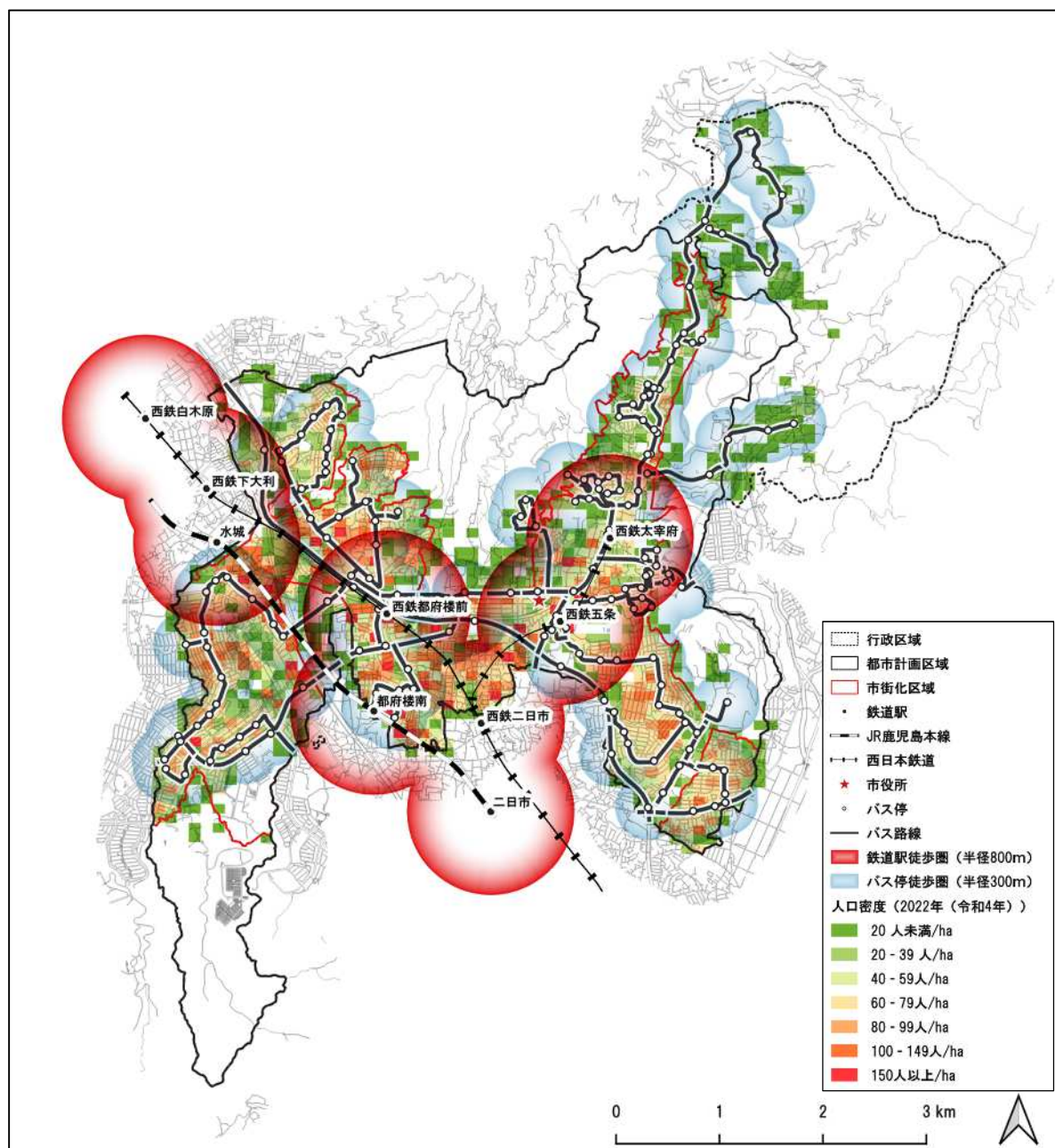
【バスの運行本数(平日)】



出典：令和4年度都市計画基礎調査

【鉄道とバス路線のカバー状況】

≪駅(800m 圏域)+バス停(300m 圏域)+人口密度(2022 年)≫



【面積カバー率】

	2022年 (令和4年)時点
市内の 圏内面積(ha)	1,705
市内の 面積カバー率(%)	57.5
市街化区域内 圏内面積(ha)	1,150
市街化区域内 面積カバー率(%)	92.8

【人口カバー率】

	2022年 (令和4年)時点	2045年 (令和27年)時点	増減
市内の 圏内人口(人)	68,979	67,553	-1,426
市内の 人口カバー率(%)	96.3	95.6	-0.7
市街化区域内 圏内人口(人)	64,396	63,467	-929
市街化区域内 人口カバー率(%)	97.1	96.4	-0.7

出典：令和4年度都市計画基礎調査

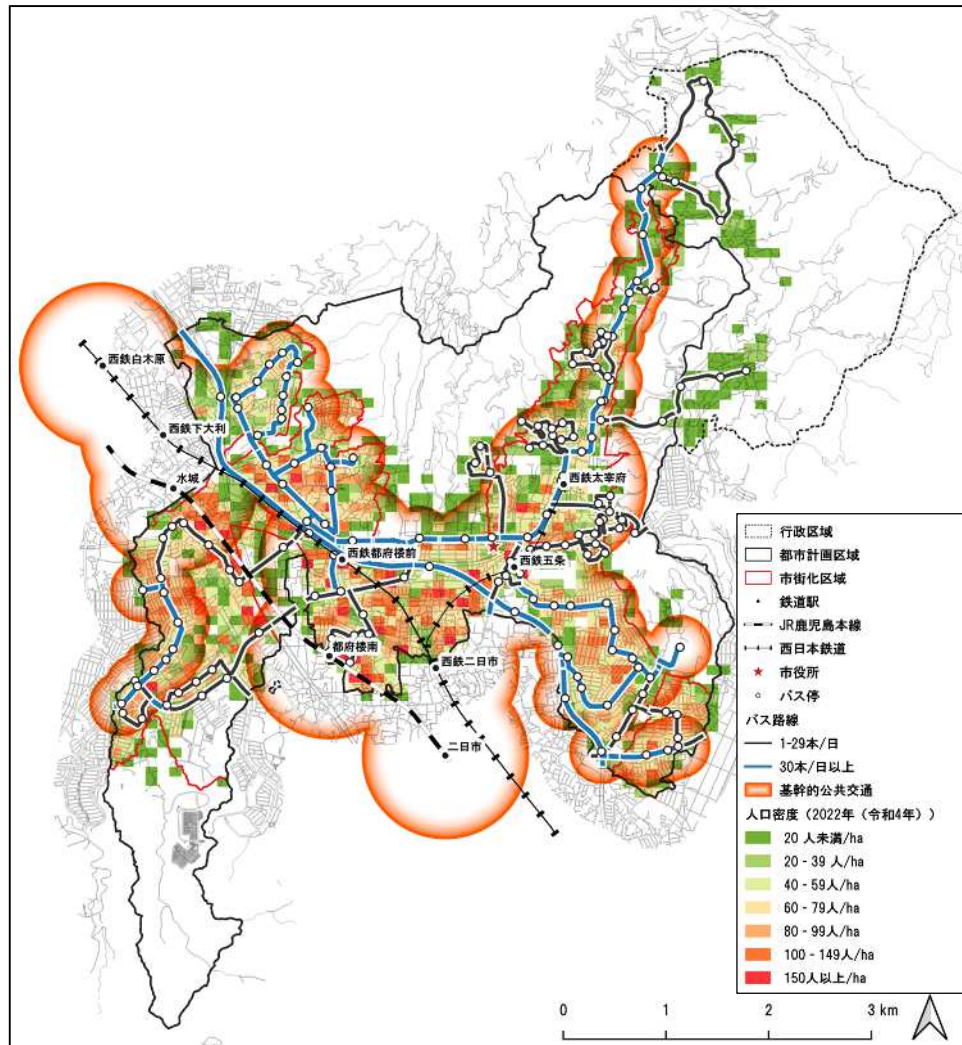
(4) 基幹的公共交通の状況

市街化区域の概ねの範囲で基幹的公共交通が利用しやすい環境

◇鉄道駅及びバス停からの徒歩利用圏から算出するカバー率を確認すると、2022年（令和4年）時点の市街化区域のカバー率は83.1%と高くなっています。人口カバー率は、将来的（2045年）にも高い値を保つ見込みであり、山間部を除く市街地については、**公共交通サービスの提供を下支えする一定の人口が集積されている状況**が伺えます。

◇一方、**住宅団地周辺において、基幹的公共交通がカバーできていない箇所が存在**します。

【基幹的公共交通のカバー状況】



【面積カバー率】

	2022年 (令和4年) 時点
市内の 圏内面積 (ha)	1,308
市内の 面積カバー率 (%)	44.2
市街化区域内 圏内面積 (ha)	1,031
市街化区域内 面積カバー率 (%)	83.1

【人口カバー率】

	2022年 (令和4年) 時点	2045年 (令和27年) 時点	増減
市内の 圏内人口 (人)	62,207	59,968	-2,239
市内の 人口カバー率 (%)	86.9	84.9	-2.0
市街化区域内 圏内人口 (人)	58,974	57,016	-1,958
市街化区域内 人口カバー率 (%)	88.9	86.6	-2.3

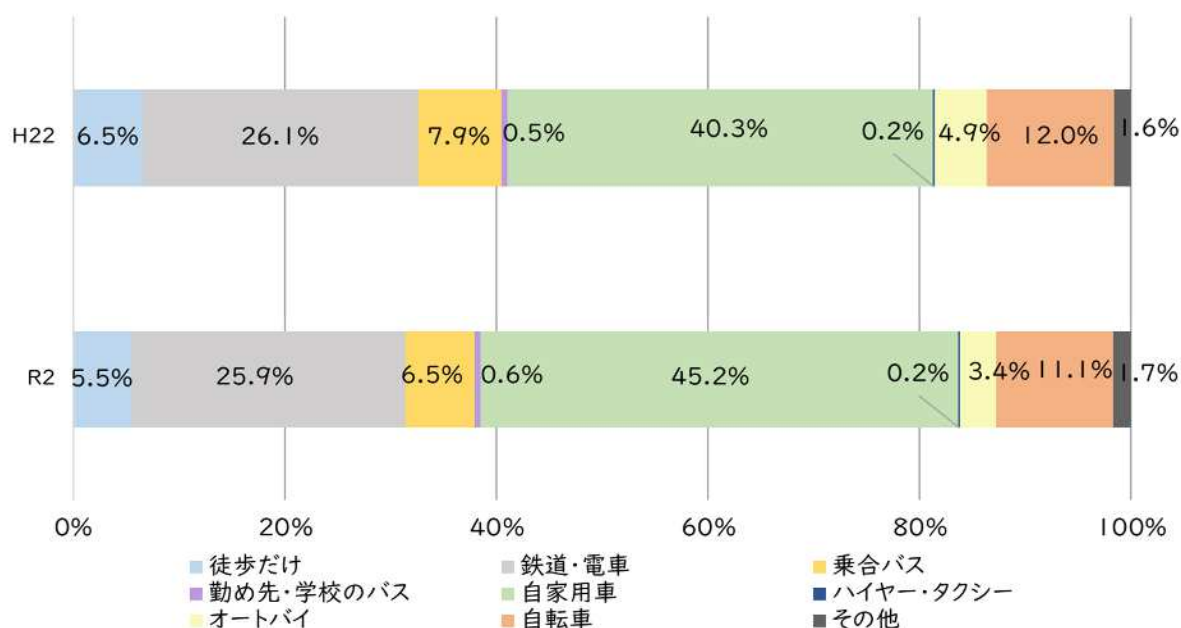
出典：令和4年度都市計画基礎調査

(5) 交通分担

自家用車での移動が最も多い状況

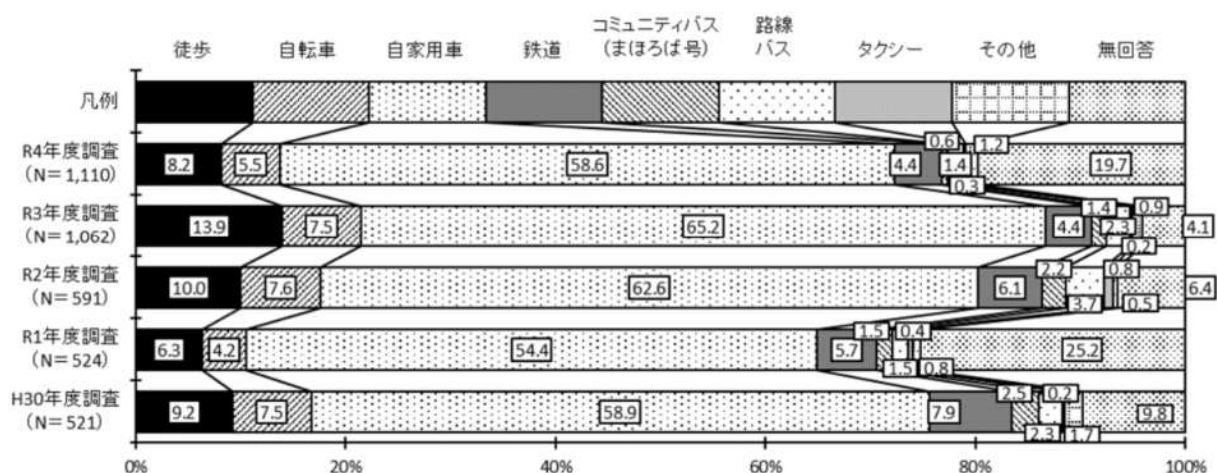
- ◇2020年（令和2年）調査では、通勤・通学を目的とする交通分担率については、自家用車の割合が45.2%と約半数を占め、次いで鉄道・電車の割合が25.9%を占めています。
- ◇2020年（令和2年）と2010年（平成22年）を比較すると、交通分担率の構成に変化は見られませんが、**自家用車の割合が増加**している状況です。
- ◇また、2022年度（令和4年度）市民意識調査における外出時の移動手段の割合についても、同様に自家用車の割合が高くなっています。

【交通分担率（通勤・通学）】



出典：国勢調査

【外出時の移動手段】



出典：令和4年度太宰府まちづくり市民意識調査

I-4 経済活動

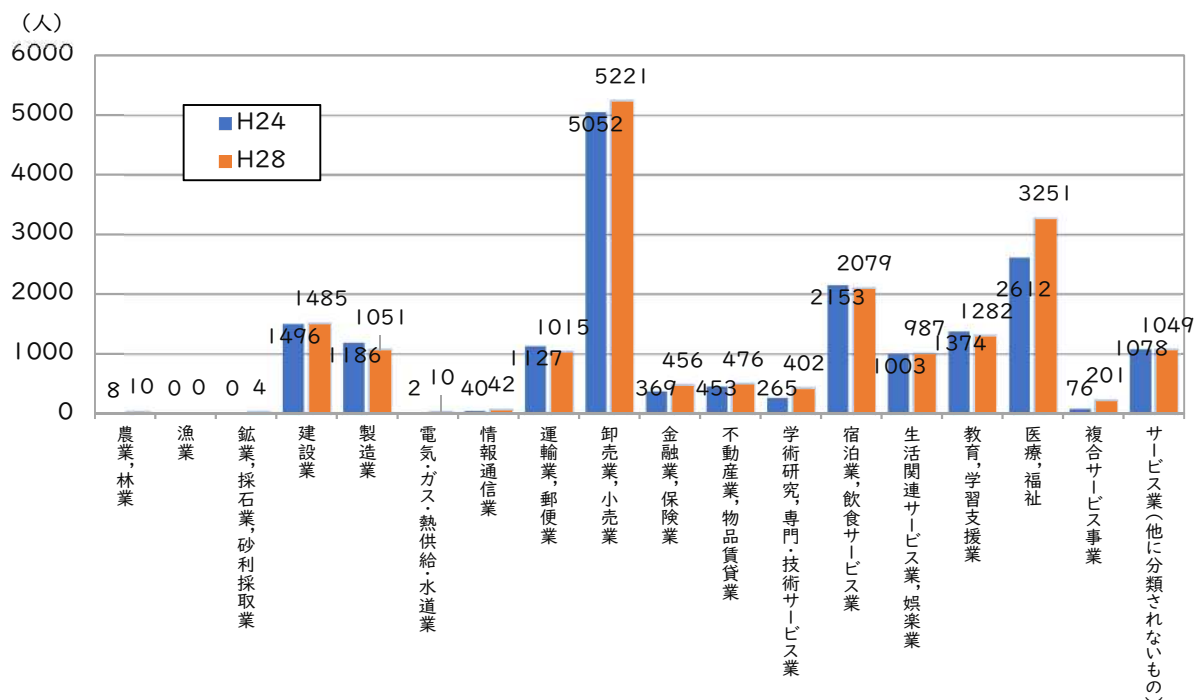
(1) 産業別に見た従業員数・売上高

従業員数・売上高ともに「卸売業・小売業」が最も高い状況

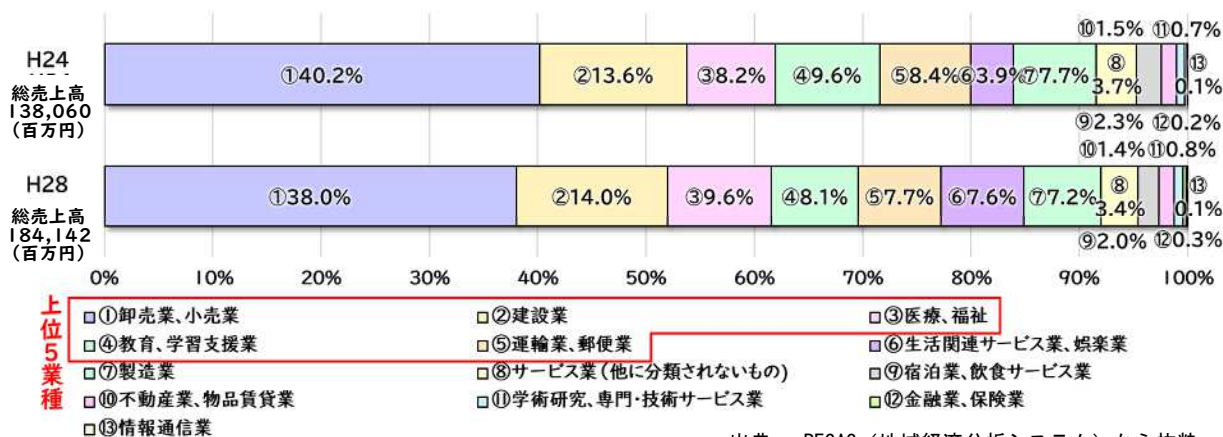
- ◇本市の産業別の従業員数を確認すると、「卸売業・小売業」が最も多く、次いで医療・福祉、宿泊業・飲食サービス業が多い状況となっています。
- ◇2012年(平成24年)と2016年(平成28年)の従業員数を比較すると、「医療・福祉」の従業員数が大幅に増加しており、「卸売業・小売業」、「学術研究・専門・技術サービス」等の従業員数も増加しています。
- ◇産業別の売上高構成比を確認すると、従業員数と同様に「卸売業・小売業」が最も多く、次いで「建設業」、「医療・福祉」が多い状況となっています。
- ◇2016年(平成28年)と2012年(平成24年)の売上高構成比を比較すると、大きな変化は見られませんが、「医療・福祉」、「生活関連サービス業・娯楽業」等の割合が増加しています。

【産業大分類別の従業員数・売上高 2012年(平成24年)・2016年(平成28年)】

《産業大分類別に見た従業員数(人)》



《産業大分類別に見た売上高(企業単位)構成比》



出典：RESAS（地域経済分析システム）から抜粋

※上記の総売上高は経理事項集計対象外企業については除外して集計

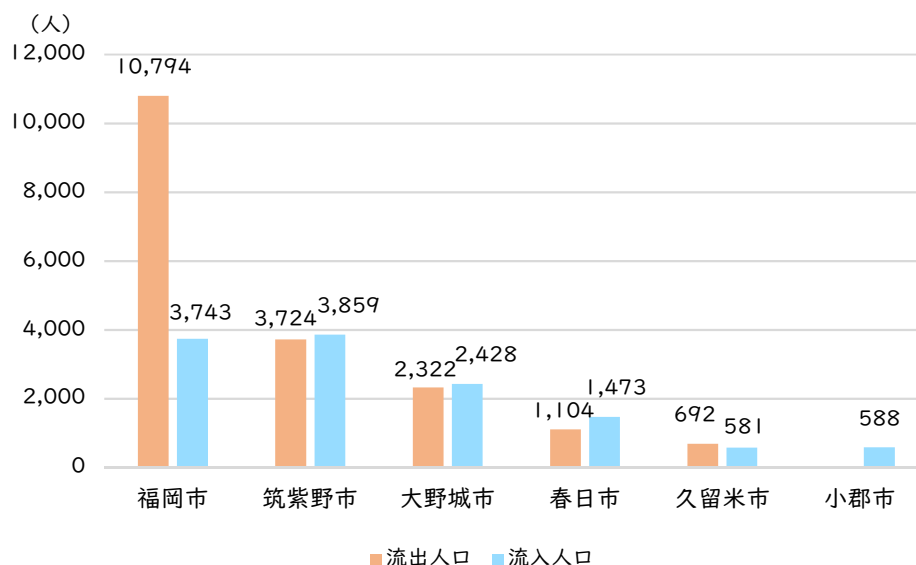
(2) 人口の流入・流出

福岡市をはじめ隣接する自治体との活発な人口移動

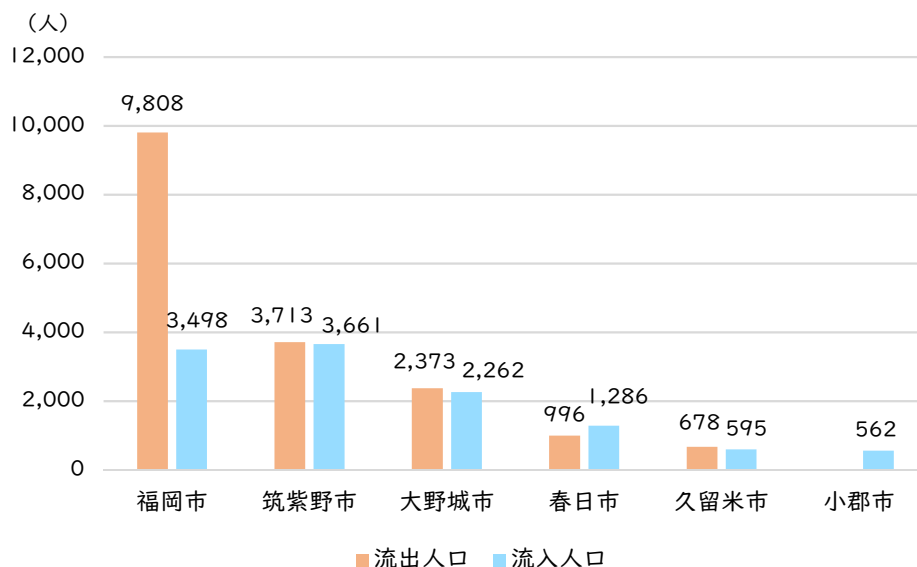
◇2015年(平成27年)と2020年(令和2年)の15歳以上の就業者・通学者の移動人口を比較すると、大きな順位変動は見られないものの、流出・流入人口とも若干減少している状況です。

◇**福岡市をはじめ隣接する自治体と行き来する人が多い状況から、本市が住宅都市として発展してきた状況が伺え、今後も魅力ある居住環境を創出していく必要があります。**

【15歳以上の就業者・通学者の移動人口 2015年(平成27年)(人)】



【15歳以上の就業者・通学者の移動人口 2020年(令和2年)(人)】



出典：国勢調査 ※福岡県内における500人以上の移動のみ

(3) 観光客入り込み数・バス台数

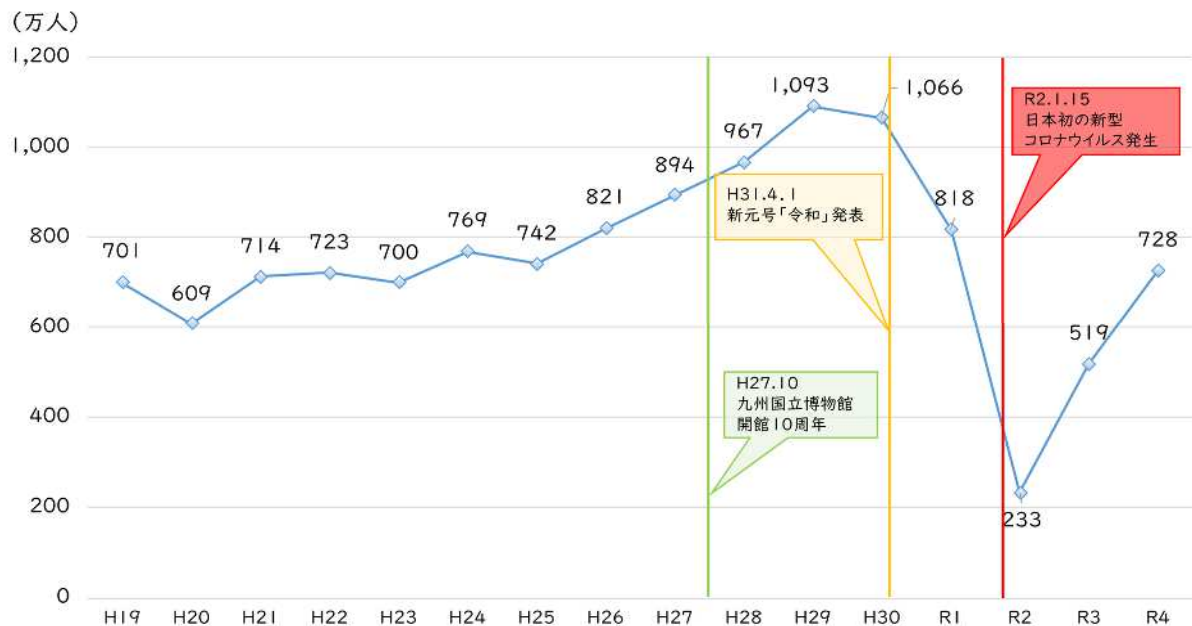
新型コロナ感染症の影響から回復の兆しを見せる観光客数

◇本市の観光客入り込み数及び観光バス入り込み台数については、2017年度（平成29年度）頃までは増加傾向にありましたが、以降2020年度（令和2年度）までは新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け急激に減少し、ピーク時の約8割減まで落ち込みました。

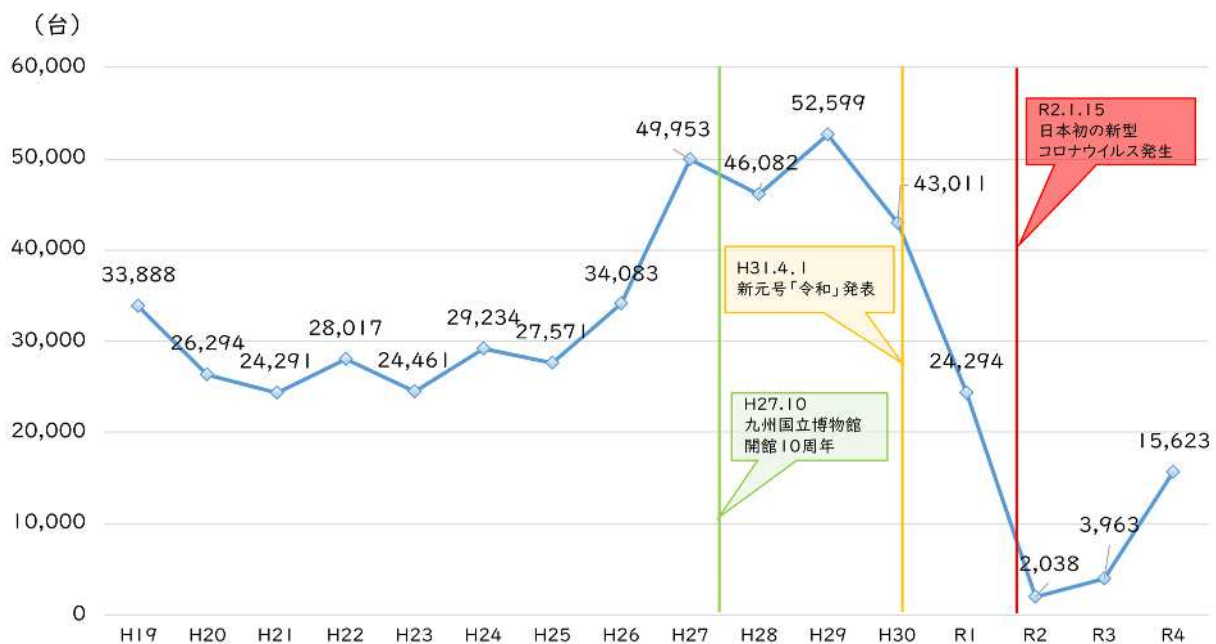
◇しかし、近年、新型コロナウイルス感染が収束に向かうなか、観光客が戻りつつある状況が伺えます。

【観光客入り込み数・観光バス入り込み台数の推移】

＜観光客入り込み数（万人）＞



＜観光バス入り込み数（台）＞



出典：太宰府市観光案内所調べ

I-5 財政

(1) 歳入・歳出の状況

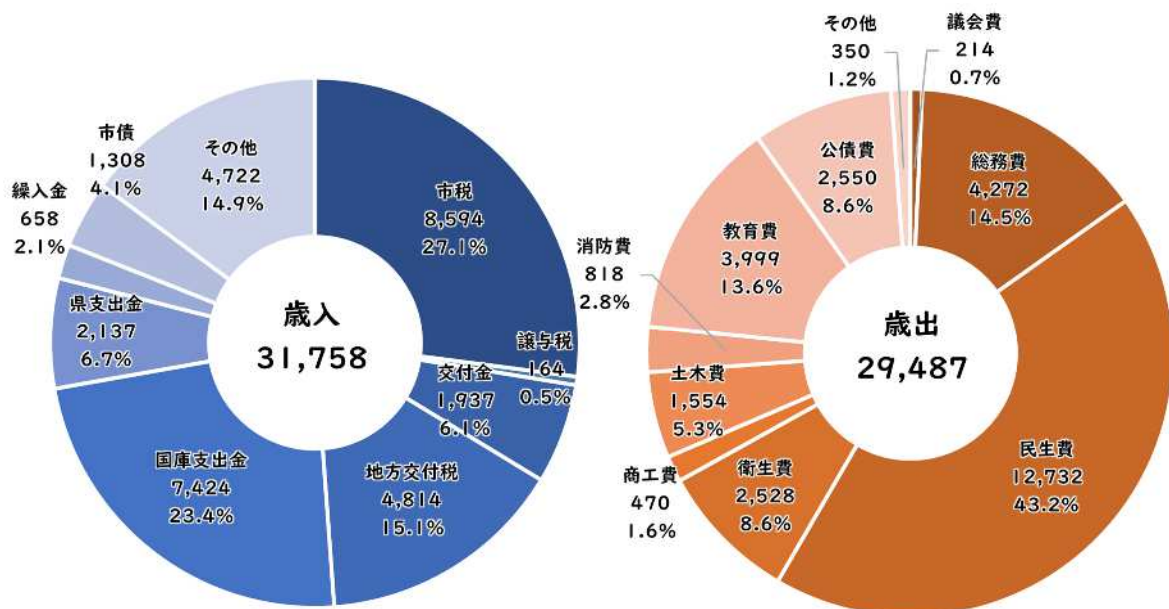
比較的安定した行政運営を維持

- ◇2022年度（令和4年度）と2012年度（平成24年度）を比較すると、歳入・歳出とも増加し、**実質収支額も増加しており、比較的安定した行政運営**が行われています。
- ◇歳入の内訳について、2022年度（令和4年度）と2012年度（平成24年度）を比較すると、主要な部分を示す市税や地方交付税が増加し、**市債額が減少していることから、安定した行政運営**が行われています。
- ◇歳出の内訳について、2022年度（令和4年度）と2012年度（平成24年度）を比較すると、全国的な傾向と同様に、**少子高齢化を背景とした民生費の増加が顕著**となっています。

【歳入・歳出の状況】

《歳入・歳出（2022年度（令和4年度）決算）》

（単位：百万円）



出典：令和4年度決算の概要

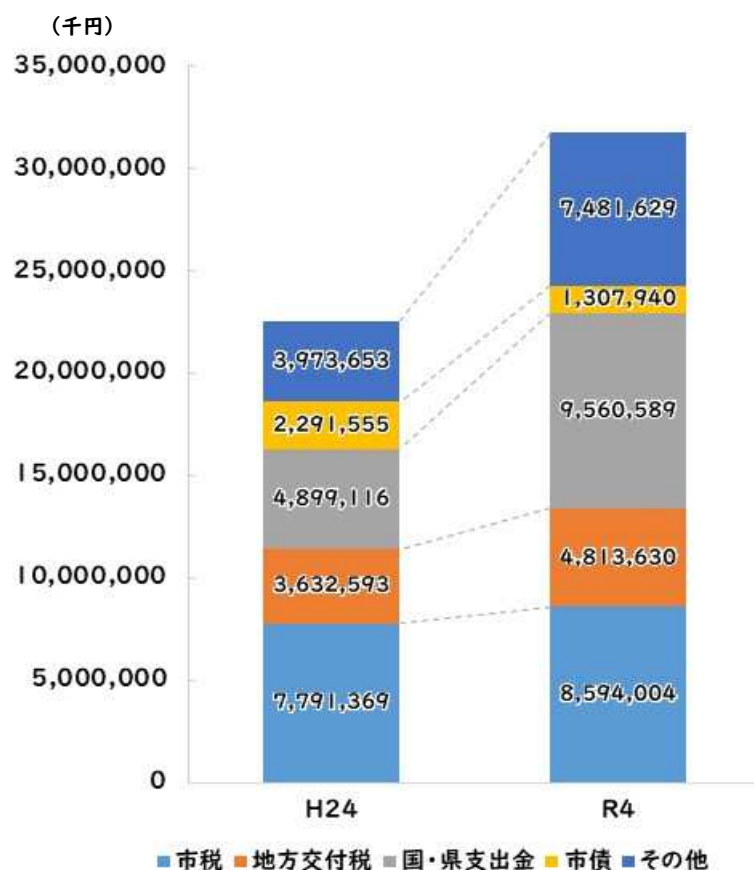
《歳入・歳出（2022年度（令和4年度）・2012年度（平成24年度））》

（単位：千円）

区分		2022年度 (令和4年度) (A)	2012年度 (平成24年度) (B)	(A)-(B)
歳入総額	①	31,757,792	22,588,286	9,169,506
歳出総額	②	29,487,382	21,228,950	8,258,432
歳入歳出差引額 ①-②	③	2,270,410	1,359,336	911,074
翌年度へ繰り越すべき財源	④	429,310	367,411	61,899
実質収支額③-④		1,841,100	991,925	849,175

出典：平成24年度、令和4年度決算の概要

《歳入決算の推移（2022年度（令和4年度）・2012年度（平成24年度））》



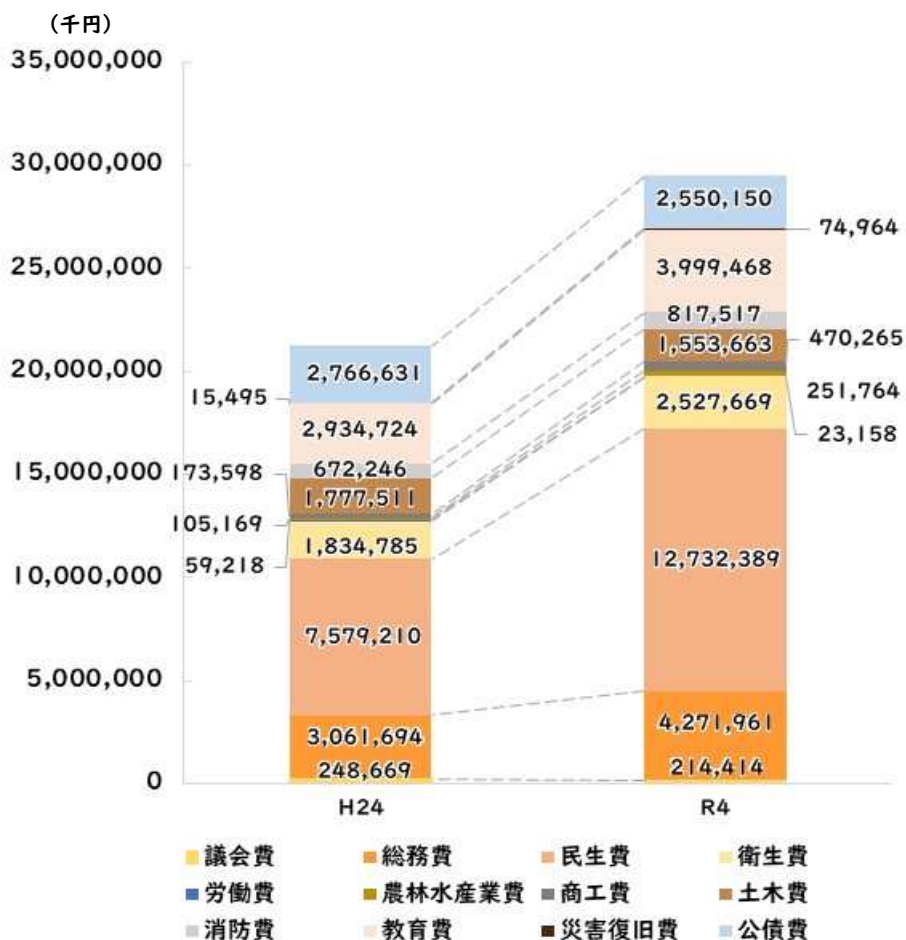
《歳入内訳（2022年度（令和4年度）・2012年度（平成24年度））》

(単位:千円)

	2022年(令和4年度)(A)	2012年(平成24年度)(B)	(A)-(B)
市税	8,594,004	7,791,369	802,635
地方譲与税 他	2,115,063	893,202	1,221,861
地方交付税	4,813,630	3,632,593	1,181,037
分担金及び負担金	279,768	392,508	▲112,740
使用料及び手数料	356,790	326,518	30,272
国庫支出金	7,423,867	3,513,065	3,910,802
県支出金	2,136,722	1,386,051	750,671
繰入金	658,229	290,440	367,789
繰越金	2,481,547	1,342,921	1,138,626
市債	1,307,940	2,291,555	▲983,615
寄附金 他	1,590,232	728,064	862,168
計	31,757,792	22,588,286	9,169,506

出典：平成24年度、令和4年度決算の概要

《歳出決算の推移（2022年度（令和4年度）・2012年度（平成24年度））》



《歳出内訳（2022年度（令和4年度）・2012年度（平成24年度））》

(単位:千円)

	2022年度（令和4年度）(A)	2012年度（平成24年度）(B)	(A)-(B)
議会費	214,414	248,669	▲34,255
総務費	4,271,961	3,061,694	1,210,267
民生費	12,732,389	7,579,210	5,153,179
衛生費	2,527,669	1,834,785	692,884
労働費	23,158	59,218	▲36,060
農林水産業費	251,764	105,169	146,595
商工費	470,265	173,598	296,667
土木費	1,553,663	1,777,511	▲223,848
消防費	817,517	672,246	145,271
教育費	3,999,468	2,934,724	1,064,744
災害復旧費	74,964	15,495	59,469
公債費	2,550,150	2,766,631	▲216,481
諸支出金	0	0	0
計	29,487,382	21,228,950	8,258,432

出典：平成24年度、令和4年度決算の概要

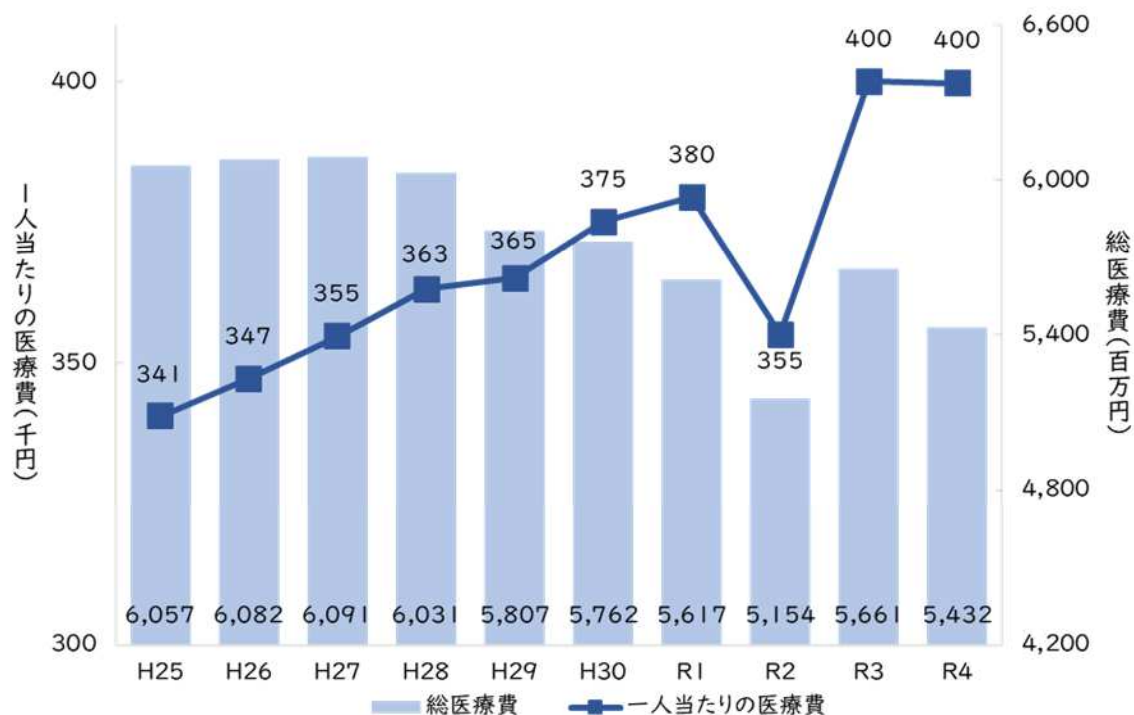
(2) 医療費の状況

高齢化の進行とともに増加し続けてきた医療費、近年は高止まりの傾向

◇ 高齢化の進行とともに医療費が増加し続けるなか、2020年度（令和2年度）は新型コロナウイルス感染拡大の影響で一時的に減少に転じますが、2021年度（令和3年度）及び2022年度（令和4年度）は感染症拡大前より増加しています。

◇ これらの主な要因としては、コロナ禍での受診控え等で一時的に減少したものの、その後収束に向かうなかで反動が生じたものと考えられます。

【医療費の推移】



出典：令和5年11月号広報だざいふ「令和4年度国民健康保険事業特別会計決算」

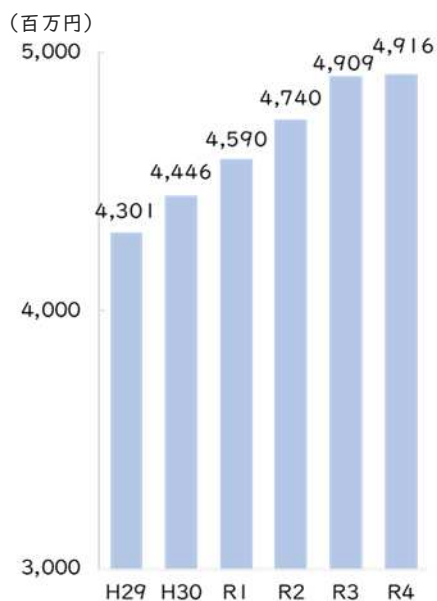
(3) 介護費の状況

高齢化の進行とともに増加し続ける介護費

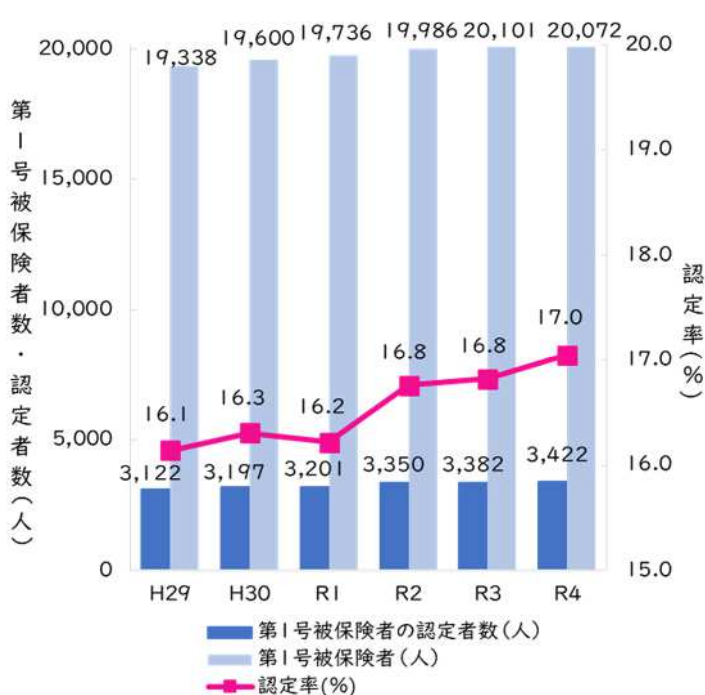
◇ 高齢化の進行とともに、要介護・要支援認定者数が増加しており、それに伴い 介護保険給付費が年々増加している状況です。

◇ 今後さらなる高齢者の増加が見込まれていることから、これらの費用は 増加し続けることが予測されます。

【介護保険給付費の推移】



【第1号被保険者数認定者数・認定率の推移】



出典：令和5年11月号広報だざいふ「令和4年度介護保険事業特別会計決算」

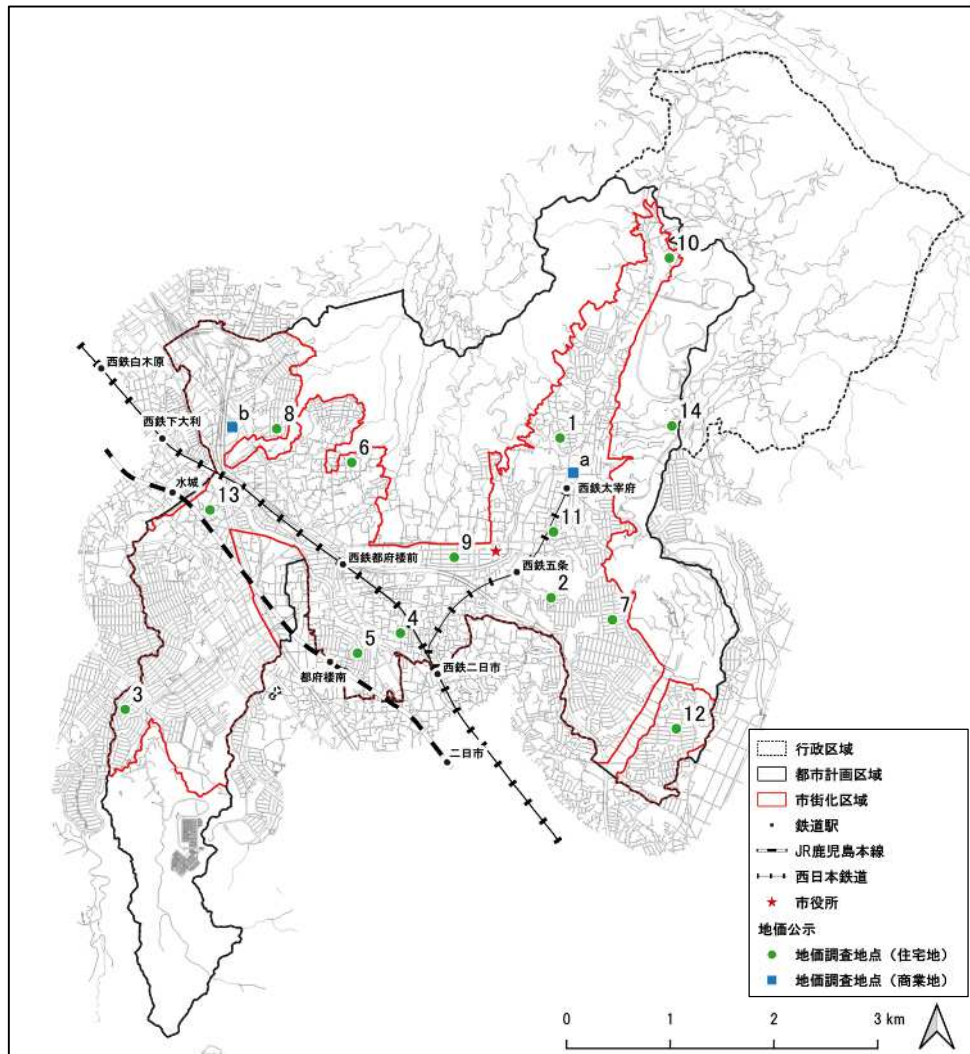
I-6 地価

(I) 地価の状況

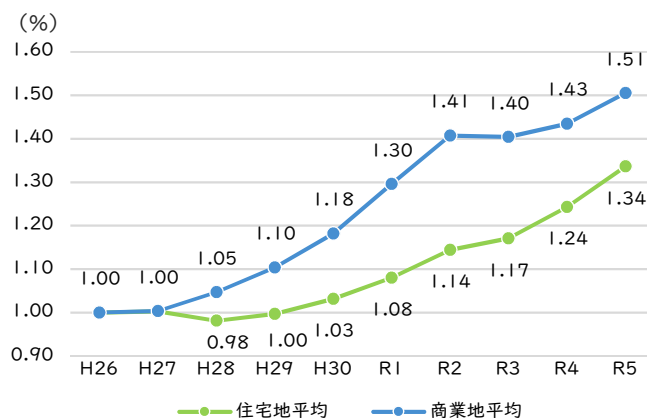
住宅地・商業地の地価が増加

◇本市における住宅地及び商業地の地価公示価格を確認すると、2014年(平成26年)以降一貫して増加している状況であり、固定資産税の増加が見込めます。

【地価公示・調査地点と価格】



【地価の動向】



【2023年(令和5年)時点の地点別評価】

地点	(円/㎡)	地点	(円/㎡)
1	61,800	9	136,000
2	84,500	10	31,500
3	84,000	11	86,500
4	115,000	12	63,800
5	120,000	13	84,000
6	72,000	14	35,000
7	69,800	a	309,000
8	61,000	b	138,000

出典：R5 国土数値情報

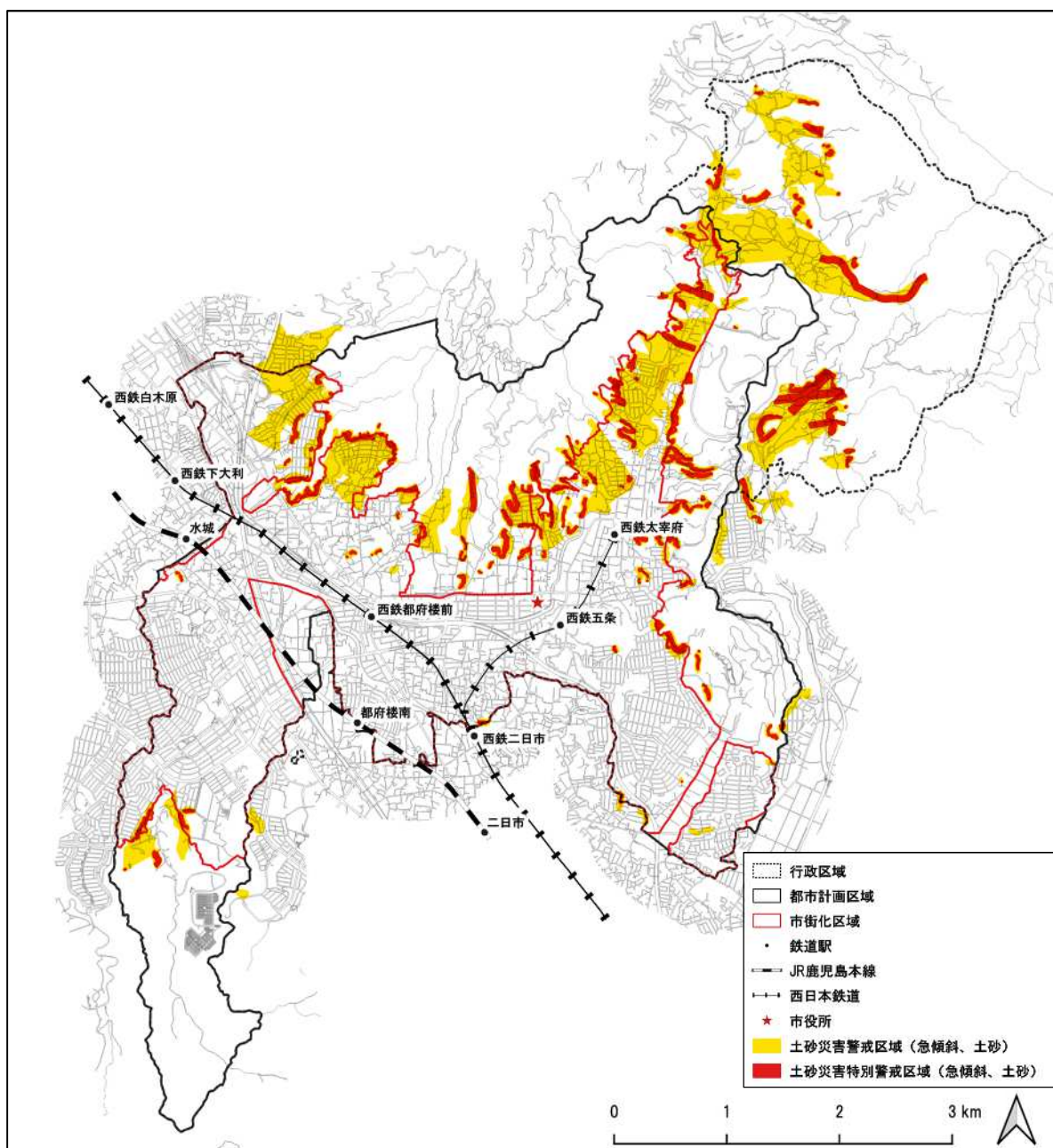
1-7 災害

(1) 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域

山間部を中心に土砂災害が想定される区域の存在

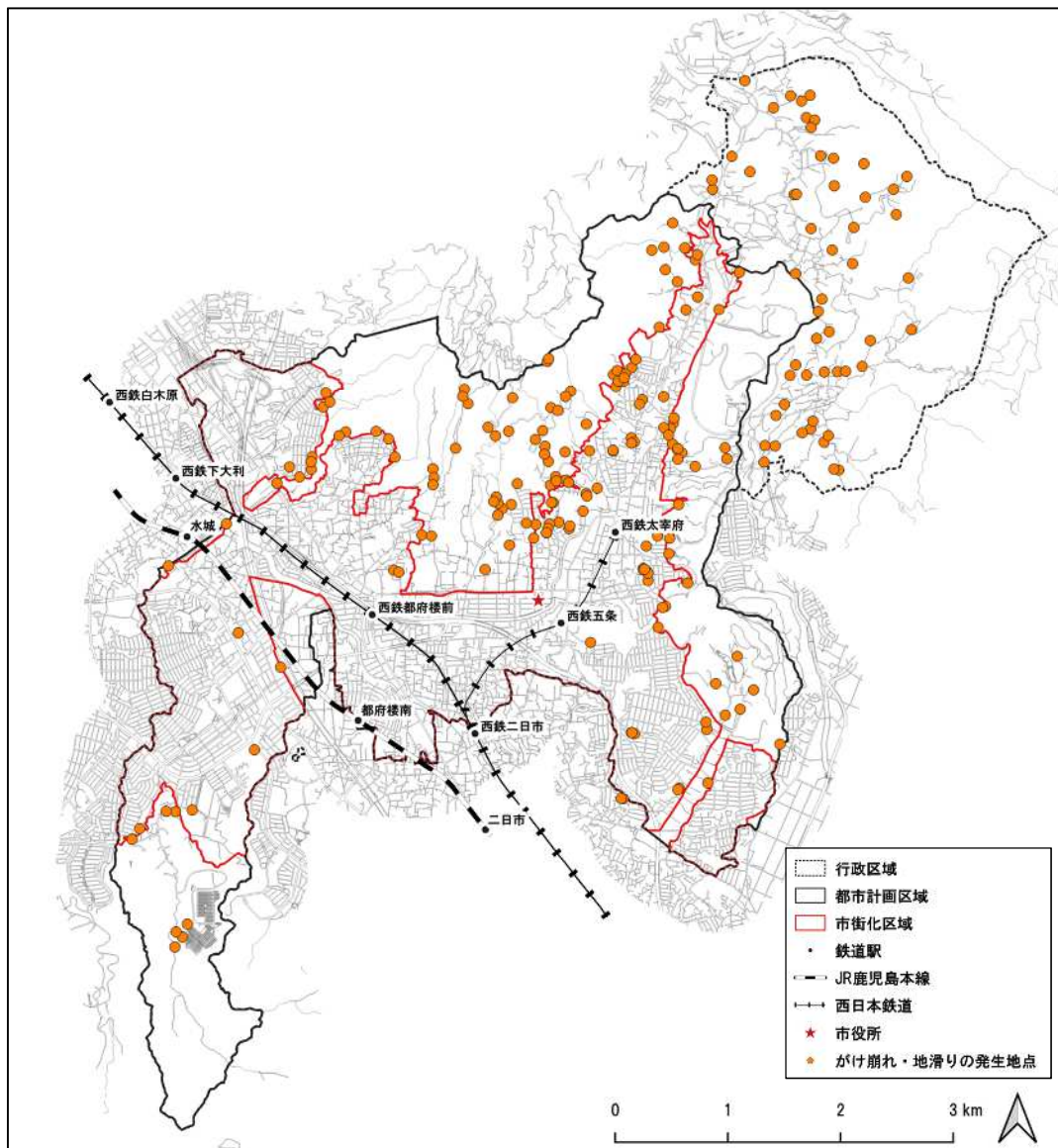
- ◇ 山間部を中心に土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に指定されており、土砂災害のおそれがある地域が存在しています。
- ◇ 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域が指定されている箇所には、住宅が立地している地域も存在していることから、ソフト・ハード両面からの防災・減災対策が必要です。

【土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定状況】



出典：福岡県オープンデータ

【土砂災害の発生履歴】



出典：令和4年度都市計画基礎調査

発生日	発生場所
2003年(平成15年)7月18日～19日 (太宰府市15.7.19 豪雨災害)	がけ・法面崩壊171箇所 土砂・土石110箇所
2009年(平成21年)7月19日～26日 (中国・九州北部豪雨災害)	がけ・法面崩壊56箇所 土砂・土石21箇所
2010年(平成22年)7月14日 (梅雨前線による大雨)	法面や擁壁の崩壊・崩落の被害
2012年(平成24年)7月11日～14日 (梅雨前線による大雨)	住宅地の擁壁が崩落
2018年(平成30年)7月5日～7月7日 (平成30年7月豪雨)	小規模土石流により全壊1棟 がけ崩れ27箇所
2021年(令和3年)8月11日～8月18日 (令和3年8月大雨)	土砂崩れ4箇所、法面崩壊4箇所

出典：太宰府市国土強靱化地域計画

(2) 浸水想定区域

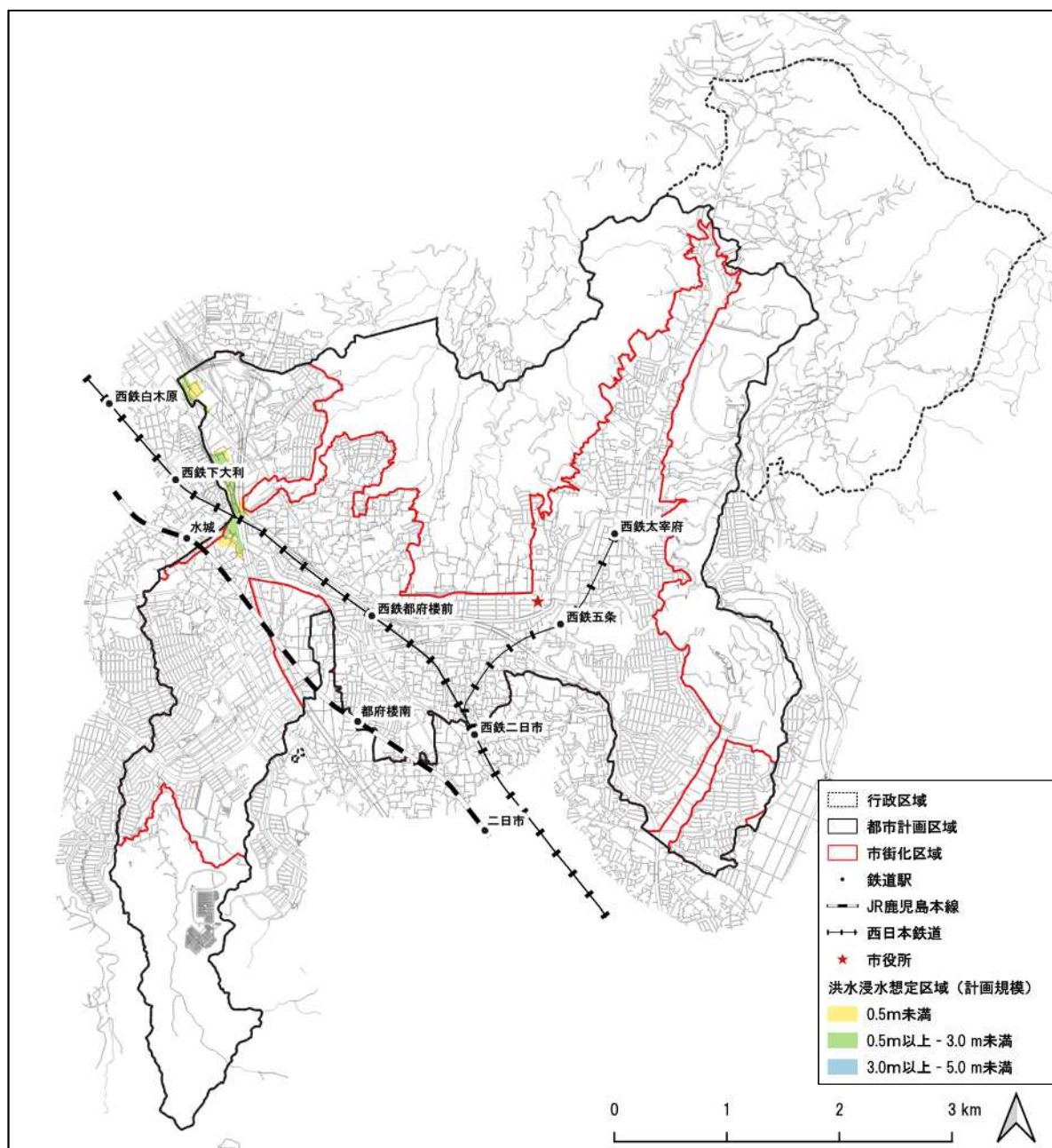
御笠川・鷺田川沿いを中心に浸水が想定される区域の存在

◇浸水想定区域については、計画規模(325mm/24h、100年に一度クラス)と想定最大規模(966mm/24h、1,000年に一度クラス)により浸水が想定されています。

◇計画規模では、御笠川沿いの一部で0.5m～3.0m未満の浸水が想定されています。

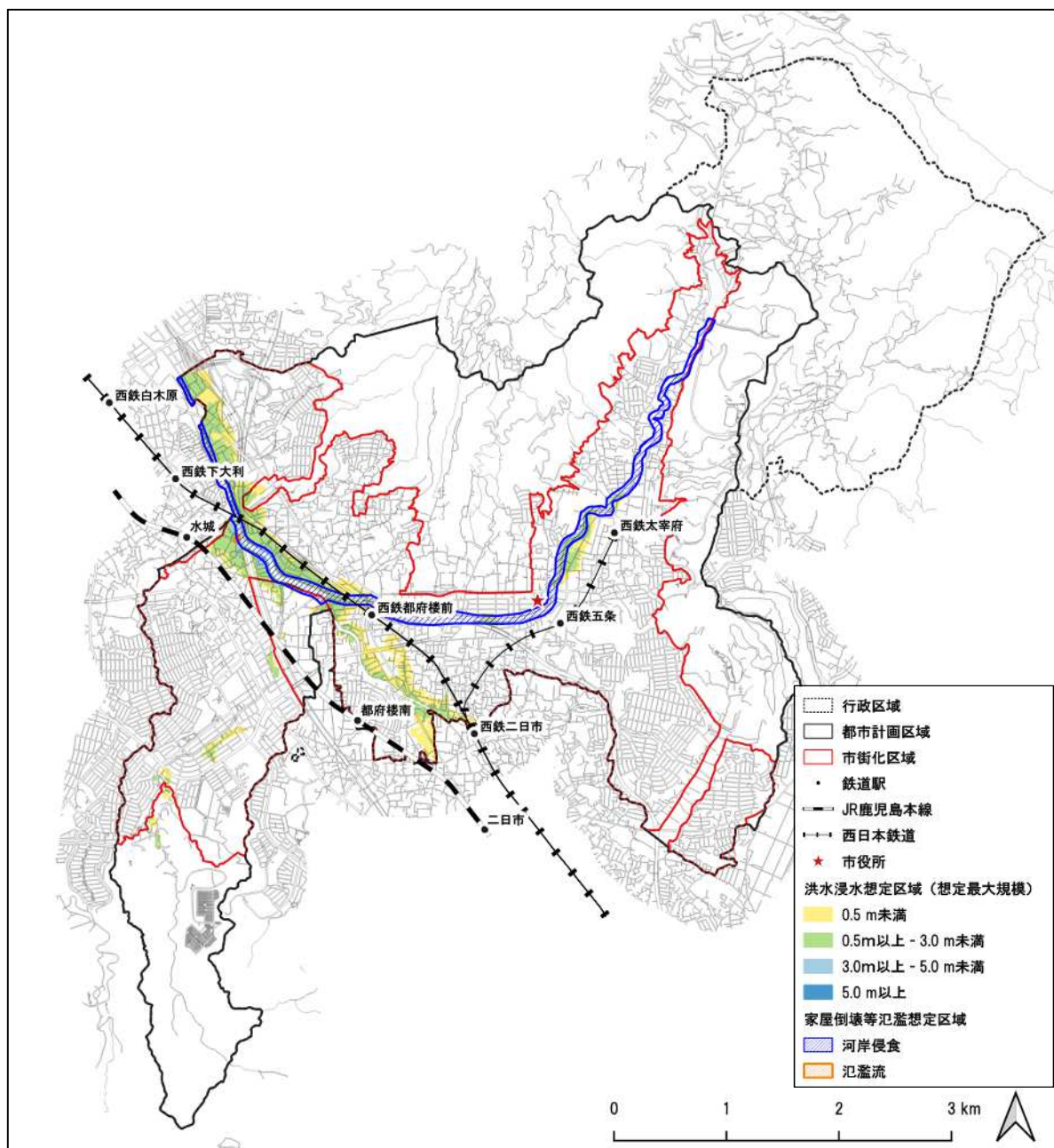
◇想定最大規模では、上記の水城周辺の御笠川沿いで、垂直避難が困難とされる3.0m以上の浸水が想定され、さらには鷺田川沿いを含めた広い範囲で0.5m～3.0m未満の浸水が想定されています。

【洪水浸水想定区域(計画規模)】



出典：国土数値情報、福岡県オープンデータ

【洪水浸水想定区域(想定最大規模)】



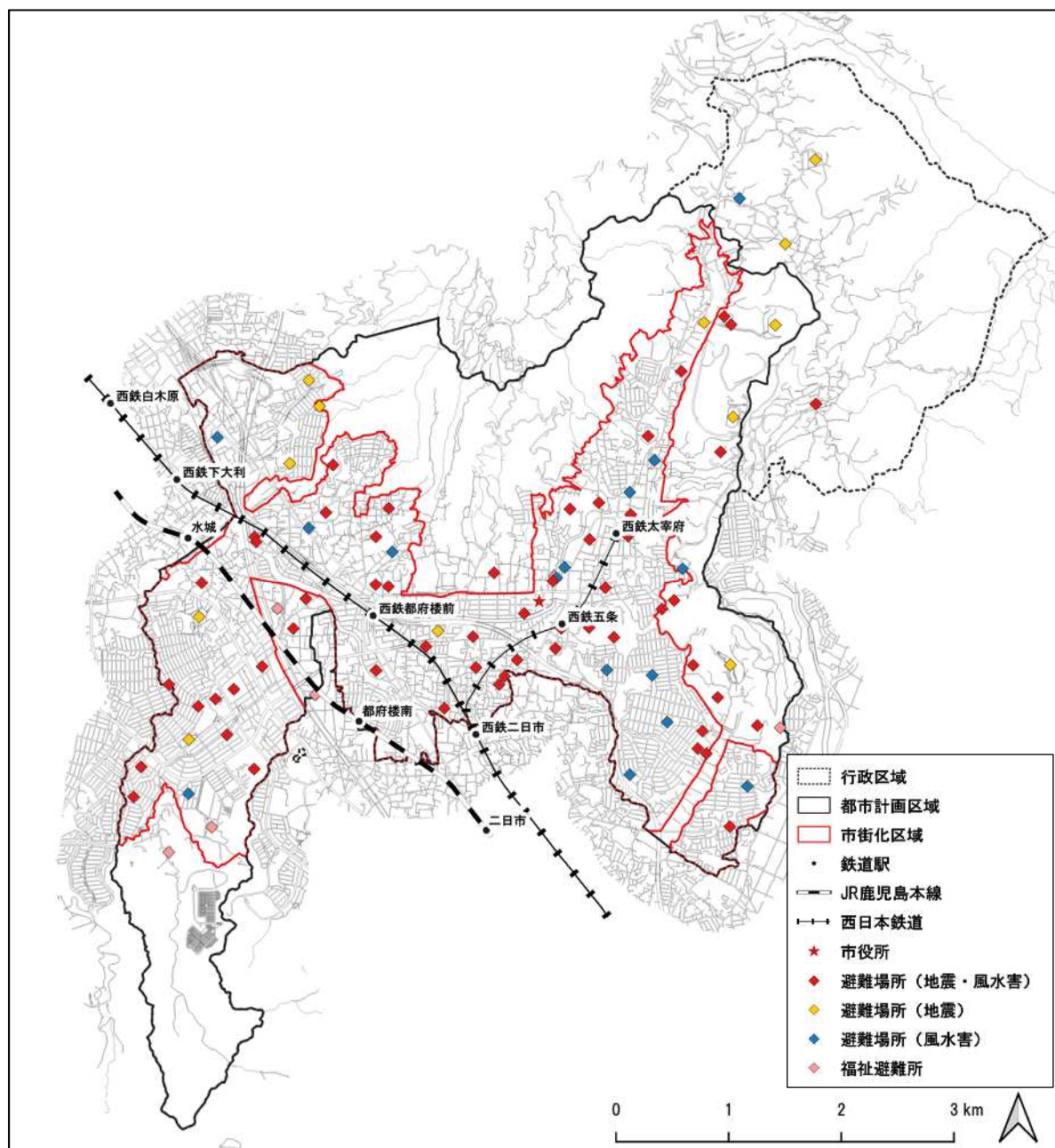
出典：国土数値情報、福岡県オープンデータ

(3) 災害時の避難場所等の状況

災害の種別に応じた避難場所が市内各所に設置

- ◇避難場所については、地震や風水害の災害種別に応じて、市内各所に設置されています。
- ◇また、避難場所などでの生活が困難な高齢者や障がい者など、特別な配慮を必要とする方が利用する福祉避難所が6箇所設置されています。

【災害時の避難場所等】



出典：市提供データ、市 HP

I-8 都市機能

◇都市機能の整理にあたっては、国土交通省「立地適正化計画の手引き」が示す、「各拠点に必要な施設」を参考に、下表の都市機能を有する対象施設の分布状況を整理します。

【対象とする都市機能の一覧】

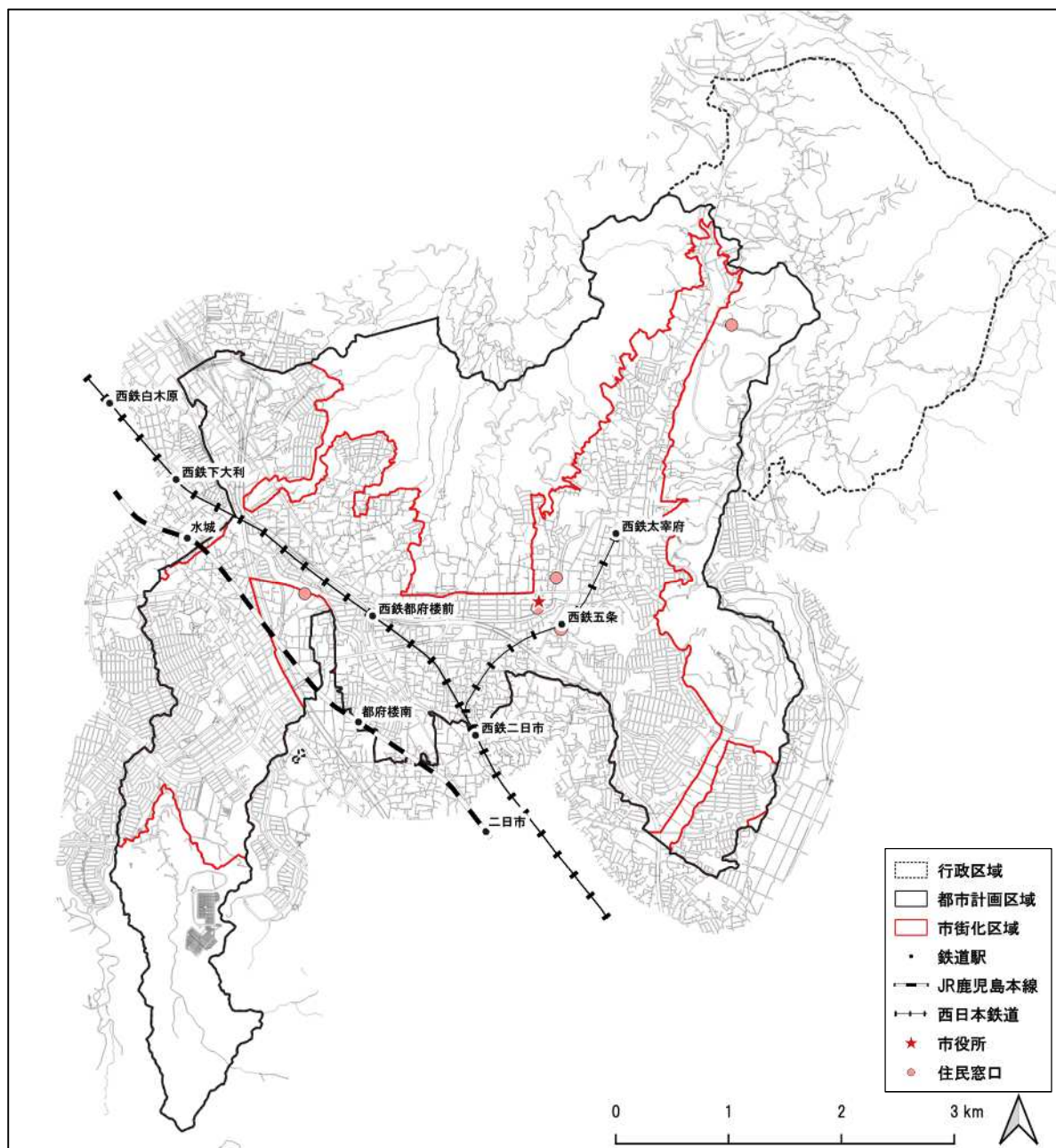
都市機能	対象施設
行政機能	市役所／住民窓口（にしのまどぐち・男女共同参画推進センタールミナス・いきいき情報センター・太宰府市商工会館・太宰府市上下水道事業センター）
介護福祉機能	総合福祉センター（社会福祉協議会）／地域包括支援センター・サブセンター／老人福祉センター／通所リハビリテーション／訪問リハビリテーション／訪問介護・看護／通所介護／小規模多機能型居宅介護／障がい者施設
子育て機能	子育て支援センター（こども家庭センター）／保育所／幼稚園／病児・病後児保育施設
商業機能	大規模集客施設（商業）／スーパーマーケット／コンビニエンスストア／ドラッグストア
医療機能	一般病院（内科・外科・小児科）／一般診療所（内科・外科・小児科）
金融機能	銀行等／農業協同組合／郵便局
教育機能	大学・短期大学／小学校／中学校／教育支援センター／高等学校（専修学校含む）／特別支援学校
文化・交流機能	図書館／美術館・博物館・公文書館／コミュニティセンター／中央公民館／共同利用施設／地区公民館／スポーツ施設／地域活性化複合施設／生涯学習施設

(1) 行政機能

地域単位での行政機能の設置

- ◇西鉄五条駅の北部に中枢的な機能を有する市役所が立地しています。
- ◇西鉄五条駅周辺には男女共同参画推進センター、いきいき情報センター内の保健センターが立地し、行政窓口機能を担っています。また、西部にはにしのまどぐち、北部には上下水道事業センターが立地し、行政窓口機能を担っています。

【行政機能の状況】



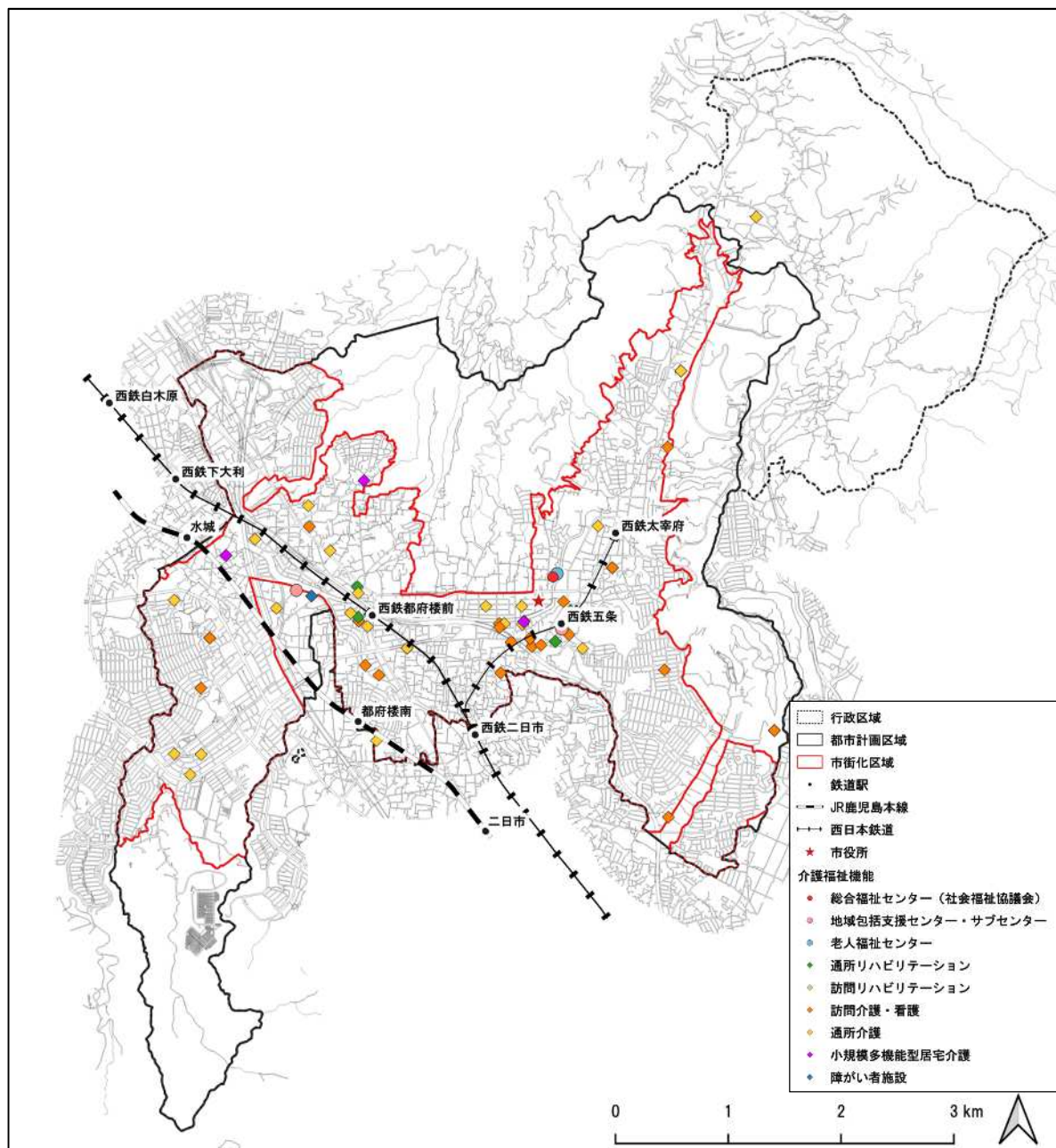
出典：令和4年度都市計画基礎調査、市HP

(2) 介護福祉機能

本格的な高齢化社会に備えた介護福祉機能の設置

- ◇本市には、高齢者の暮らしを総合的にサポートする地域包括支援センターが西鉄五条駅の南部に、サブセンターが通古賀に立地しています。
- ◇その他、老人福祉センターや訪問・通所等の介護施設については、特に西鉄五条駅及び西鉄都府楼前駅周辺等において多く集積している状況です。

【介護福祉機能の状況】



出典：令和4年度都市計画基礎調査、市HP

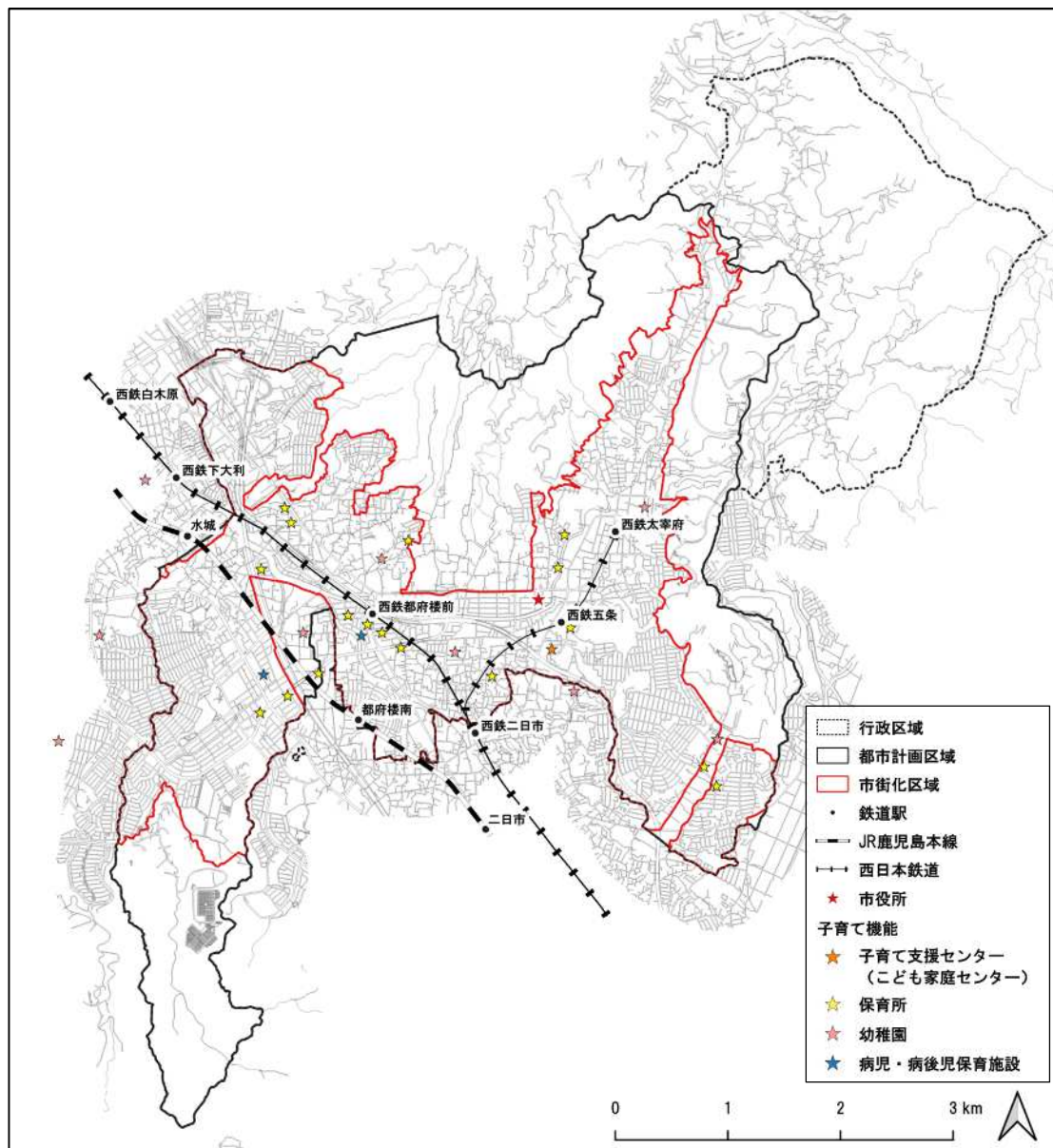
(3) 子育て機能

利用しやすい環境が整う子育て機能

◇子育て機能については、市域内に分散して立地しており、利用しやすい環境が整っていると言えます。

◇一方で、北部の郊外地において、施設の立地が見られない地域が存在しています。

【子育て機能の状況】



出典：令和4年度都市計画基礎調査、市HP

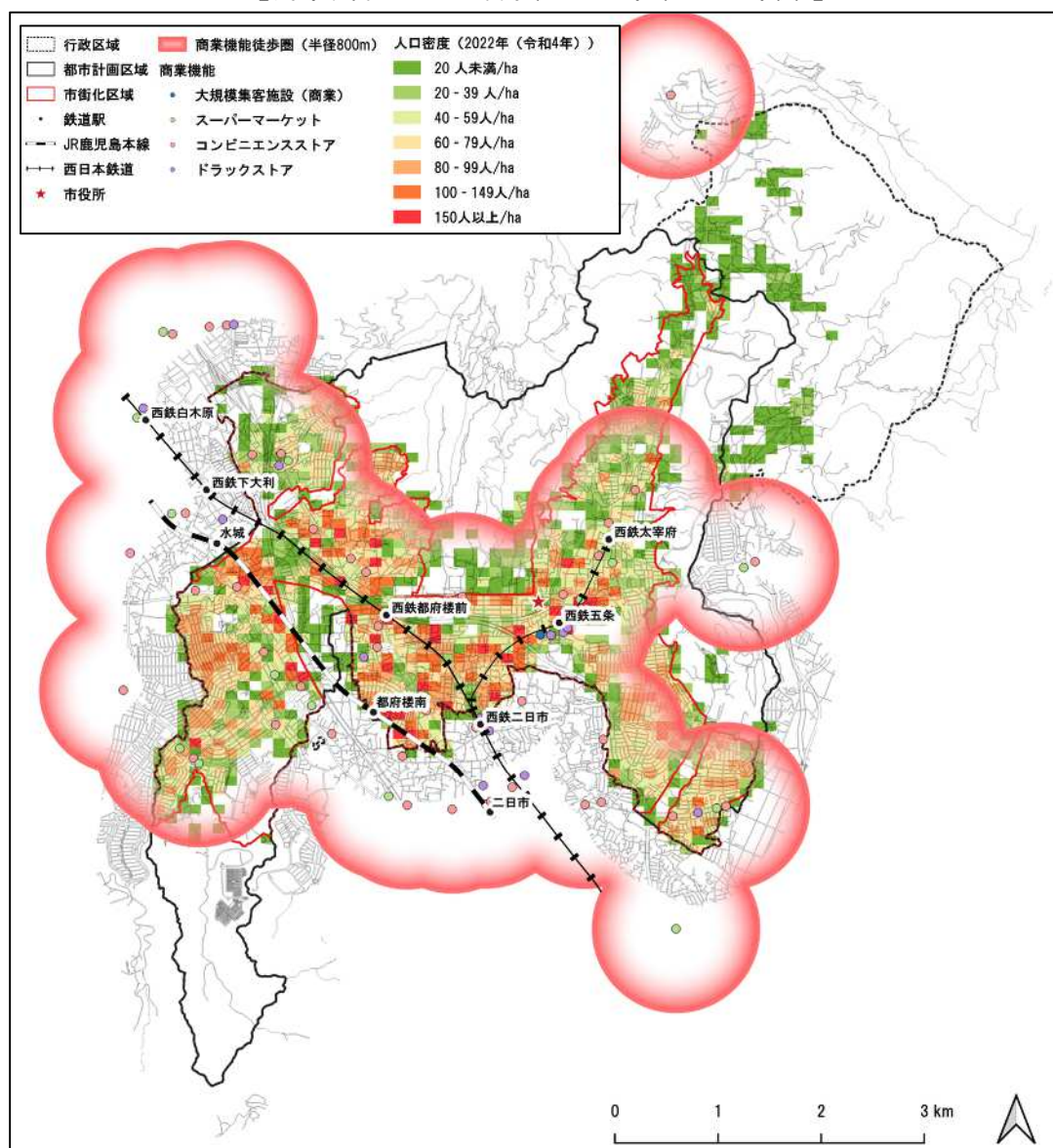
(4) 商業機能

駅周辺や幹線道路沿線を中心に商業機能が集積

◇商業機能については、駅周辺や幹線道路沿線を中心に集積されており、筑紫野市や大野城市の立地状況も相まって、市内人口及び市街化区域人口の9割以上が商業機能からの徒歩利用圏に含まれる状況であり、利用しやすい環境が整っていると言えます。

◇一方、北部の郊外地において、商業機能から徒歩で利用することが困難な地域が存在しています。

【商業機能+人口密度（2022年（令和4年））】



【人口カバー率】

	2022年（令和4年）時点	2045年（令和27年）時点	増減
市内の圏内人口（人）	67,115	67,041	-74
市内の人口カバー率（%）	93.7	94.9	1.2
市街化区域内圏内人口（人）	63,138	63,265	127
市街化区域内人口カバー率（%）	95.2	96.1	0.9

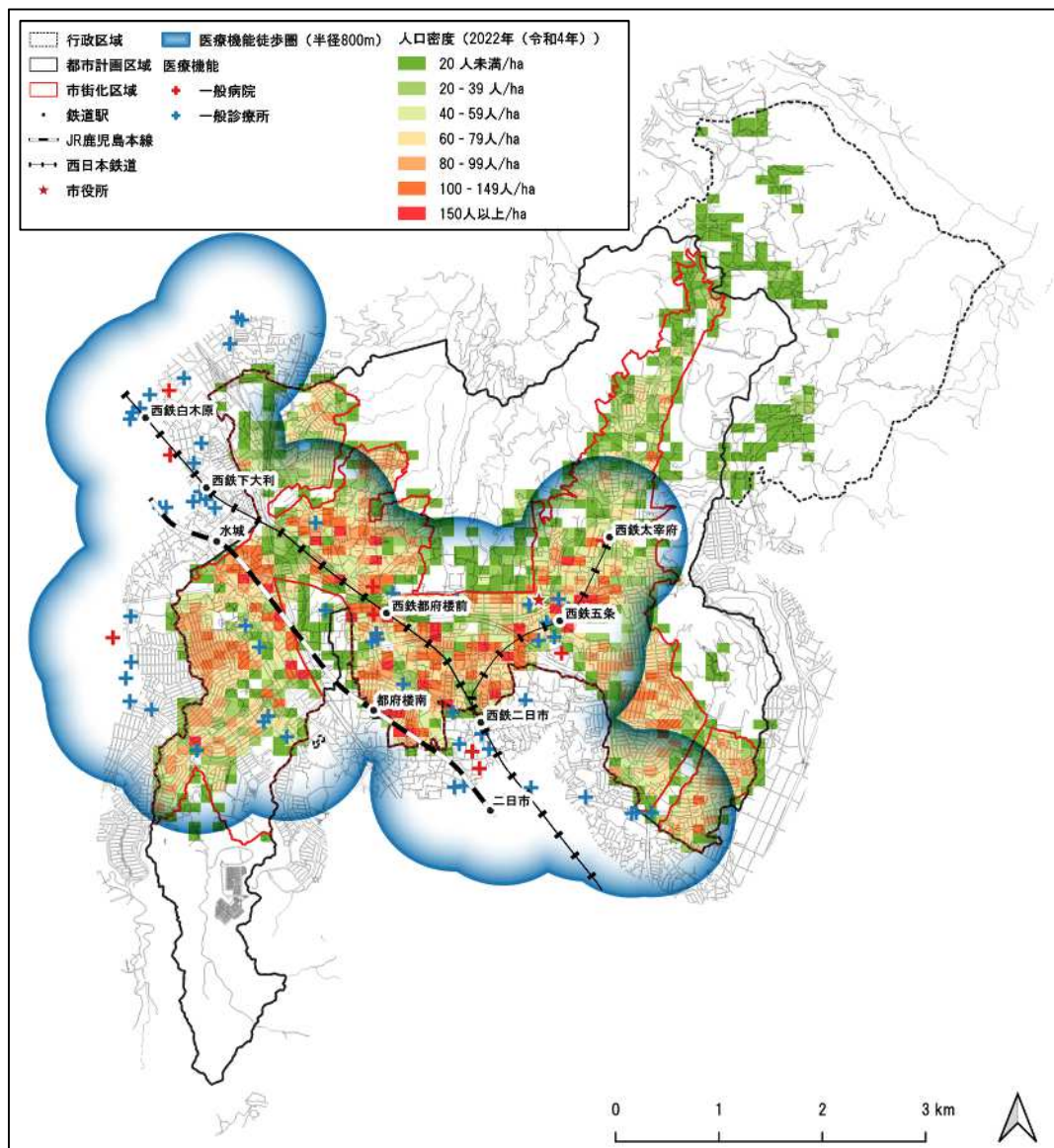
出典：令和4年度都市計画基礎調査

(5) 医療機能

利用しやすい環境が整う医療機能

- ◇医療機能については、市域内に分散して立地しているとともに、筑紫野市や大野城市の立地状況も相まって、市内人口及び市街化区域人口の8割以上が医療機能からの徒歩利用圏に含まれる状況であり、利用しやすい環境が整っていると言えます。
- ◇一方、市東部や北部の郊外地において、医療機能から徒歩で利用することが困難な地域が存在しています。

【医療機能+人口密度（2022年（令和4年））】



【人口カバー率】

	2022年（令和4年）時点	2045年（令和27年）時点	増減
市内の圏内人口（人）	60,340	60,895	555
市内の人口カバー率（%）	84.3	86.2	1.9
市街化区域内圏内人口（人）	56,932	57,672	740
市街化区域内人口カバー率（%）	85.8	87.6	1.8

出典：令和4年度都市計画基礎調査

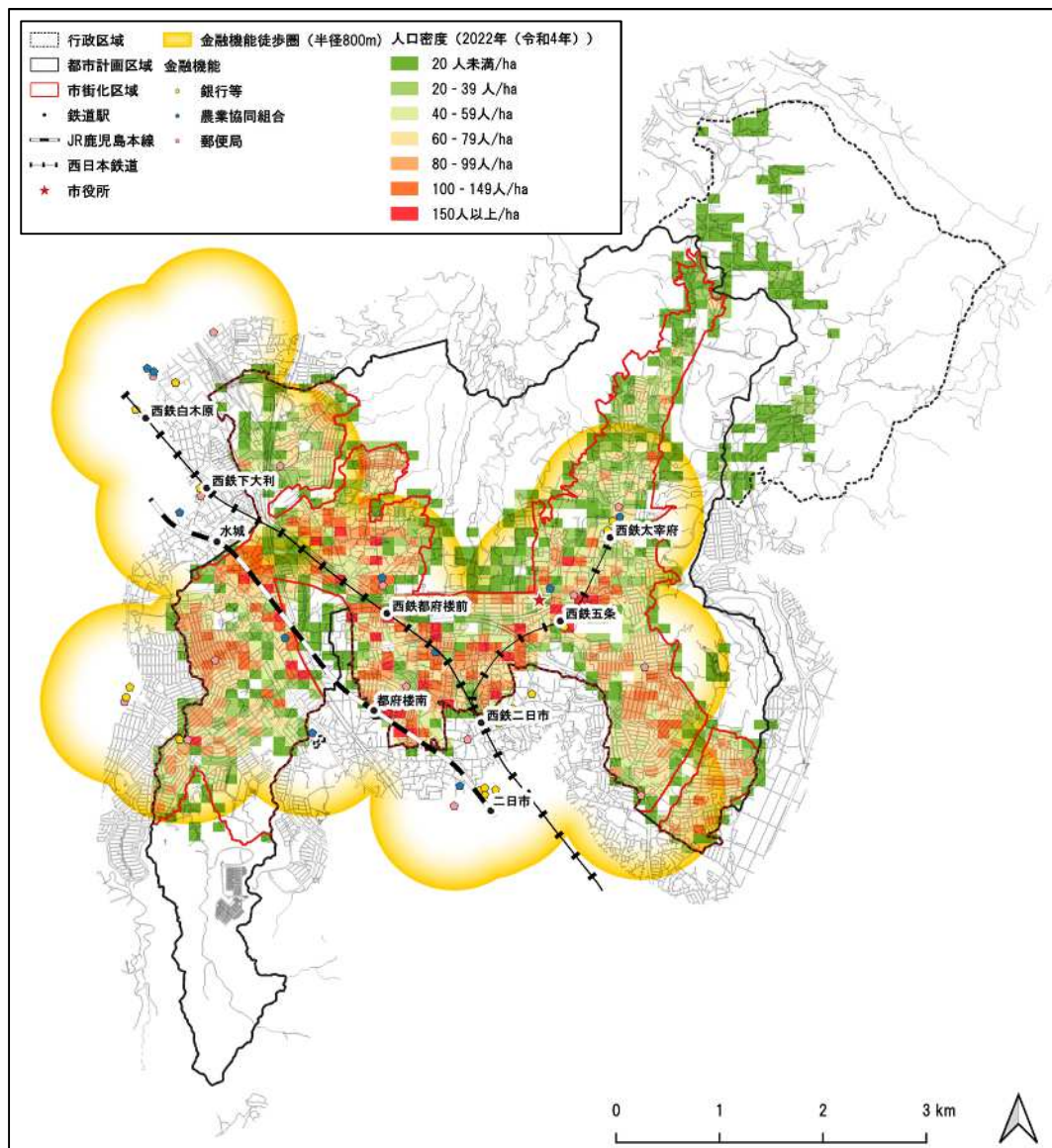
(6) 金融機能

駅周辺や幹線道路沿線を中心に金融機能が集積

◇金融機能については、駅周辺や幹線道路沿線を中心に集積されており、筑紫野市や大野城市の集積も相まって、市内人口及び市街化区域人口の9割以上が金融機能からの徒歩利用圏に含まれる状況であり、利用しやすい環境が整っていると言えます。

◇一方、北部の郊外地において、金融機能から徒歩で利用することが困難な地域が存在しています。

【金融機能+人口密度（2022年（令和4年））】



【人口カバー率】

	2022年（令和4年）時点	2045年（令和27年）時点	増減
市内の圏内人口（人）	65,216	64,963	-253
市内の人口カバー率（%）	91.1	92.0	0.9
市街化区域内圏内人口（人）	61,515	61,510	-5
市街化区域内人口カバー率（%）	92.7	93.4	0.7

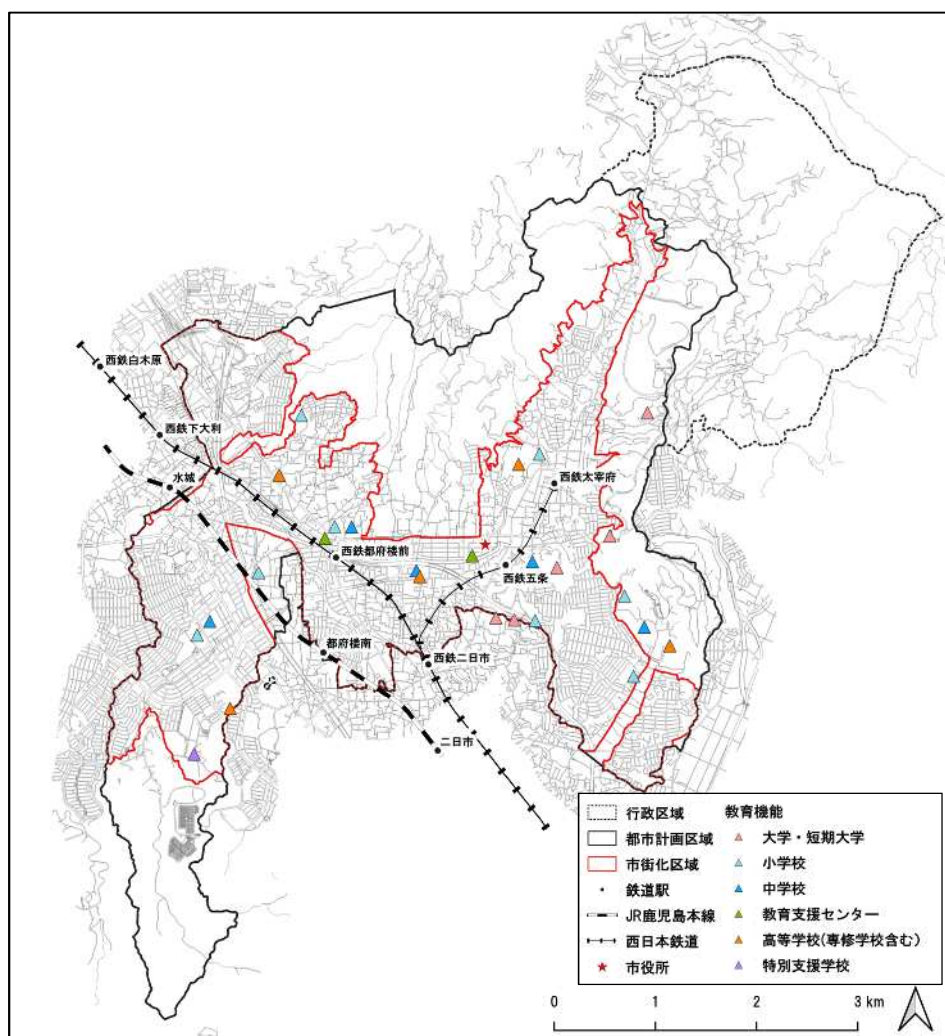
出典：令和4年度都市計画基礎調査

(7) 教育機能

文教都市として高等教育機能が充実

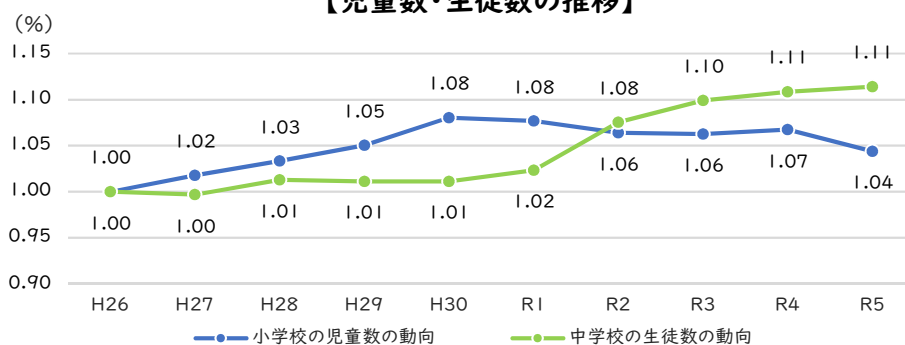
- ◇本市の人口分布や地理的状況等に応じて、小学校が8校（私立1校含む）、中学校が5校（私立1校含む）立地しています。
- ◇小学校の児童数はほぼ横ばいで推移していますが、中学校の生徒数は増加傾向にあります。
- ◇また、市内には高等学校（専修学校含む）が5校、大学・短期大学が5校と高等教育機能が多く立地しており、**多くの若者が集まる文教都市**となっています。
- ◇本市では、市内の**大学・短大・高校の連携による様々な活動が運営**されています。

【教育機能の状況】



出典：市 HP

【児童数・生徒数の推移】



出典：令和5年度太宰府市教育要覧

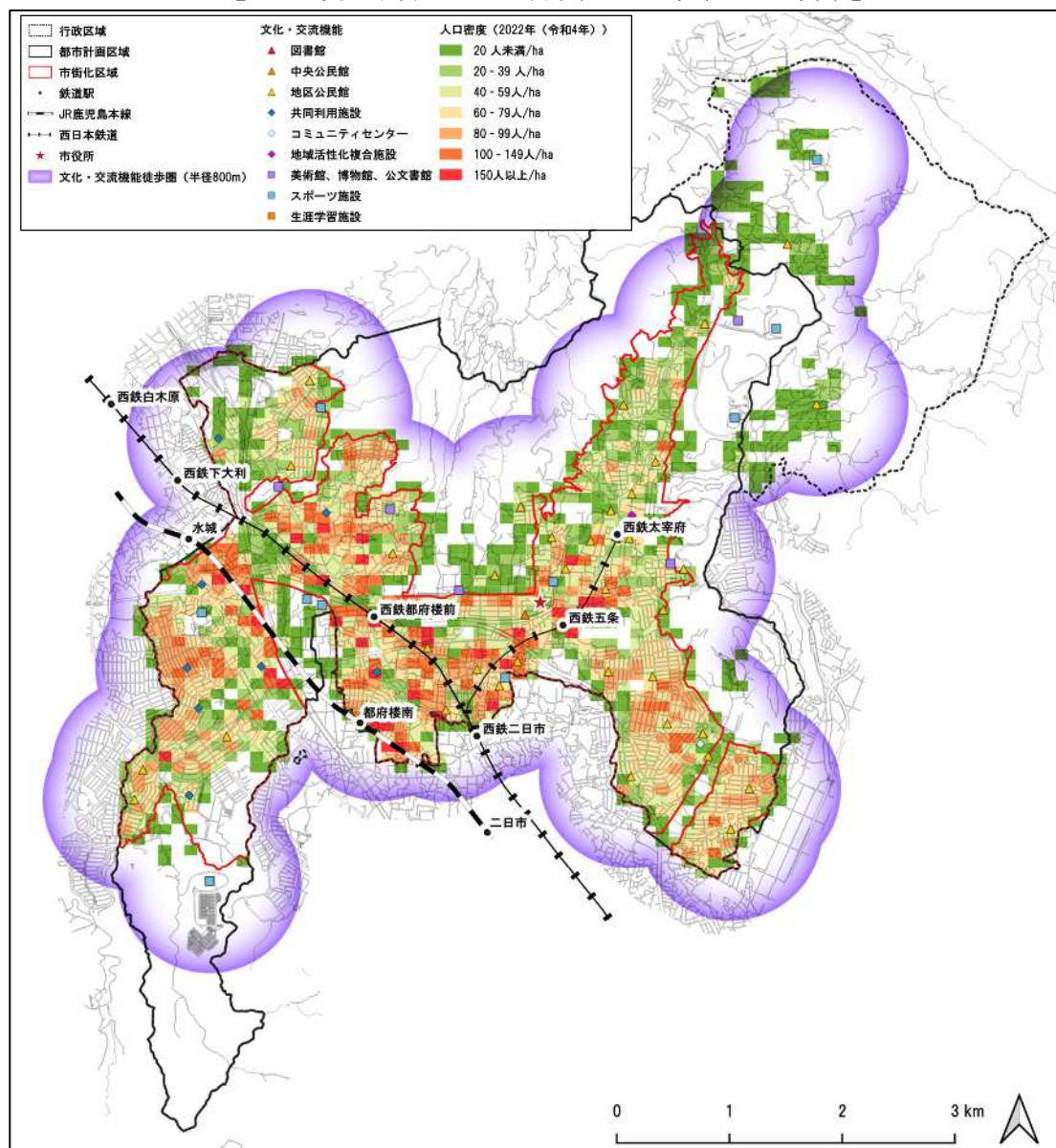
(8) 文化・交流機能

市民の健康増進やコミュニティ形成等に資する文化・交流機能の充実

◇文化・交流機能については、市内に分散して立地しており、市内人口及び市街化区域人口の全てが文化・交流機能からの徒歩利用圏に含まれる状況であり、利用しやすい環境が整っていると云えます。

◇市民の健康増進を支えるスポーツやレクリエーション施設、市民の活動や交流、コミュニティ形成を支える公民館等の立地が充実しています。

【文化・交流機能+人口密度（2022年（令和4年））】



【人口カバー率】

	2022年（令和4年）時点	2045年（令和27年）時点	増減
市内の圏内人口（人）	71,613	70,649	-964
市内の人口カバー率（%）	100.0	100.0	0
市街化区域内圏内人口（人）	66,327	65,826	-501
市街化区域内人口カバー率（%）	100.0	100.0	0

出典：令和4年度都市計画基礎調査、市HP

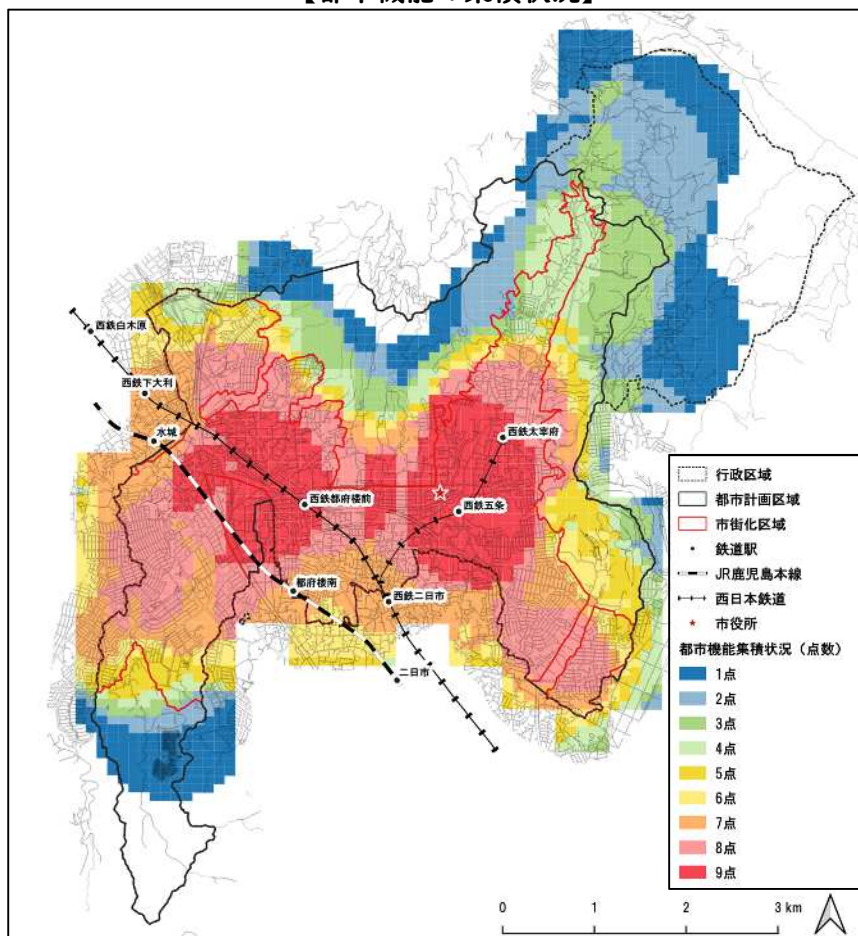
(9) 都市機能の集積状況

鉄道駅周辺を中心に高い集積状況

◇前述の都市機能の立地状況及び鉄道駅及びバス停留所の分布状況を踏まえ、都市機能の集積状況を点数化し、利便性の高い地域の抽出を行ったところ、西鉄五条駅や西鉄太宰府駅をはじめ、西鉄都府楼前駅の鉄道駅周辺を中心に集積状況が高い状況です。

◇その他、水城や高雄、大佐野周辺においても高い数値を示しており、北部の山間部を除く市街化区域の広い範囲で利便性が高い状況です。

【都市機能の集積状況】



※本図は、100mメッシュ単位で都市機能の集積状況を示したものの。

※点数が高いほど多くの都市機能が立地し、利便性が高い箇所であることを示す。

基幹的公共交通	「鉄道駅」の800m圏域、「30本/日以上」の運行本数のバス停留所の300m圏域	1点
行政機能	「市役所」「住民窓口」の800m圏域	1点
介護福祉機能	「総合福祉センター(社会福祉協議会)」「地域包括支援センター・サブセンター」「老人福祉センター」「通所リハビリテーション」「訪問リハビリテーション」「訪問介護・看護」「通所介護」「小規模多機能型居宅介護」「障がい者施設」の1,000m圏域	1点
子育て機能	「子育て支援センター(こども家庭センター)」「保育所」「幼稚園」「病児・病後児保育施設」の800m圏域	1点
商業機能	「大規模集客施設(商業)」「スーパーマーケット」「コンビニエンスストア」「ドラッグストア」の800m圏域	1点
医療機能	「一般病院(内科・外科・小児科)」「一般診療所(内科・外科・小児科)」の800m圏域	1点
金融機能	「銀行等」「農業協同組合」「郵便局」の800m圏域	1点
教育機能	「小学校」「中学校」「教育支援センター」の800m圏域	1点
文化・交流機能	「図書館」「美術館・博物館・公文書館」「コミュニティセンター」「中央公民館」「共同利用施設」「地区公民館」「スポーツ施設」「地域活性化複合施設」「生涯学習施設」の800m圏域	1点

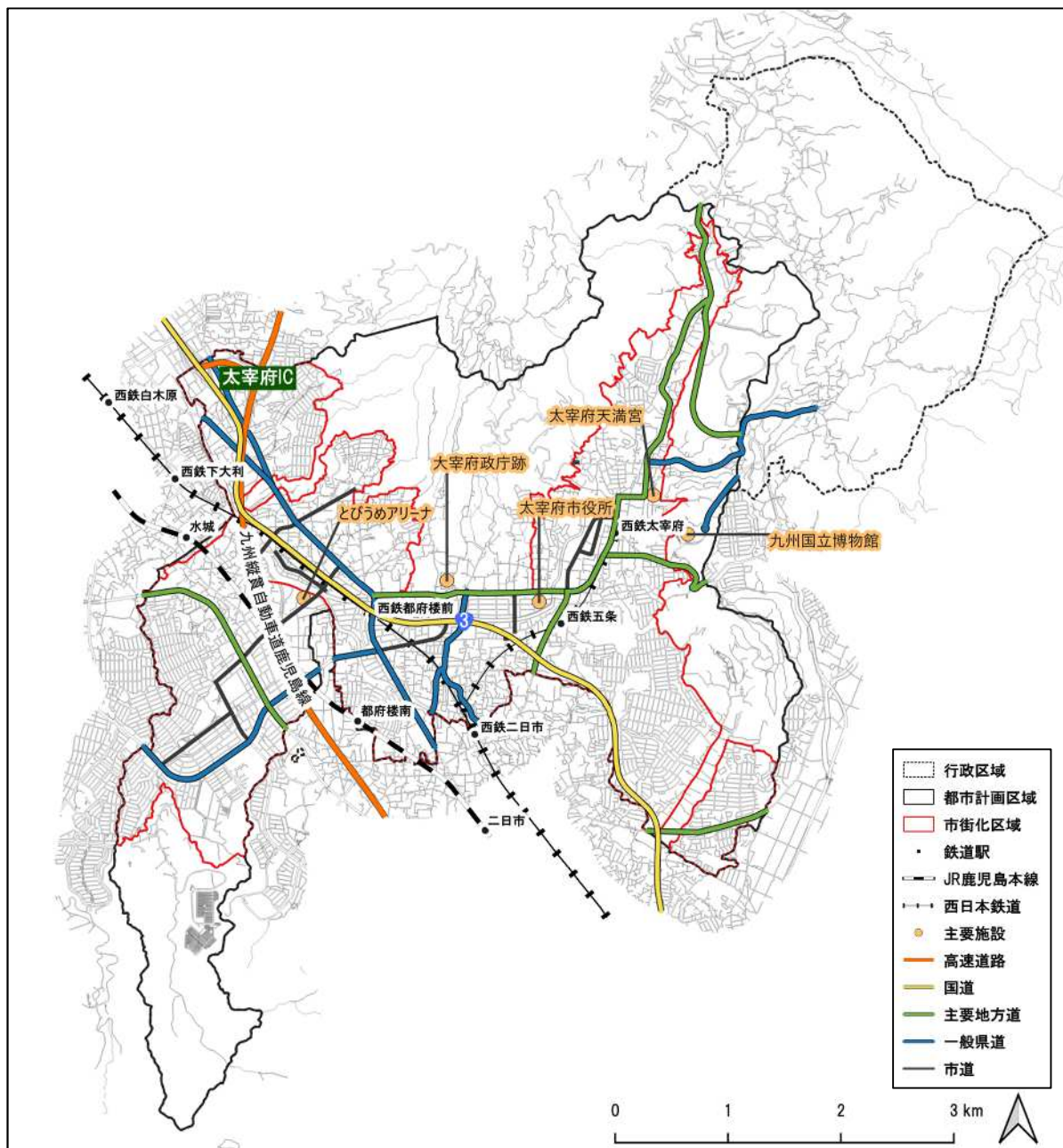
1-9 都市施設

(1) 道路網の配置状況

広域的な骨格軸を有する道路網

◇市内の道路網は、南北方向に九州自動車道及び国道3号、主要地方道筑紫野古賀線、同福岡日田線の幹線道路が通っており、広域的な骨格軸を担っていますが、主要道路が交差する場所に踏切が近接するなど、**踏切がボトルネックとなり交通渋滞が発生**している箇所が存在します。

【道路網の配置状況】



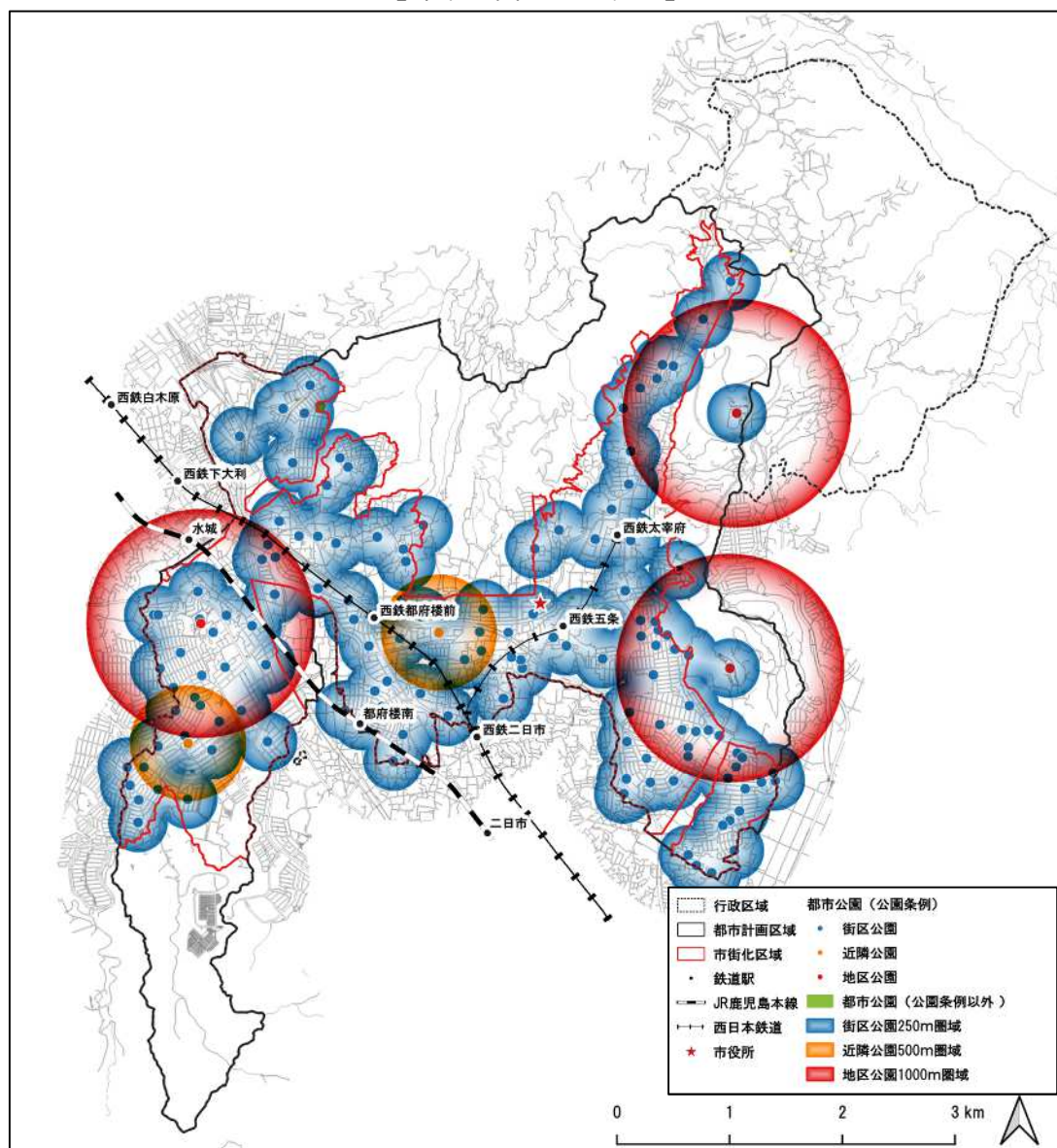
出典：令和4年度第1回都市計画審議会資料を基に作成

(2) 都市公園の配置状況

生活に身近な範囲に配置される都市公園

◇都市公園については、市内に分散して配置しており、**市街化区域人口の9割以上が都市公園からの徒歩利用圏に含まれる**状況であり、生活に身近な範囲に配置され、利用しやすい環境が整っていると言えます。

【都市公園の配置状況】



【面積カバー率】

	2022年 (令和4年) 時点
市内の 圏内面積 (ha)	1,531
市内の 面積カバー率 (%)	51.7
市街化区域内 圏内面積 (ha)	1,061
市街化区域内 面積カバー率 (%)	85.7

【人口カバー率】

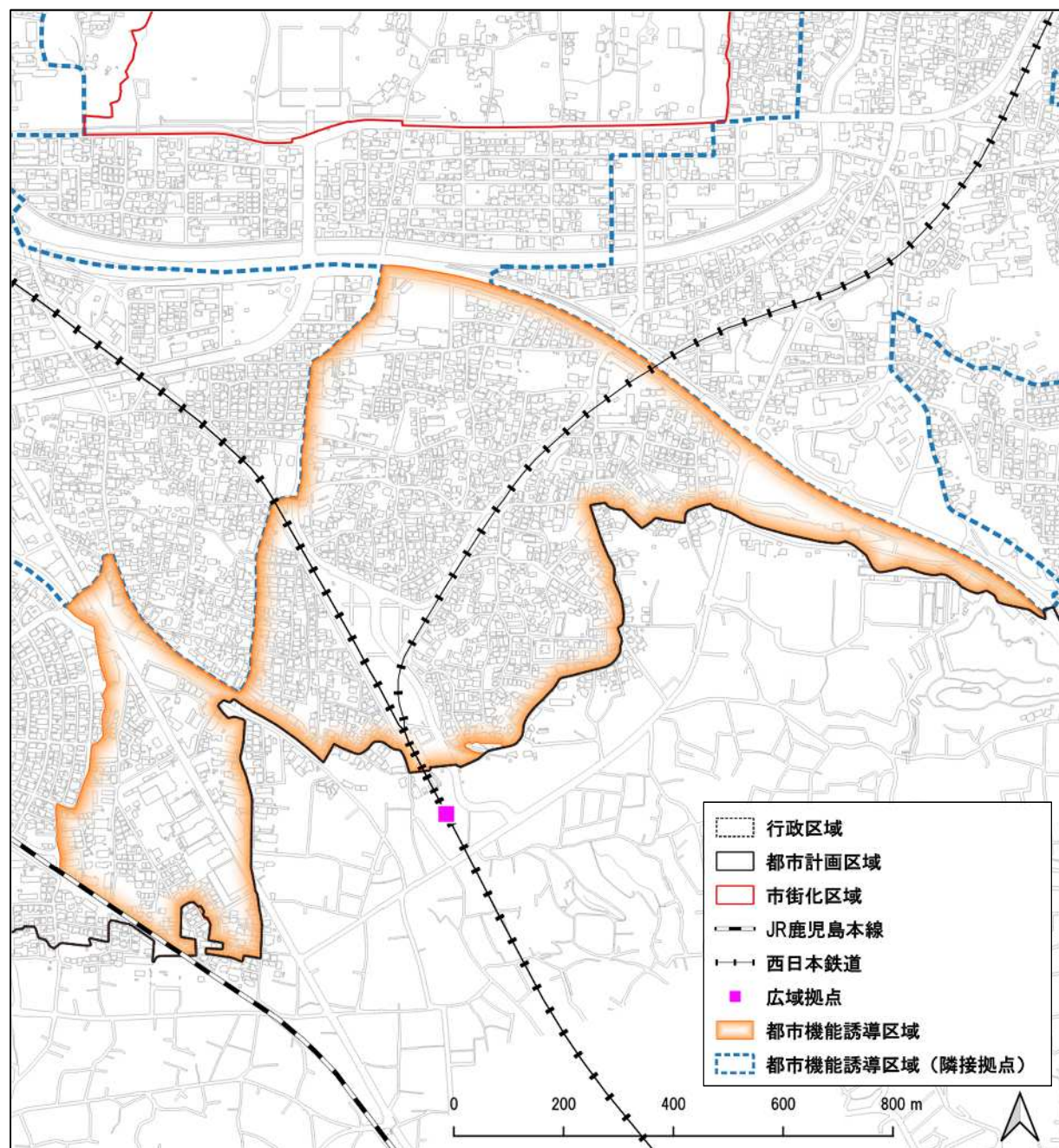
	2022年 (令和4年) 時点	2045年 (令和27年) 時点	増減
市内の 圏内人口 (人)	65,845	65,259	-586
市内の 人口カバー率 (%)	91.9	92.4	0.5
市街化区域内 圏内人口 (人)	62,165	61,809	-356
市街化区域内 カバー率 (%)	93.7	93.9	0.2

出典：市提供資料

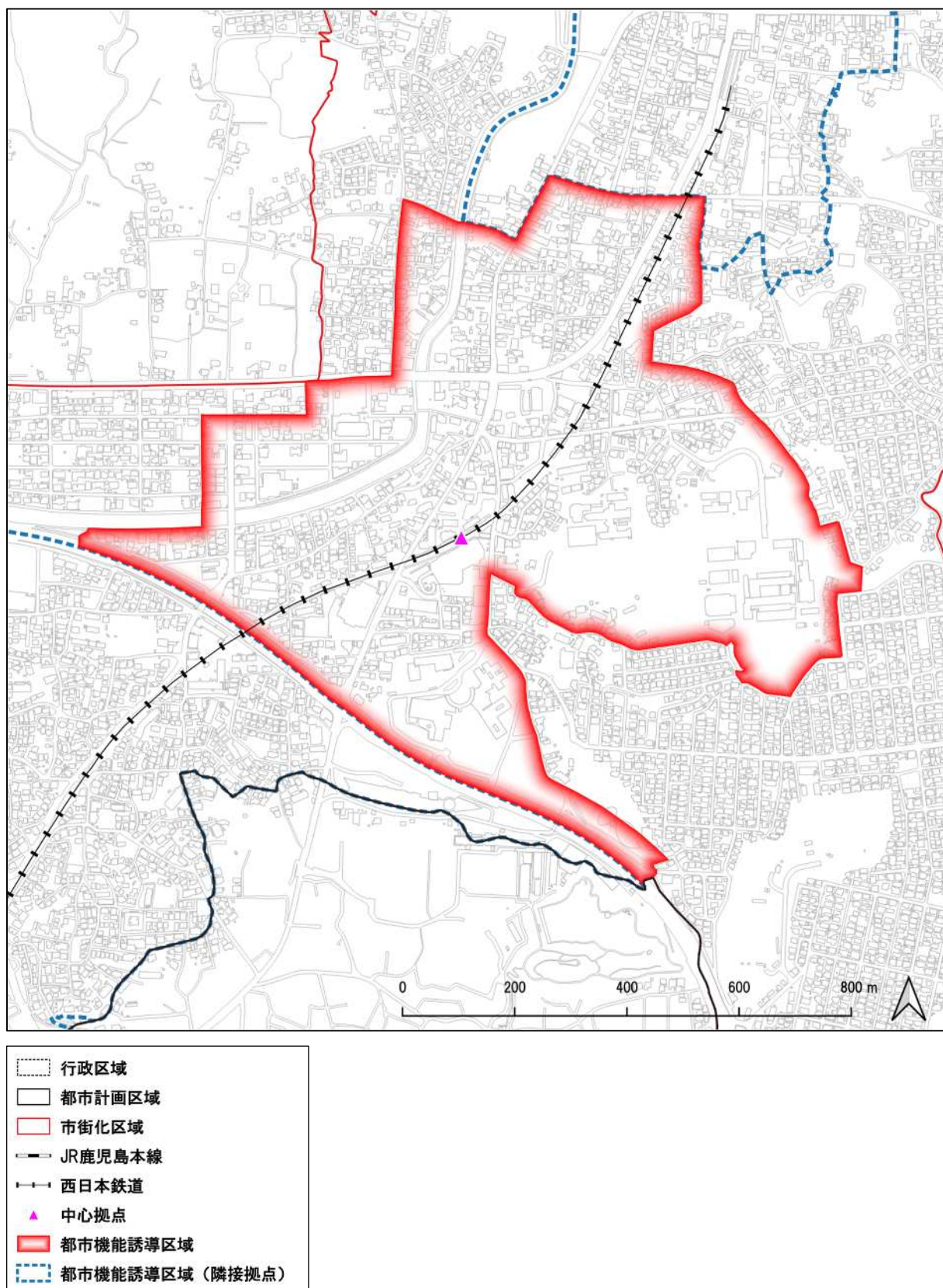
2. 各拠点における都市機能誘導区域

本項では、第4章「誘導施設・誘導区域」で示した都市機能誘導区域について、拠点ごとに示します。

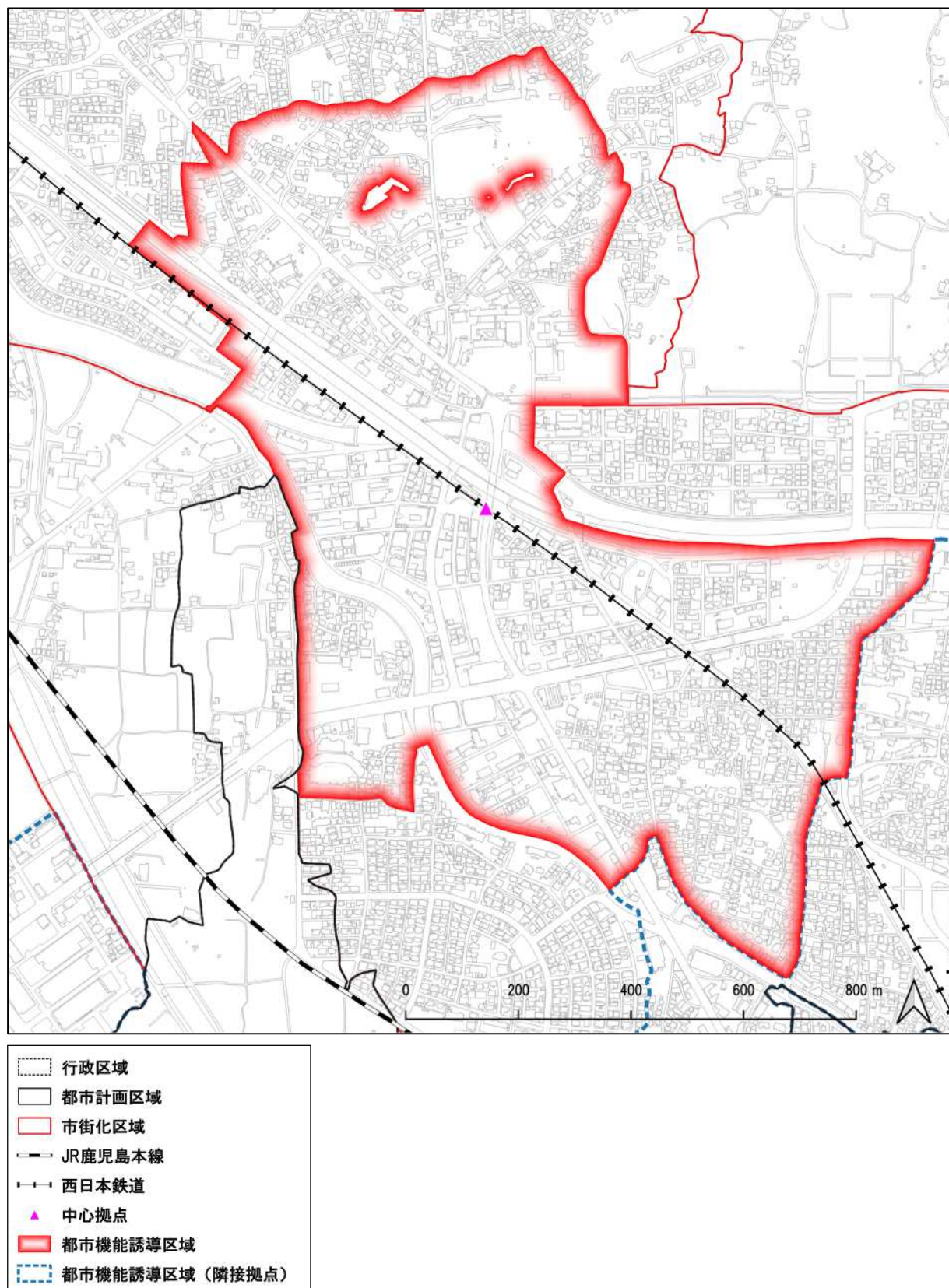
2-1 西鉄二日市駅周辺都市機能誘導区域



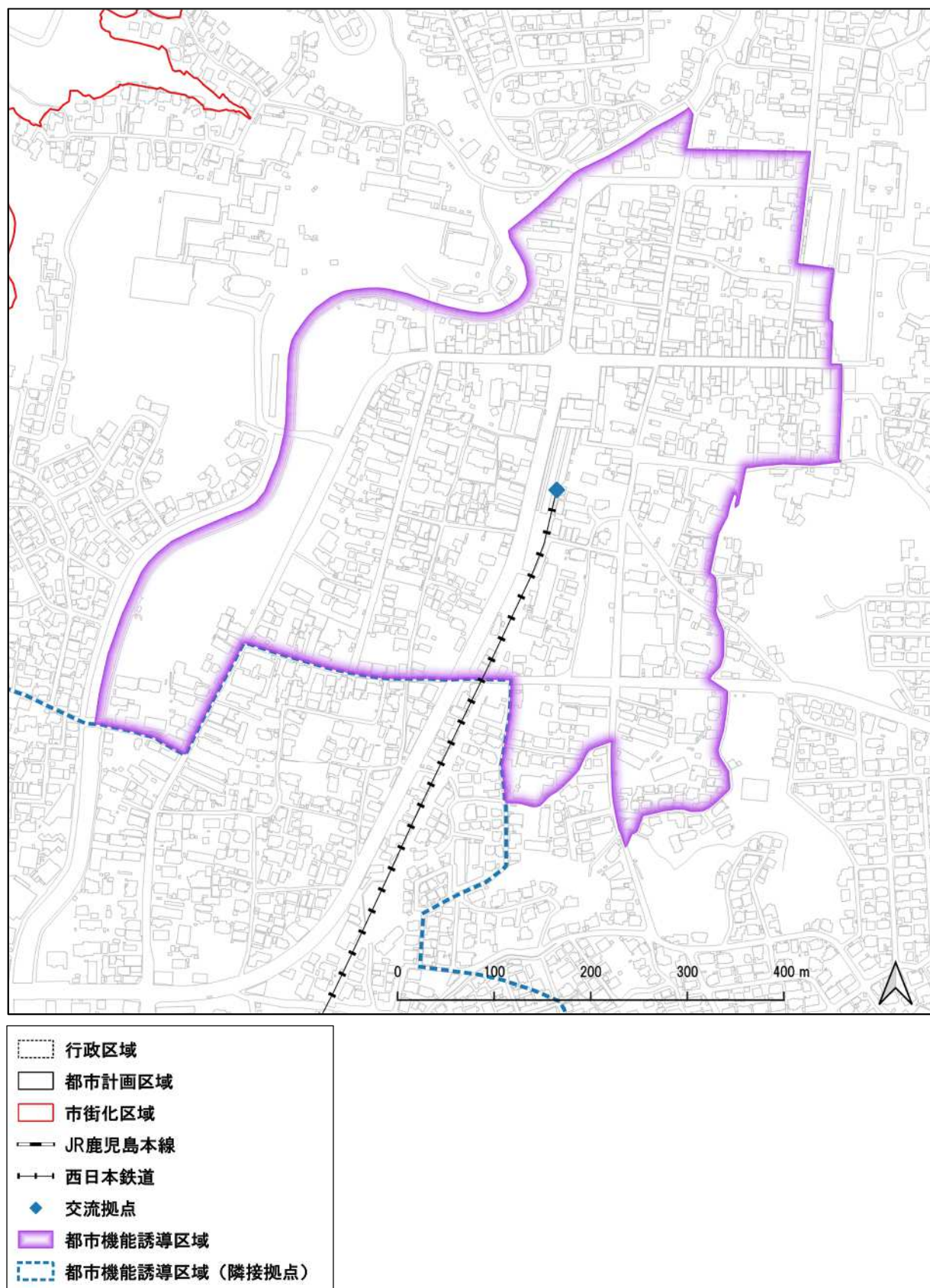
2-2 西鉄五条駅周辺都市機能誘導区域



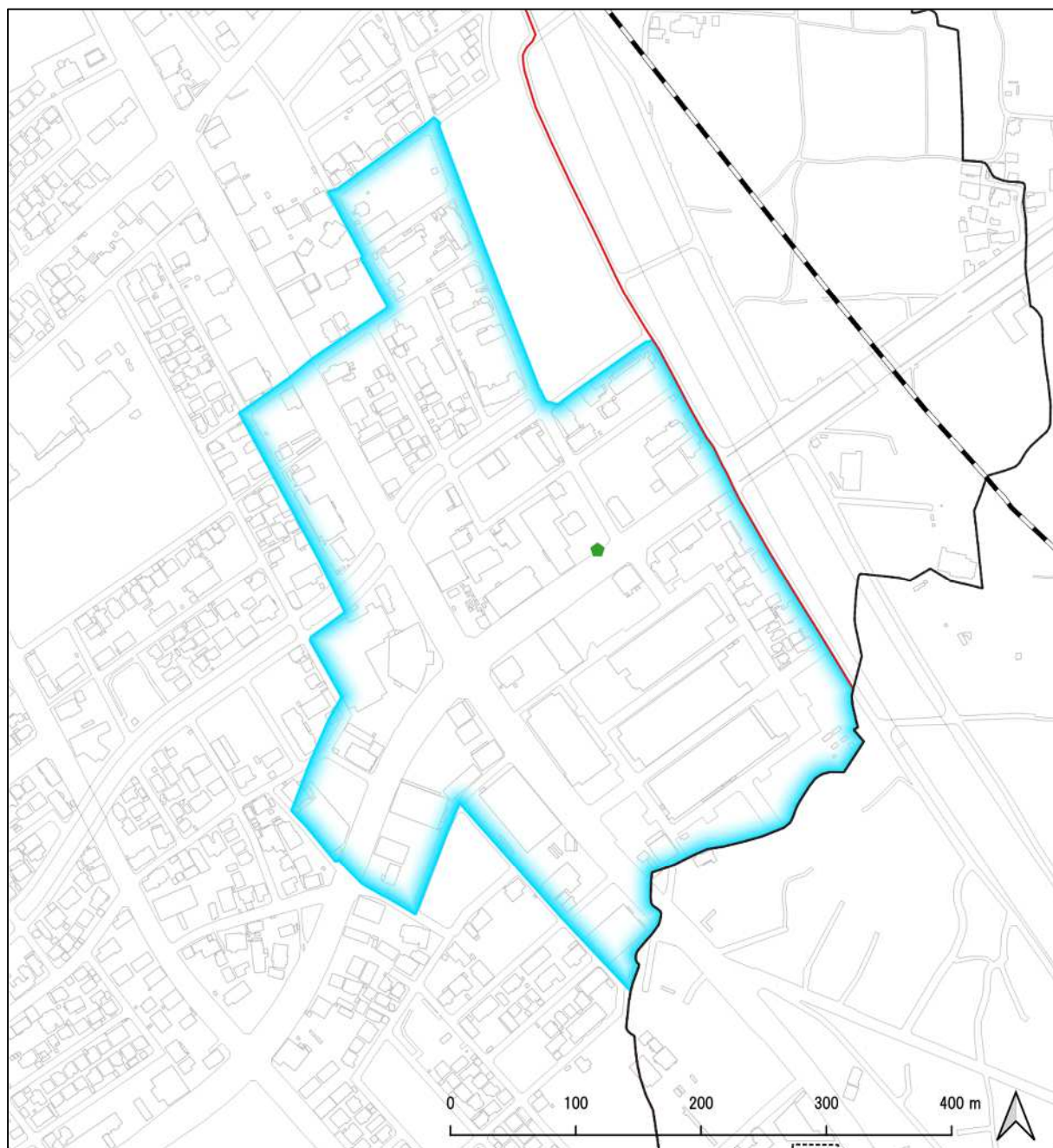
2-3 西鉄都府楼前駅周辺都市機能誘導区域



2-4 西鉄太宰府駅周辺都市機能誘導区域

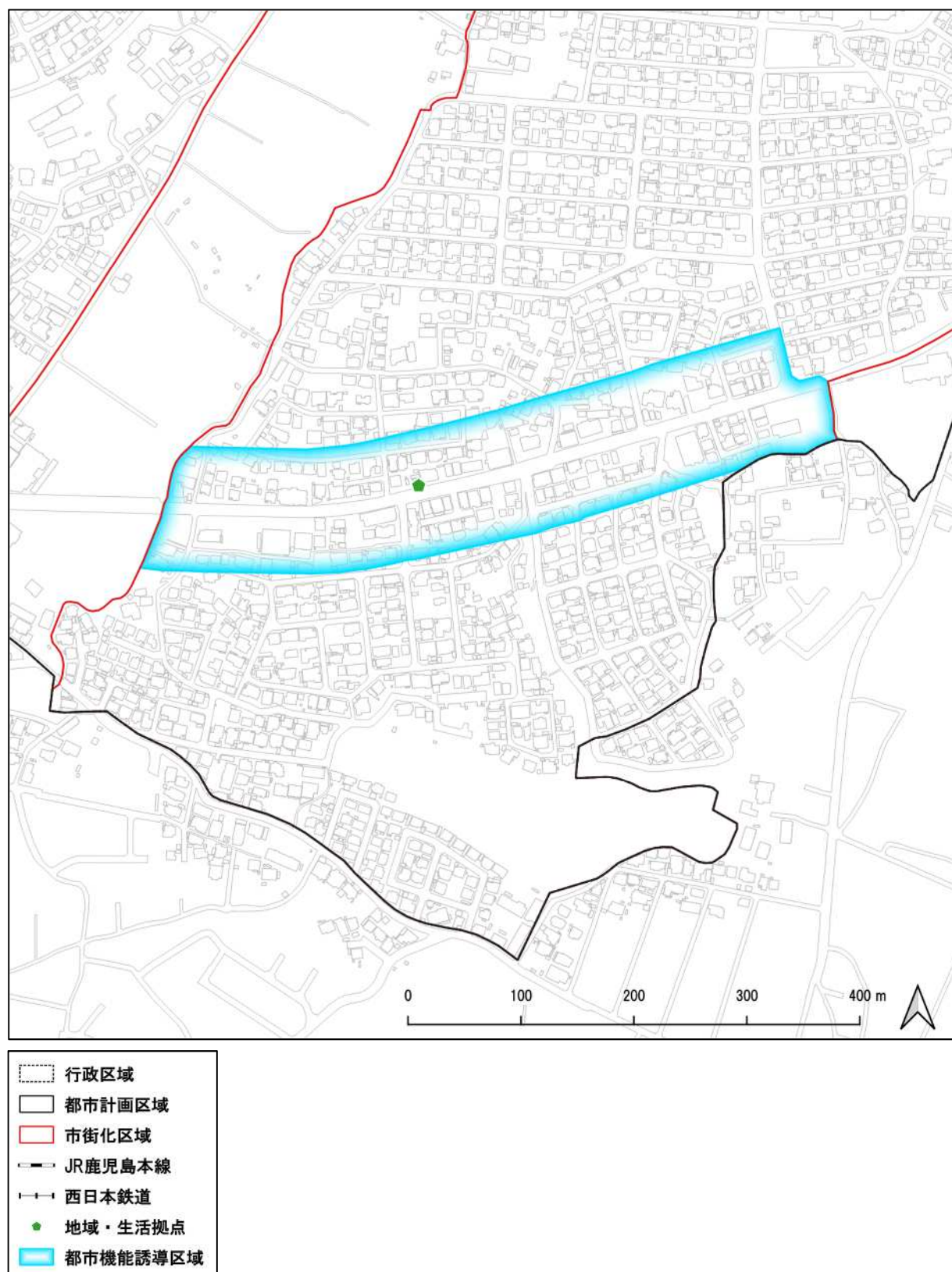


2-5 大佐野東バス停周辺都市機能誘導区域

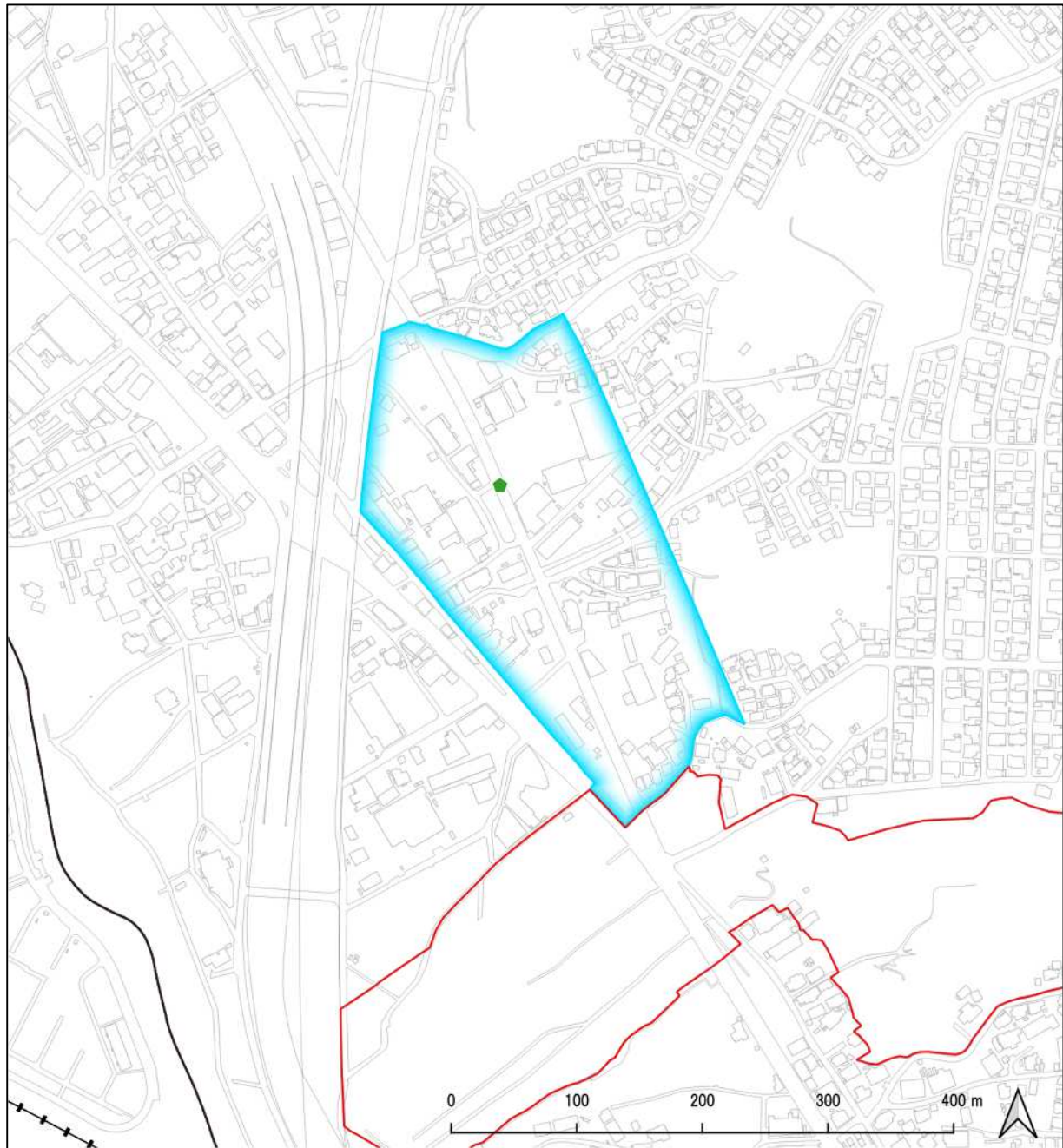


- 行政区域
- 都市計画区域
- 市街化区域
- JR鹿児島本線
- 西日本鉄道
- 地域・生活拠点
- 都市機能誘導区域

2-6 高雄バス停周辺都市機能誘導区域



2-7 水城の里郵便局バス停周辺都市機能誘導区域



3. 防災指針に係る災害リスク分析の詳細内容

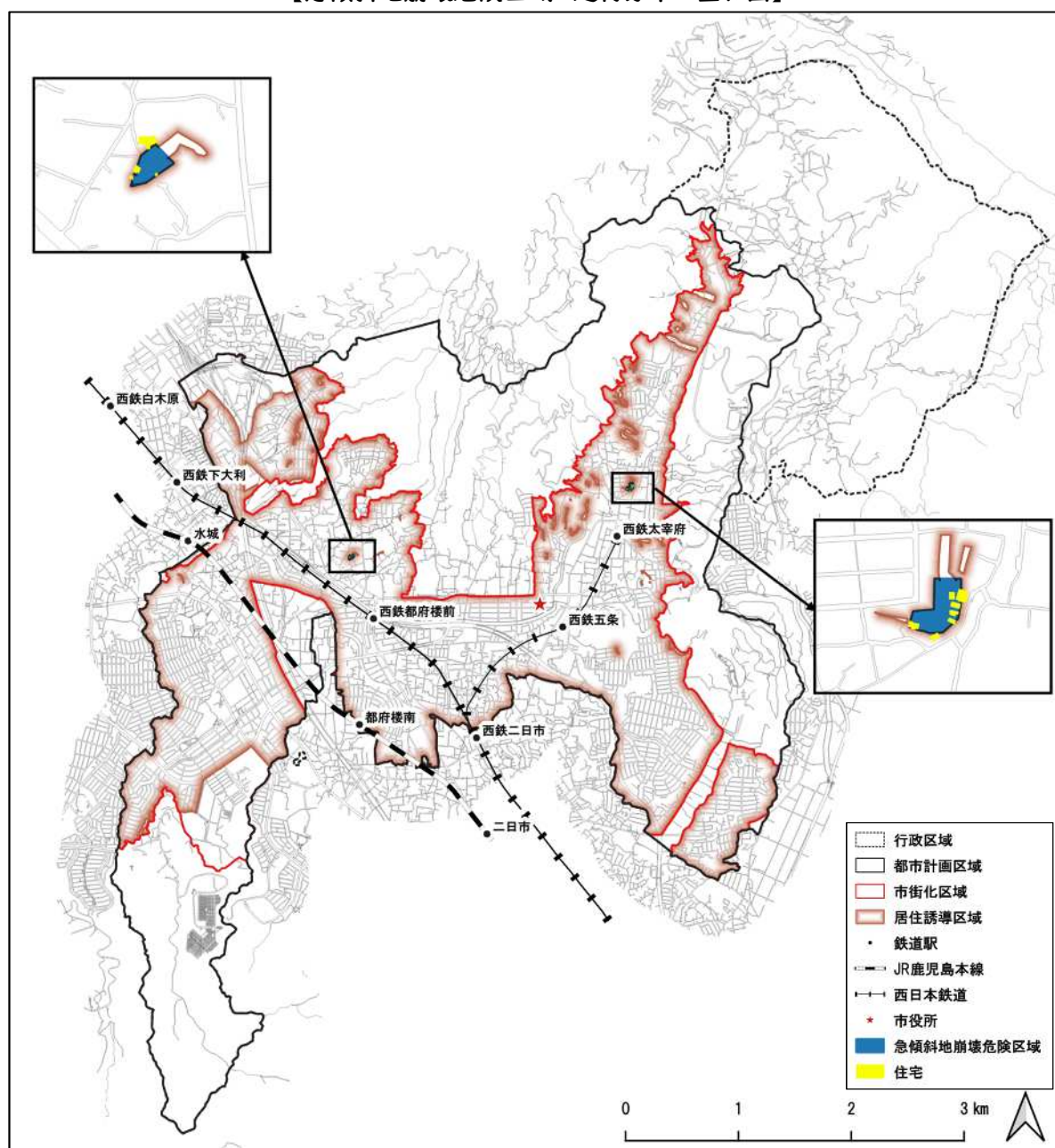
本項では、第6章「防災指針」に関する災害リスク分析の内容について整理しています。

3-1 土砂災害

(1) 急傾斜地崩壊危険区域×建物分布

急傾斜地崩壊危険区域について、坂本に住宅が4棟、連歌屋に住宅が7棟の合計11棟となっており、いずれも市街化区域ではありますが、居住誘導区域外に立地しています。

【急傾斜地崩壊危険区域と建物分布の重ね図】

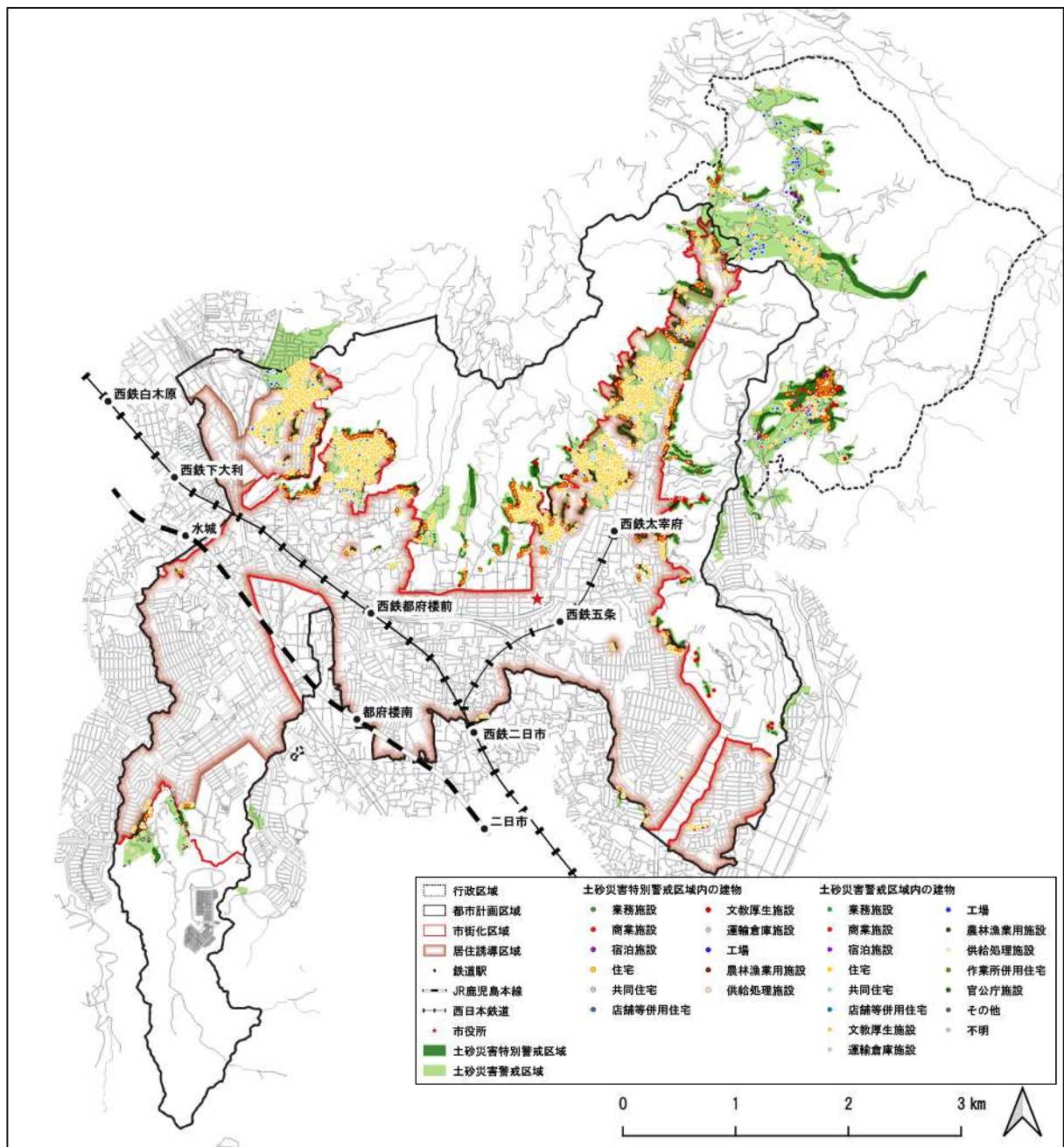


出典：令和4年度都市計画基礎調査、福岡県オープンデータ、市提供資料

(2) 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域×建物分布

都市計画区域外の山間部や市街化区域の山沿いを中心に土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に立地する建物が多くあり、市内に立地する建物の合計25,081棟のうち、約1.7%の415棟(うち住宅系用途を含む建物は72.2%)が土砂災害特別警戒区域に立地するとともに、約14.3%の3,580棟が土砂災害警戒区域に立地しています。土砂災害特別警戒区域は居住誘導区域内には存在しません、土砂災害警戒区域に立地する3,580棟のうち、2,819棟が居住誘導区域内に立地しています。

【土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域と建物分布の重ね図】



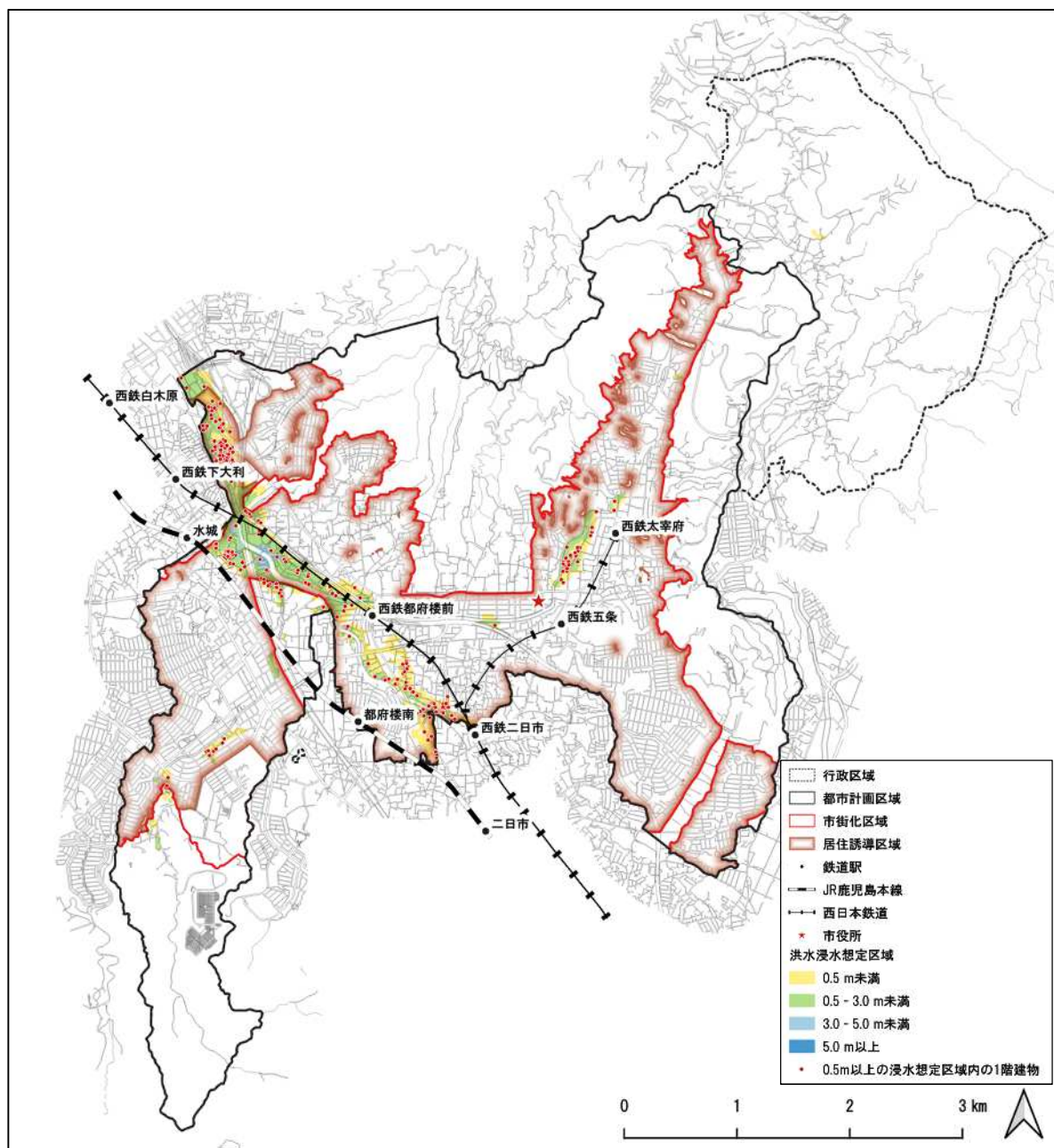
出典:令和4年度都市計画基礎調査、福岡県オープンデータ

3-2 洪水

(1) 洪水浸水深(想定最大規模)×建物階数(浸水深0.5m以上の1階建物)

御笠川及び大佐野川、鷺田川の想定最大規模降雨での洪水が発生した場合、洪水浸水深が0.5m以上の区域に立地している1階建物は、御笠川兩岸を中心に立地しています。市内に立地する1階建物4,696棟のうち、約5.4%の252棟が浸水するおそれがあり、居住誘導区域内に多くの建物が立地しています。一方、市街化調整区域では一部の建物が該当するものの、都市計画区域外に該当する建物は立地していません。

【洪水浸水深(想定最大規模)と建物階数(1階)の重ね図】

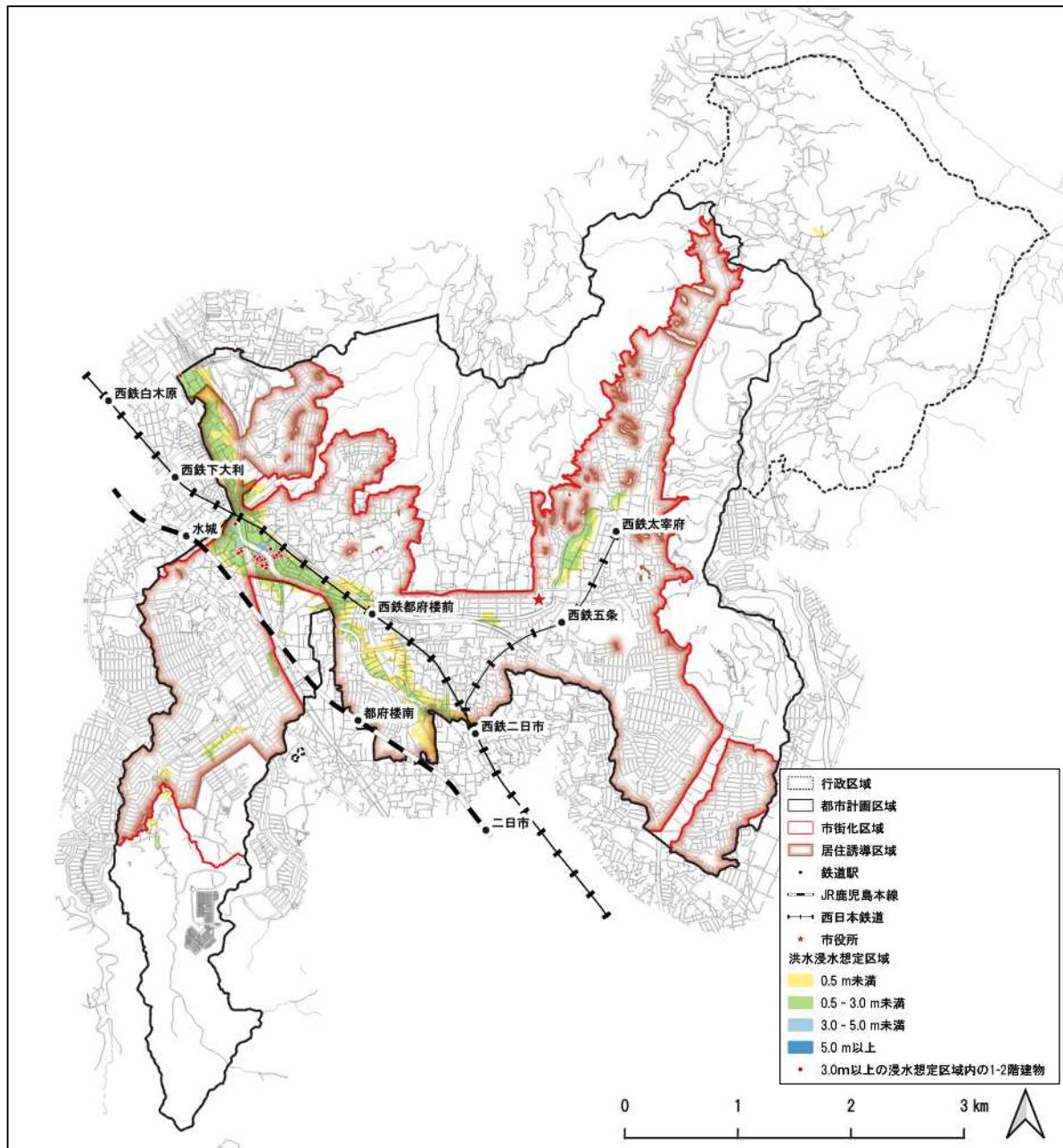


出典:令和4年度都市計画基礎調査、福岡県オープンデータ

(2) 洪水浸水深(想定最大規模)×建物階数(浸水深3.0m以上の1～2階建物)

御笠川及び大佐野川、鷺田川の想定最大規模降雨での洪水が発生した場合、洪水浸水深が3.0m以上の区域に立地している1階～2階建物の多くが御笠川両岸に立地しており、2階建ての建物でも垂直避難が困難となるおそれがあります。市内に立地する1～2階建物17,599棟のうち、約0.3%の46棟が浸水するおそれがあり、いずれの建物も居住誘導区域内に立地しています。

【洪水浸水深(想定最大規模)と建物階数(1～2階)の重ね図】

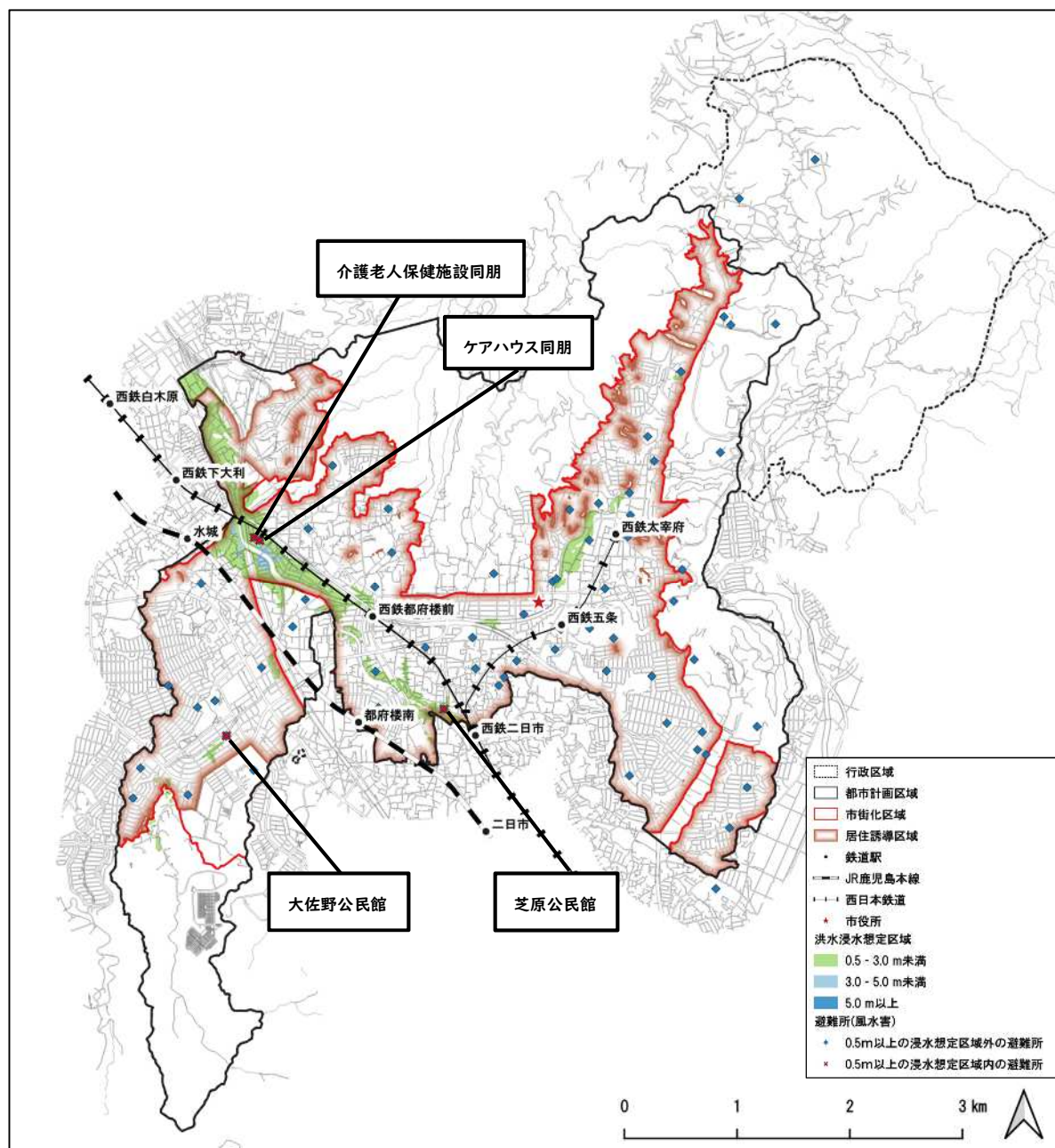


出典: 令和4年度都市計画基礎調査、福岡県オープンデータ

(3) 洪水浸水想定区域(想定最大規模)×避難所(風水害で利用できる施設)

御笠川及び大佐野川、鷺田川の想定最大規模降雨での洪水が発生した場合、0.5m以上の浸水が想定される区域に立地する避難所は、「介護老人保健施設同朋」、「ケアハウス同朋」、「大佐野公民館」、「芝原公民館」の4施設あり、いずれの施設も居住誘導区域内に立地しています。なお、これらの施設の周囲には、徒歩で避難可能な避難所が立地しています。

【洪水浸水深(想定最大規模)と避難所の重ね図】



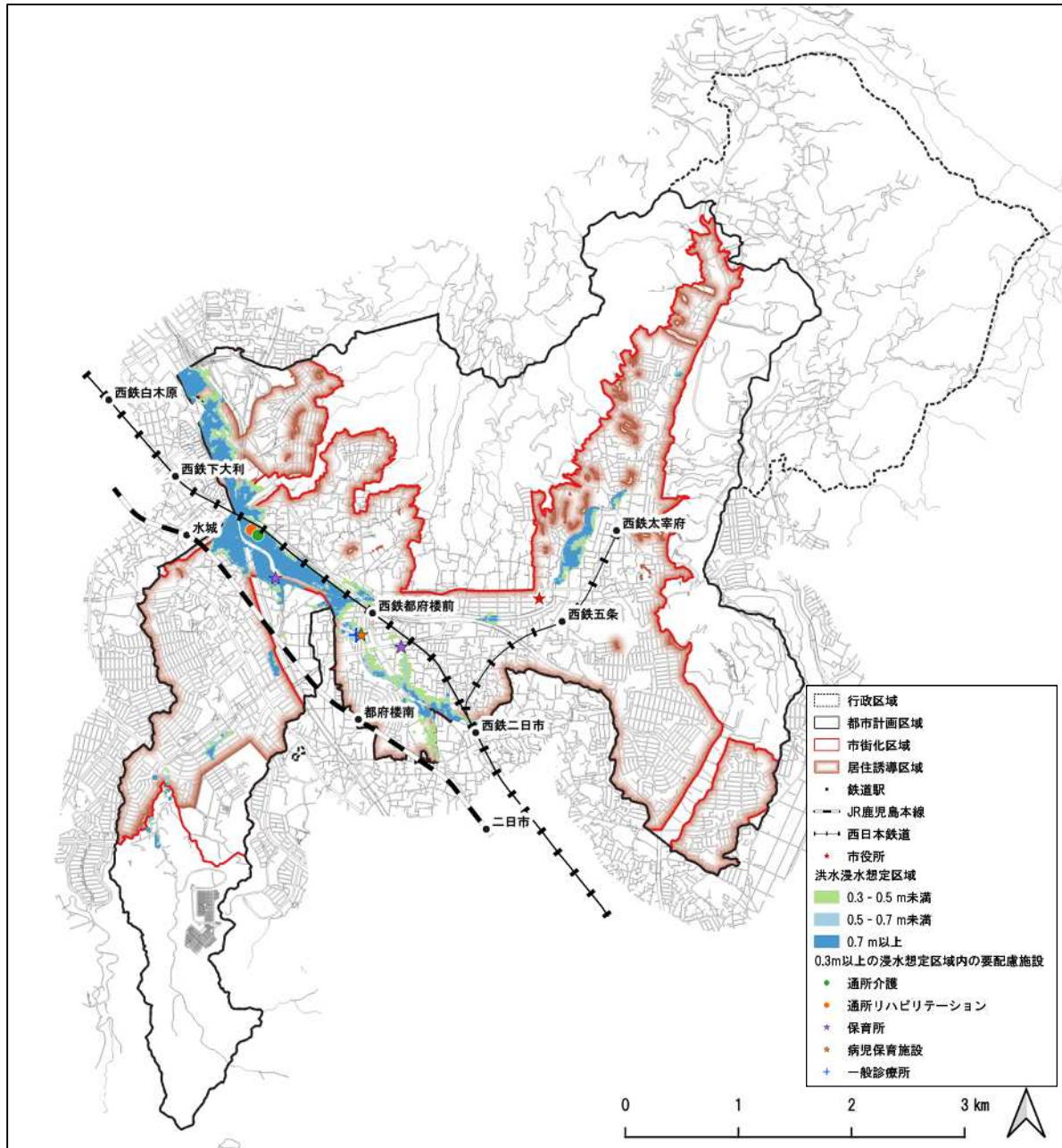
出典:福岡県オープンデータ、市提供資料

(4) 洪水浸水想定区域(想定最大規模)×

要配慮施設(浸水深0.3m以上の区域に立地)

自動車の走行や災害時要援護者の避難等が困難となり、機能が低下するといわれる浸水深0.3m以上に立地している要配慮施設は、御笠川と鷲田川付近に立地しています。立地する施設は通所介護施設が1施設、通所リハビリテーションが1施設、保育所が2施設、病児保育機能を有する一般診療所(小児科)が1施設となっており、いずれの施設も居住誘導区域内に立地しています。

【洪水浸水深(想定最大規模)と要配慮施設の重ね図】



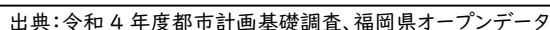
出典:令和4年度都市計画基礎調査、福岡県オープンデータ

【参考】浸水深と医療施設の機能低下との関係(出典:水害の被害指標分析の手引(平成25年試行版))

- ◆0.3m:自動車(救急車)の走行困難、災害時要援護者の避難が困難な水位
- ◆0.5m:徒歩による移動困難、床上浸水
- ◆0.7m:コンセントに浸水し停電(医療用電子機器等の使用困難)

国土交通省が示す「水害の被害指標分析の手引」によると、浸水深0.3m以上で自治体のバスの運行停止基準、乗用車の排気管やトランスミッション等が浸水、自動車（緊急車両、パトロール車）が走行困難とされています。

【洪水浸水深（想定最大規模）（浸水深0.3-0.6m未満）と道路網の重ね図】



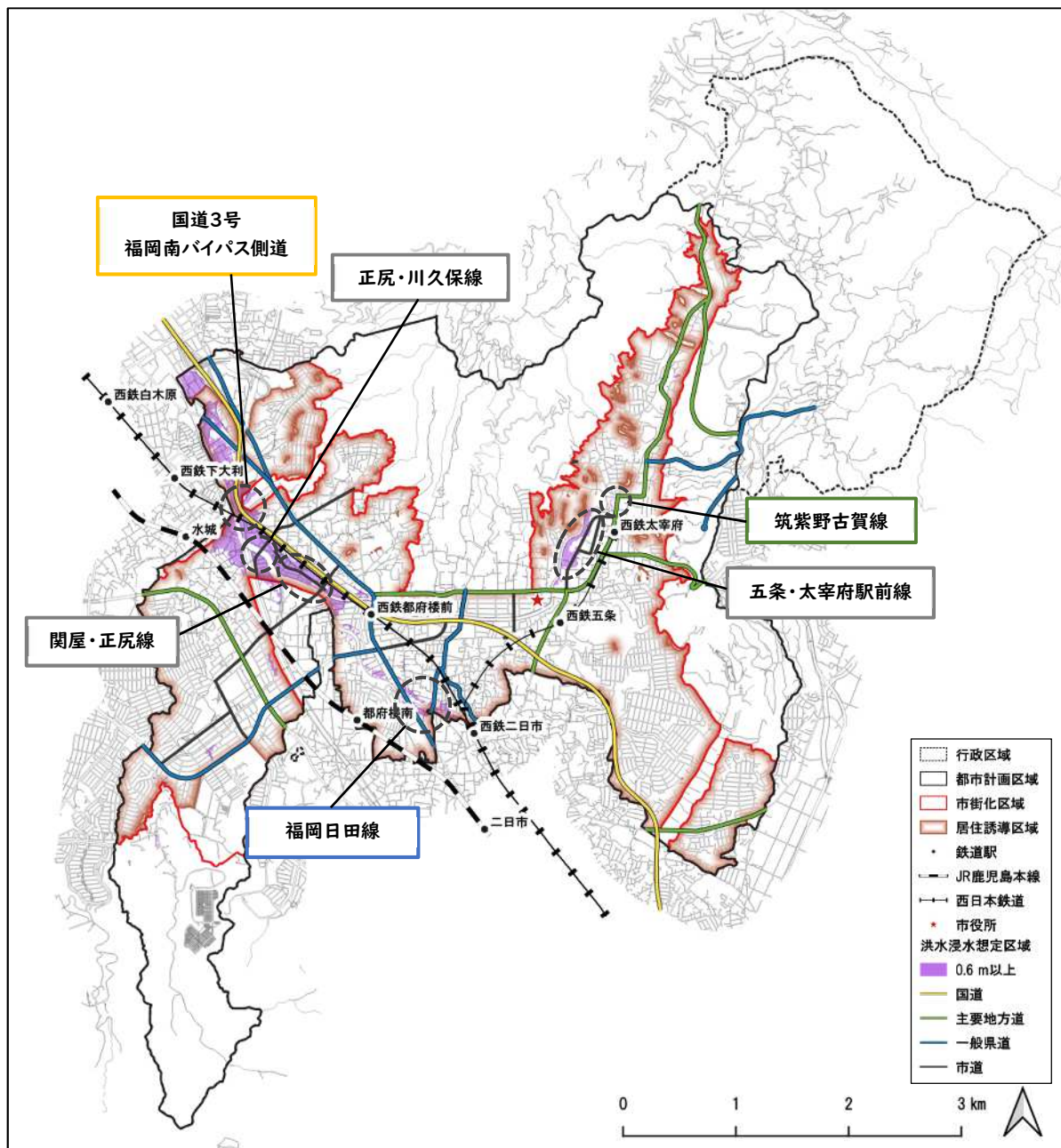
◆0.3m:自治体のバスの運行停止基準、乗用車の排気管やトランスミッション等が浸水
自動車(緊急車両、パトロール車)が走行困難

(6) 洪水浸水想定区域(想定最大規模)(浸水深0.6m以上のもの)×道路網

御笠川及び大佐野川、鷺田川の想定最大規模降雨での洪水が発生した場合、洪水浸水想定0.6m以上の区域にかかる主な道路は、「国道3号福岡南バイパス側道」、主要地方道では「筑紫野古賀線」、県道では「福岡日田線」、市道では「正尻・川久保線」、「関屋・正尻線」、「五条・太宰府駅前線」となっており、路線の多くが居住誘導区域内に含まれています。一方、市街化調整区域では一部の路線が該当するものの、都市計画区域外に該当する路線はありません。

国土交通省が示す「水害の被害指標分析の手引」によると、浸水深0.6m以上でJAFの実験でセダン、SUVともに走行不可とされています。

【洪水浸水想定区域(想定最大規模)(浸水深0.6m以上)と道路網の重ね図】



出典:令和4年度都市計画基礎調査、福岡県オープンデータ

【参考】浸水深と自動車通行との関係(出典:水害の被害指標分析の手引(平成25年試行版))

◆0.6m:JAFの実験でセダン、SUVともに走行不可

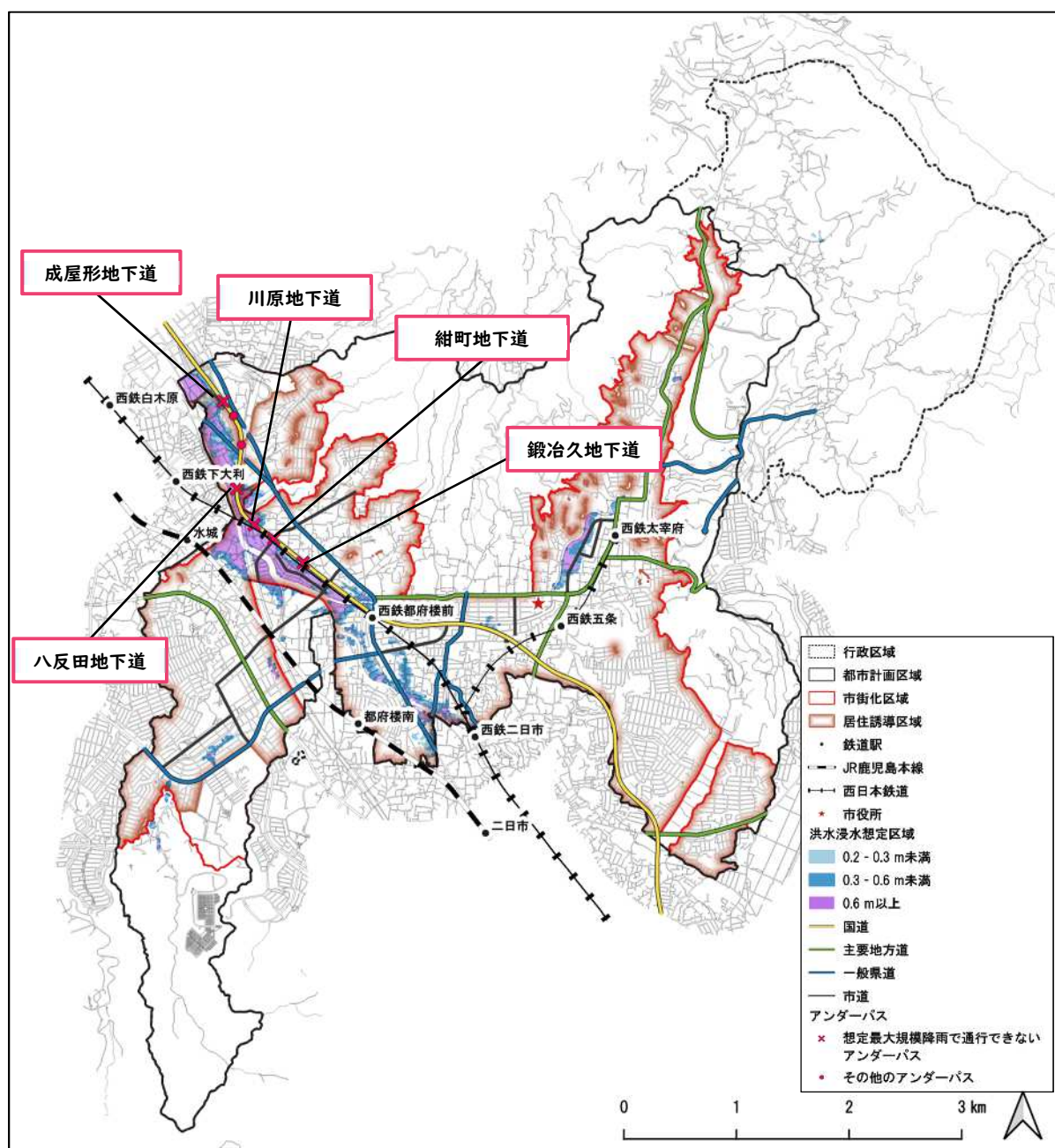
(7) 洪水浸水想定区域(想定最大規模)(浸水深0.2m以上)×道路網

×アンダーパス

国土交通省が示す「水害の被害指標分析の手引」によると、浸水深0.2m以上で道路管理者によるアンダーパス等の通行止め基準とされています。

御笠川及び大佐野川、鷺田川の想定最大規模降雨での洪水が発生した場合、通行できないアンダーパスは、「成屋形地下道」、「川原地下道」、「紺町地下道」、「鍛冶久地下道」、「八反田地下道」の5箇所です。

【洪水浸水深(想定最大規模)(浸水深0.2m以上)と道路網、アンダーパスの重ね図】



出典：令和4年度都市計画基礎調査、福岡県オープンデータ

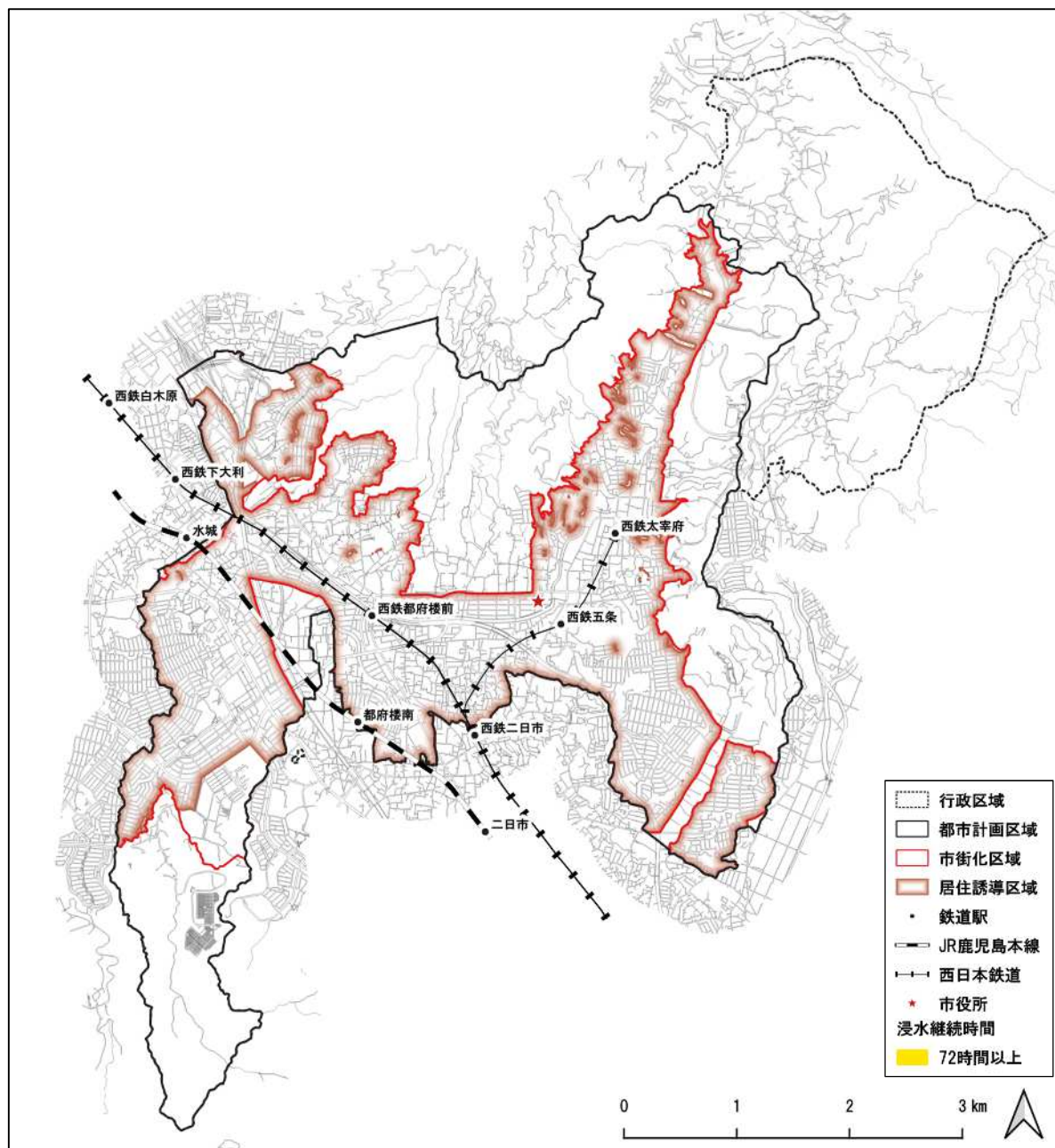
【参考】浸水深と自動車通行との関係(出典：水害の被害指標分析の手引(平成25年試行版))

◆0.2m:道路管理者によるアンダーパス等の通行止め基準

(8) 浸水継続時間×住宅

国土交通省が示す「水害の被害指標分析の手引」によると、長期の孤立に伴う飲料水や食料等の不足による健康障害の発生、生命の危機が生じるおそれがあるとされている浸水継続時間は72時間(3日間)以上とされています。本市には当該エリアは存在しません。

【浸水継続時間と住宅の重ね図】

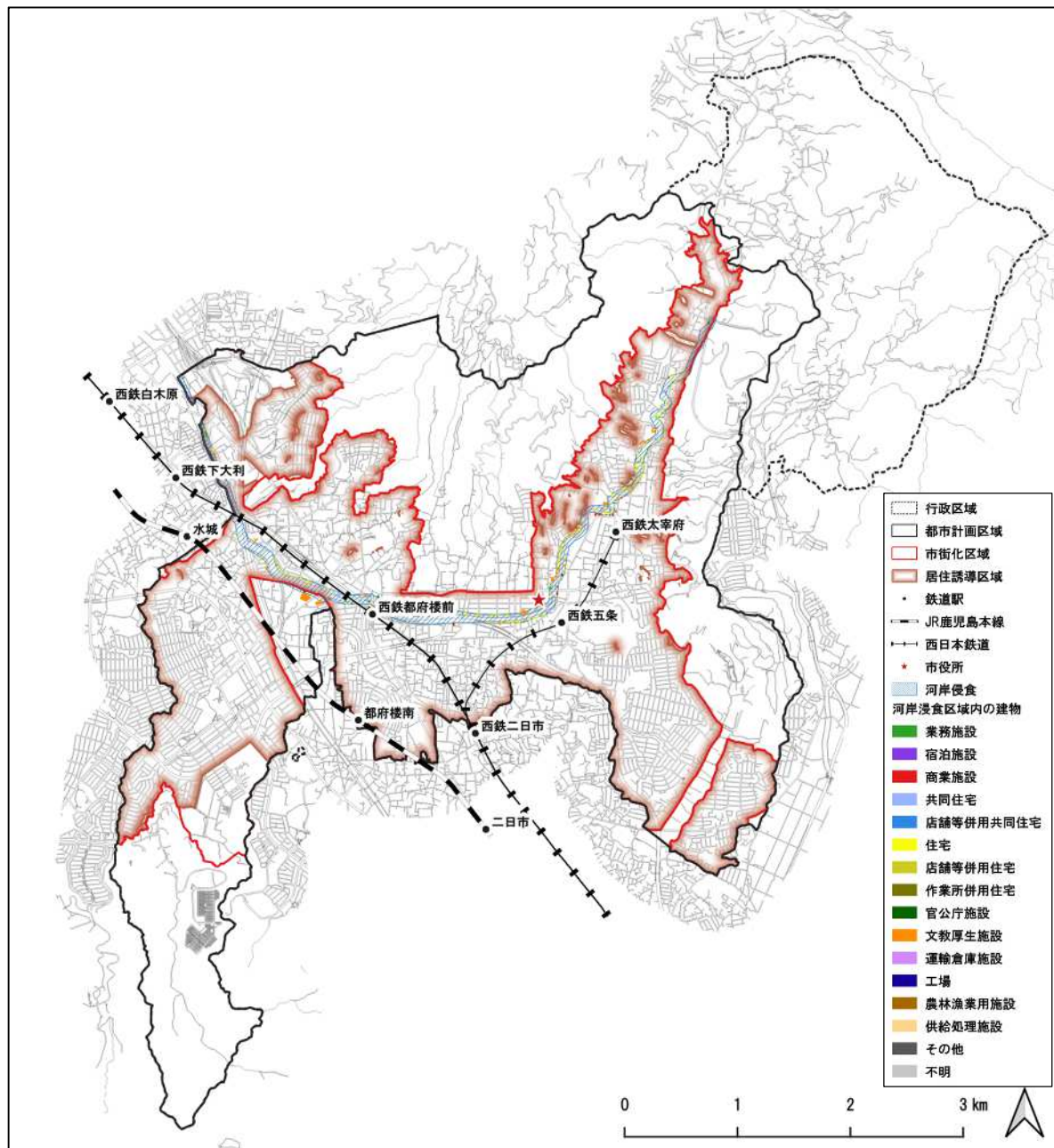


出典：令和4年度都市計画基礎調査、国土数値情報

(9) 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)×建物分布

御笠川の想定最大規模降雨での洪水が発生した場合の河岸侵食により、建物の倒壊・流出などの危険性がある家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)には576棟の建物が立地しており、そのうち居住誘導区域内には563棟が立地しています。一方、市街化調整区域では一部の建物が該当するものの、都市計画区域外に該当する建物は立地していません。

【家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)と建物分布の重ね図】

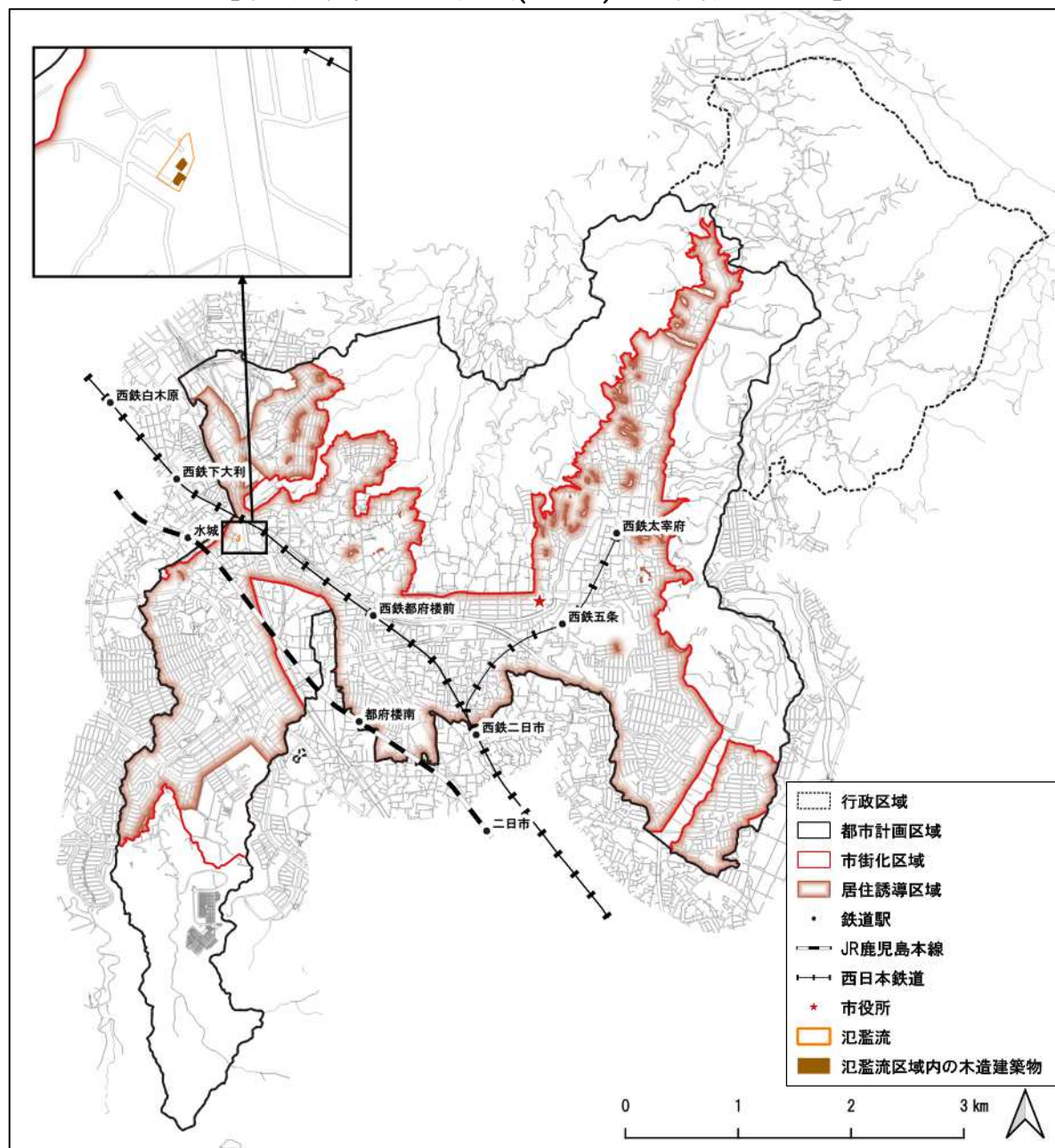


出典:令和4年度都市計画基礎調査、福岡県オープンデータ

(10) 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)×木造建物

御笠川の想定最大規模降雨での洪水が発生した場合の河川堤防の決壊または洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊のおそれがある家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)には2棟立地しており、いずれの建物も居住誘導区域内に立地しています。

【家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)と木造建物の重ね図】



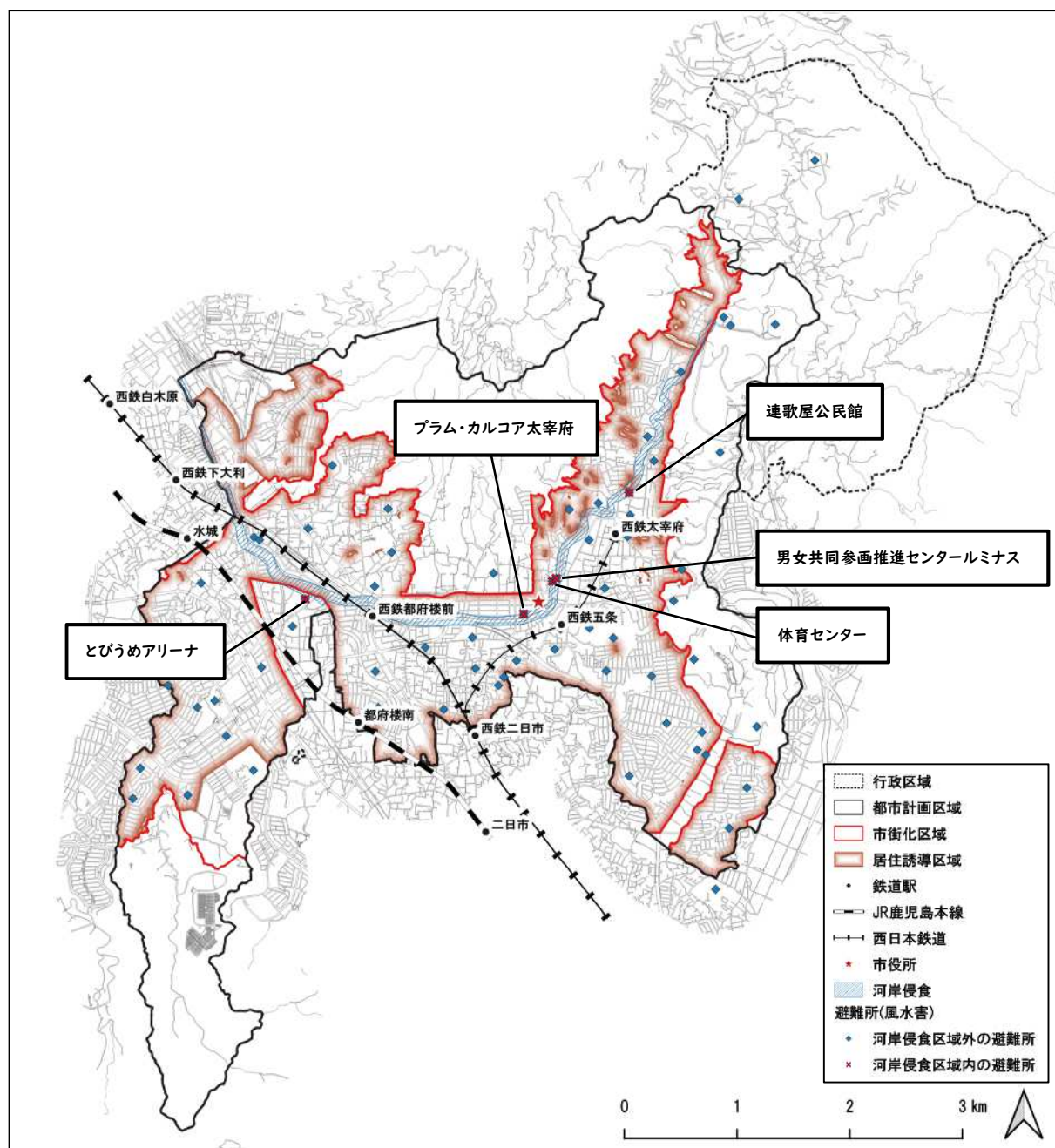
出典: 令和4年度都市計画基礎調査、福岡県オープンデータ

(11) 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)×

避難所(風水害で利用できる施設)

御笠川の想定最大規模降雨での洪水が発生した場合、河岸侵食による建物の倒壊が懸念される区域に立地する避難所は、「プラム・カルコア太宰府」、「連歌屋公民館」、「男女共同参画推進センタールミナス」、「体育センター」、「とびうめアリーナ」の5施設あります。「プラム・カルコア太宰府」、「連歌屋公民館」、「男女共同参画推進センタールミナス」、「体育センター」は居住誘導区域内に、「とびうめアリーナ」は市街化調整区域に立地しています。なお、これらの施設の周囲には、徒歩で避難可能な避難所が立地しています。一方、都市計画区域外に該当する施設は立地していません。

【家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)と避難所の重ね図】



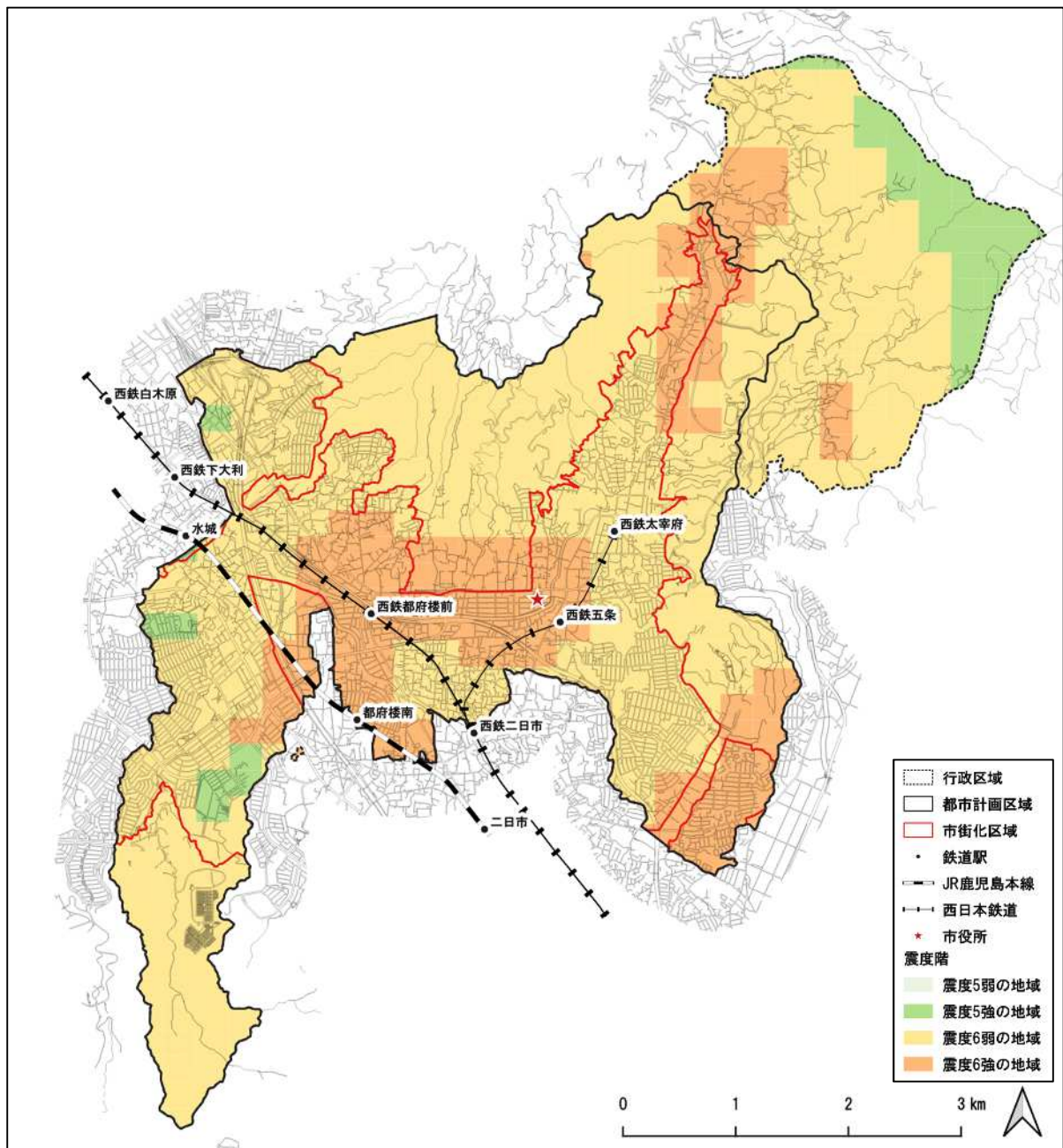
出典:令和4年度都市計画基礎調査、福岡県オープンデータ、市提供資料

3-3 地震

(1) 地震による揺れやすさ

福岡県西方沖地震の震源により南東部の福岡市（博多湾）から筑紫野市付近にかけての部分とし、破壊開始を北西下部、震源断層の長さを27km、震源断層の幅を15km（上端の深さ2km、下端の長さ17km）、地震の規模マグニチュード7.2の地震をモデルとする揺れやすさ（震度をメッシュ毎に図示）については、下図のとおりです。西鉄五条駅や西鉄都府楼前駅、JR都府楼南駅周辺、大佐野、高雄、御笠等において、震度6強の地震が想定されています。

【地震による揺れやすさ】



出典：福岡県地震に関する防災アセスメント調査データ

4. 計画の策定経緯

本項では、平成29年度年から令和7年度までの策定経緯を示します。

実施時期		主な協議・検討内容等 (立地適正化計画に関する事項を抜粋)
平成29年度 第1回	平成30年2月20日	1.太宰府市の都市計画とコンパクトシティ
平成30年度 第1回	平成30年9月5日	1.都市構造の特徴 2.本市の課題 3.まちづくりの方針 4.目指すべき都市の骨格構造と施策、誘導方針
平成30年度 第2回	平成31年1月30日	1.まちづくりの目標 2.都市づくりの課題 3.都市づくりの方針
平成30年度 第3回	平成31年3月25日	1.居住誘導区域
令和元年度 第1回	令和2年3月23日	1.都市機能誘導区域 2.拠点の配置
令和2年度 第1回	令和2年6月24日	1.居住誘導区域 2.都市機能誘導区域及び誘導施設
令和2年度及び令和3年度はコロナ禍による影響を鑑み、策定に向けた議論を休止		
令和4年度 第1回	令和5年1月24日	1.立地適正化計画の作成に向けた本市の検討状況
令和5年度 第1回	令和5年11月22日	1.関連する計画や他部局の関係施策等の整理 2.都市の位置づけの把握及び都市が抱える課題の分析 3.立地の適正化に関する基本的な方針 4.居住誘導区域 5.都市機能誘導区域・誘導施設
令和6年度 第1回	令和6年5月20日	1.誘導施策 2.防災指針
令和6年度 第2回	令和6年11月20日	1.定量的な目標値等 2.計画素案
令和7年度 第1回	令和7年8月19日	1.パブリック・コメント実施報告 2.計画案

5. 太宰府市都市計画審議会について

本項では、本計画を作成しようとするときに都市再生特別措置法第81条第22項に基づき、意見を聴いた「太宰府市都市計画審議会」の委員名簿及び条例を示します。

【太宰府市都市計画審議会委員名簿】 ※令和7年8月時点

選出区分	氏 名	役 職	所 属
識見を有する者	青山 博秋		(公社)福岡県宅地建物取引業協会 筑紫支部
	近藤 富美		公益社団法人福岡県建築士会
	坂井 猛	職務代理者	九州大学 キャンパス計画室 教授・副室長
	高尾 忠志	会長	(一社)地域力創造デザインセンター 代表理事
市議会議員	笠利 毅		太宰府市議会
	木村 彰人		
関係行政機関	西 亮		福岡県 建築都市部 都市計画課長
	山村 祐也		福岡県警察 筑紫野警察署 交通課長
	鶴川 和宜		筑紫野市 建設部 都市計画課長
市民	中嶋 幸博		太宰府市自治協議会(向佐野区自治会長)
	佐田 浩		太宰府市農業委員会会長
	宮原 清太		太宰府市商工会理事

【太宰府市都市計画審議会条例】

○太宰府市都市計画審議会条例

平成12年 3 月31日

条例第18号

改正 平成14年 3 月29日 条例第 1 号

平成15年 9 月26日 条例第36号

平成19年 9 月27日 条例第26号

平成20年12月19日 条例第38号

平成24年 3 月22日 条例第 6 号

平成25年 3 月28日 条例第14号

平成26年 3 月27日 条例第 7 号

平成29年 3 月22日 条例第13号

平成29年 3 月22日 条例第20号

（趣旨）

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、太宰府市都市計画審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ本市の都市計画行政の円滑な運営を図るため、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 本市が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について本市が提出する意見に関すること。
- (3) その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 この審議会は、13人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 識見を有する者 4人以内
- (2) 市議会議員 3人以内
- (3) 関係行政機関の職員 3人以内
- (4) 市民 3人以内

2 前項第3号に掲げる者につき任命された委員は、やむを得ない事由があると

きは、その委員の属する行政機関の職員のうちから代理の職員を指名し、その職務を委任することができる。

(平14条例1・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

(平29条例13・一部改正)

(臨時委員)

第5条 審議会に特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門委員)

第6条 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第7条 審議会に会長を置き、第3条第1号の規定に基づき任命された委員のうちから委員の選挙によりこれを定める。

2 会長は、会議を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(平14条例1・一部改正)

(会議)

第8条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員及び議案に関係ある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員及び議案に関係ある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(平15条例36・平19条例26・平20条例38・平24条例6・平25条例14・平26条例7・平29条例20・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成12年5月1日から施行する。

附 則 (平成14年条例第1号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年条例第36号)

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第26号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第38号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第6号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第14号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第7号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前に許可、任命、委嘱等されたものについては、なお従前の例による。

用語集

か行

関係人口

移住や観光でもなく、単なる帰省でもない、日常生活圏や通勤圏以外の特定の地域と継続的かつ多様な形で関わり、地域の課題の解決に資する人などのこと。

交通分担率

ある交通手段（徒歩や自転車、自動車、バス等）のトリップ数（人が目的をもって移動する単位）の全交通手段のトリップ数に占める割合。

交流人口

外部からある地域に何らかの目的で訪れる人口（＝ビジター）のこと。

高齢化率

人口に対する65歳以上の高齢者の割合。

国勢調査

各種行政施策等の基礎資料を得ることを目的に、我が国の人口及び世帯等の実態を把握するための統計調査で、5年ごとに行われる。

コミュニティバス

交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、運行する交通機関。一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バスや乗合タクシー、市町村自らが自家用有償旅客運送者の登録を受けて行う市町村運営有償運送等がある。

コワーキングスペース

複数の企業や個人が設備を共有しながら仕事を行う場所。自社の他事業所（支店・営業所、自社専用のサテライトオフィス等）は含まない。

コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市において、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

さ行

サテライトオフィス

企業の本社・本拠地から離れた場所に設置する小規模なオフィス。地方に拠点を設けることで、地方における新たなビジネスのスタートや事業拡大が期待されている。

シェアオフィス

専用個室スペースの利用ではなく、共有型のオープンスペースをデスク単位で使い放題のサブスクリプションサービス。自宅以外でワークスペースの確保を実現。

市街化区域

都市計画区域の中に定められる区域で、市街地として積極的に開発・整備する区域であり、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画区域の中に定められる区域で、市街化を抑制すべき区域。区域内では、原則として農林漁業用の建物や、一定の条件を満たすものを除き、開発行為は許可されない。

た行

DID 区域

人口集中地区を示す「Densely Inhabited District」の略語であり、国勢調査において設定される人口密度が1ha 当たり40人以上、人口5,000人以上の地域で、実質的な都市地域を示す。

低未利用土地

住居の用、業務の用その他の用途に供されておらず、またはその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途もしくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる土地。

デマンド交通

予約する利用者に応じて運行する時刻や経路が変わる交通形式のことで、予約がある場合のみ運行がなされる。縮小する公共交通機関の代替手段として、全国各地で導入が進む輸送サービス。

都市機能（施設）

都市の居住環境の向上等のための機能を備えた施設であり、商業や市民のコミュニティ形成、交流、生涯学習、居場所、文化芸術、健康医療福祉、子育て、行政サービス等の拠点となる施設。

都市計画区域

都市計画区域とは、一体の都市として総合的に整備し、開発し、保全する必要がある区域として都市計画法第5条に基づき県知事が指定する区域であり、区域内は都市計画法その他の法令の適用を受ける。

そのうち、区域区分がある都市計画とは、市街化区域および市街化調整区域の区分が定められた都市計画区域である。一般に、線引き都市計画区域ともいう。

都市計画法

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の増進に寄与する事を目的として昭和44年に制定された、都市地域における土地利用と都市整備に関する各種制度の基本となる法律。

都市計画区域の指定などの都市計画の内容、その決定手続き、各種の規制等について定める。

都市再生特別措置法

近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保するため、社会経済構造の転換を円滑化し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とした法律。

都市施設

都市に必要な交通施設、供給施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設など。必要なものを、都市計画の一つとして、都市計画法第11条に基づき、位置などを定める。

は行

パークアンドライド

交通渋滞の緩和のため、自動車を鉄道駅等の公共交通機関の駐車場に停車させ、公共交通機関に乗り換えて目的地に行く方法。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。

福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

都市計画区域毎に、その都市計画の基本的方針を示すもので、都市計画法第6条の2に基づいて県が定める。内容として、①圏域の現状と課題、②都市計画の目標、③区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針、④主要な都市計画の決定等の方針を含む。

ま行

MaaS

Mobility as a Service の略語で、鉄道、バス、タクシー、シェアサイクル等の様々な移動手段を最適に組み合わせ、検索・予約・決済を一括で提供するサービス。

や行

ユニバーサルデザイン

障がいによりもたらされる障壁（バリア）に対処するという考え方である「バリアフリー」に対し、「ユニバーサルデザイン」はあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインするという考え方のこと。

用途地域

都市計画区域内で定められる地域の一つ。建築物の用途や建ぺい率、容積率、高さなどの形態に制限を加えることにより、生活環境の向上と商工業の利便の増進を図るもので、それぞれの地域の特性に応じて13種類の地域のうちから設定される。

ら行

リノベーション

中古住宅に対して、機能・価値の再生のための改修、その家での暮らし全体に対処した、包括的な改修を行うこと。

わ行

ワーケーション

Work（仕事）と Vacation（休暇）を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすこと。